

パブリック・コメント用

第2次砺波市総合計画 後期計画 (案)

令和3年12月

砺波市

目 次

第1章 序論	
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の構成と期間	5
3 計画の推進	6
4 位置と地勢	7
5 砺波市の現況	8
6 市民アンケート調査	14
7 市を取り巻く状況及び課題	20
第2章 基本構想	
1 基本構想の体系	26
2 基本理念	27
3 将来像	28
4 基本方針・共通方針	29
5 将来人口	31
6 土地利用の基本的方向	33
第3章 基本計画	
1 基本計画の構成	36
2 施策の体系	38
3 10WAVEプロジェクト	40
4 主な個別計画の位置づけ	42
5 基本計画とSDGsとの関係	44
6 基本計画（各論）	46
基本方針1 ともに輝き支えあう人づくり	
主要施策1 教育の充実	47
1-1-1 学校教育の充実	48
1-1-2 幼児教育・保育の充実	52
主要施策2 心豊かな人の育成	53
1-2-3 生涯学習の推進	54
1-2-4 地域スポーツの推進	58
1-2-5 文化芸術の振興	60
主要施策3 地域力・家族力の向上	62
1-3-6 地域コミュニティの活性化	63
1-3-7 三世代同居・近居の推進	65
主要施策4 交流・定住の促進	67
1-4-8 国際・国内交流の推進	68
1-4-9 移住・定住対策の充実・強化	70
基本方針2 なごやかな暮らしを育む安心づくり	
主要施策5 保健・医療の充実	73
2-5-10 健康づくり・感染症対策の推進	74
2-5-11 医療の充実	78

主要施策6 福祉の充実	80
2-6-12 高齢者福祉の推進	81
2-6-13 障がい者（児）福祉の推進	84
2-6-14 地域福祉の推進	87
主要施策7 子育て環境の充実	90
2-7-15 妊娠・出産・子育て支援の充実	91
2-7-16 結婚支援の推進	94
主要施策8 安心して暮らせるまちづくりの推進	96
2-8-17 地域防災力及び減災対策の充実・強化	97
2-8-18 消防・救急救助体制の充実	101
2-8-19 防犯・交通安全の推進	103
基本方針3 みらいに活力をつなげるまちづくり	
主要施策9 自然・環境の保全と活用	105
3-9-20 散居景観・自然環境の保全・活用	106
3-9-21 花と緑の普及推進	108
3-9-22 循環型社会の構築と環境衛生の保全	111
主要施策10 生活基盤の充実	114
3-10-23 住宅環境の整備	115
3-10-24 都市基盤の整備・中山間地域の振興	117
3-10-25 地域交通ネットワークの充実・強化	121
主要施策11 農林業の振興	124
3-11-26 生産基盤・経営体制の充実	125
3-11-27 地域ブランド化の取組支援	128
主要施策12 商工業の振興	131
3-12-28 基幹・既存産業の振興・強化	132
3-12-29 企業誘致、起業・創業支援	135
3-12-30 中心市街地・商店街の活性化	137
3-12-31 雇用環境の整備	139
主要施策13 観光の振興	141
3-13-32 観光資源の魅力創出	142
3-13-33 観光情報発信・受入体制の充実	147
共通方針 協働と持続可能な自治体経営	
主要施策14 市民協働の推進	151
共通-14-34 市民と行政の協働の推進	152
共通-14-35 人権尊重・男女共同参画の推進	154
主要施策15 持続可能な自治体経営	157
共通-15-36 行財政運営の最適化	158
共通-15-37 シティプロモーション・地域デジタル化の推進	161
共通-15-38 広域行政・事業連携の推進	163

第1章 序論



砺波チューリップ公園

1 計画策定の趣旨

砺波市では、平成16年11月の新砺波市誕生後、しばらくは人口増加を続けていましたが、近年は人口減少が加速化する局面を迎えており、今後、市民生活や行財政運営などに大きな影響が生じることが懸念されます。また、社会・経済情勢の変化や市民ニーズの多様化など、様々な課題に対応していくことが求められており、本市の特徴を生かして地方創生を推進し、より魅力的で活力のある住みよい砺波市をつくり上げていく必要があります。

これらの状況を踏まえつつ、平成28年（2016年）に、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10か年を計画期間とする「第2次砺波市総合計画」を策定しました。

この計画は、今後10年間で目指すべき本市の将来像とその実現のための施策を取りまとめたものであり、まちづくりの「羅針盤」として、本市の最上位計画と位置付け、まちづくりを総合的かつ計画的に展開するものです。

10年間の計画は平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの前期5年間と、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの後期5年間に分けられます。後期の基本計画では、ウィズコロナを見据えた新しい生活様式の対応や、SDGsの推進、デジタル技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）によるSociety5.0の実現など、新たな潮流に対応するとともに、国が進める「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、地域脱炭素は地域の成長戦略であるとの認識を持って「第2次砺波市総合計画後期計画」を策定しました。

2 計画の構成と期間

基本構想

本市のまちづくりの基本理念や目指すべき将来像のほか、この将来像を実現するための基本方針などを定めたものです。

基本構想の期間は、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10年間とします。

基本計画

基本構想に基づき、まちづくりの主要施策の内容を体系的に定めたものです。

基本計画の期間は、前期と後期に分け、後期は令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

なお、本市の総合計画は、まち・ひと・しごと創生法に規定され、策定することが推進されている「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「地方版総合戦略」という。）」の策定目的である人口減少克服や地方創生といった、まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画と、数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定するなど、地方版総合戦略としての内容も備えることから、総合戦略を包含した計画とします。

実施計画

基本計画に定めるまちづくりの主要施策を実行するための具体的な事業計画です。実施計画は、向こう3年間を計画期間として毎年ローリング方式により策定します。

※実施計画は、年度ごとに本書とは別に定めます。



3 計画の推進

本計画を着実に進めるため、基本計画の個別施策ごとに目標値を設定し、目標の達成状況等を砺波市総合計画審議会による外部の視点及び“となり創生”まちづくり本部会議等の内部の視点から、毎年度点検・評価して、その結果を各年度の具体的実施事業を定める総合計画実施計画に反映させることで改善を図ります。

さらに、施策の取組などについて積極的な周知に努めながら、市民や地域、企業、関係団体との協働により、計画の推進を図ります。

■PDCAサイクルによる進行管理



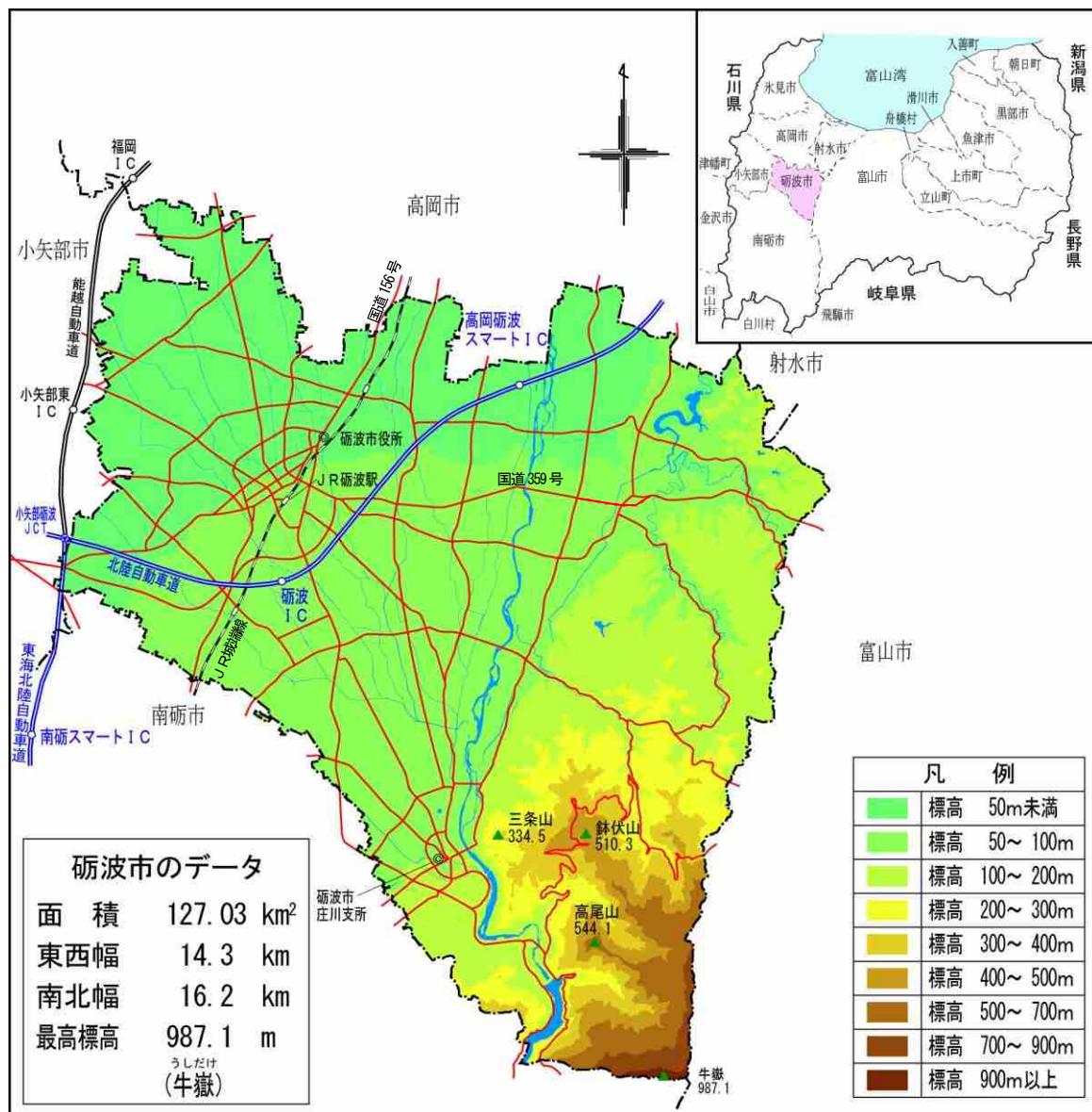
4 位置と地勢

本市は、平成16年（2004年）11月1日に旧砺波市と旧庄川町が合併し、新砺波市として誕生しました。富山県の西部に位置し、東西14.3km、南北16.2kmで、面積は127.03km²です。

北は高岡市、南は南砺市、東は富山市と射水市、西は小矢部市に接しており、「庄川」によって形成された勾配の緩やかな扇状地と、牛嶽から北に向かって連なる鉢伏山を含む庄東山地や芹谷野段丘から成り立っています。

市域の平野部は、散居景観が広がる農村地帯と出町地区や東山見・青島地区の市街地で形成されており、市域の東側には、飛騨山地に源を発する清流「庄川」が南北に貫流し、高岡市、射水市を経て、富山湾に注いでいます。

また、市内を南北に一般国道156号及び北陸新幹線と接続するJR城端線が、東西に北陸自動車道及び一般国道359号が通っており、中心部にJR砺波駅や北陸自動車道砺波インターチェンジ、高岡市との市域境界に高岡砺波スマートインターチェンジ、小矢部市との市域境界に北陸自動車道と東海北陸自動車道及び能越自動車道が交わる小矢部砺波ジャンクションを有する交通の要衝となっています。



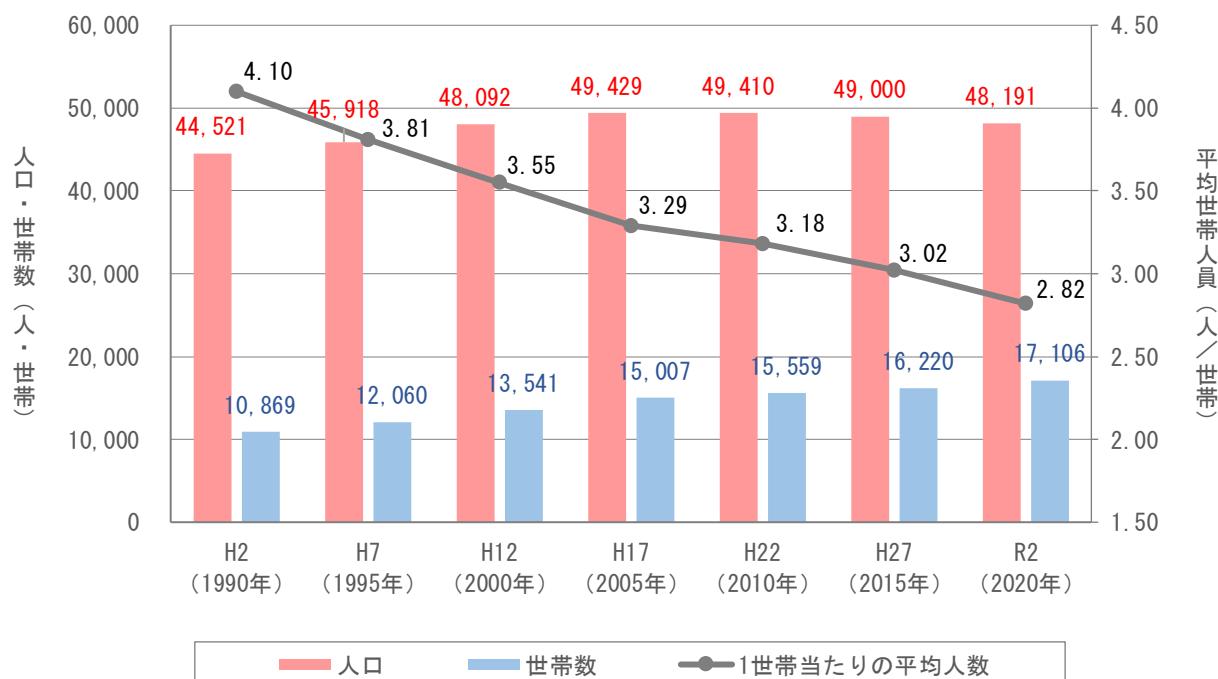
5 研波市の現況

人口・世帯数の推移

国勢調査による本市の人口は、平成17年（2005年）に49,429人とピークを迎え、その後、令和2年（2020年）の人口は48,191人で平成17年（2005年）から1,238人減っています。

一方、世帯数は、平成2年（1990年）の10,869世帯から令和2年（2020年）には17,106世帯と増加傾向にあるものの、1世帯当たりの平均人数は、平成2年（1990年）の4.10人から令和2年（2020年）の2.82人へと減少傾向を示しています。

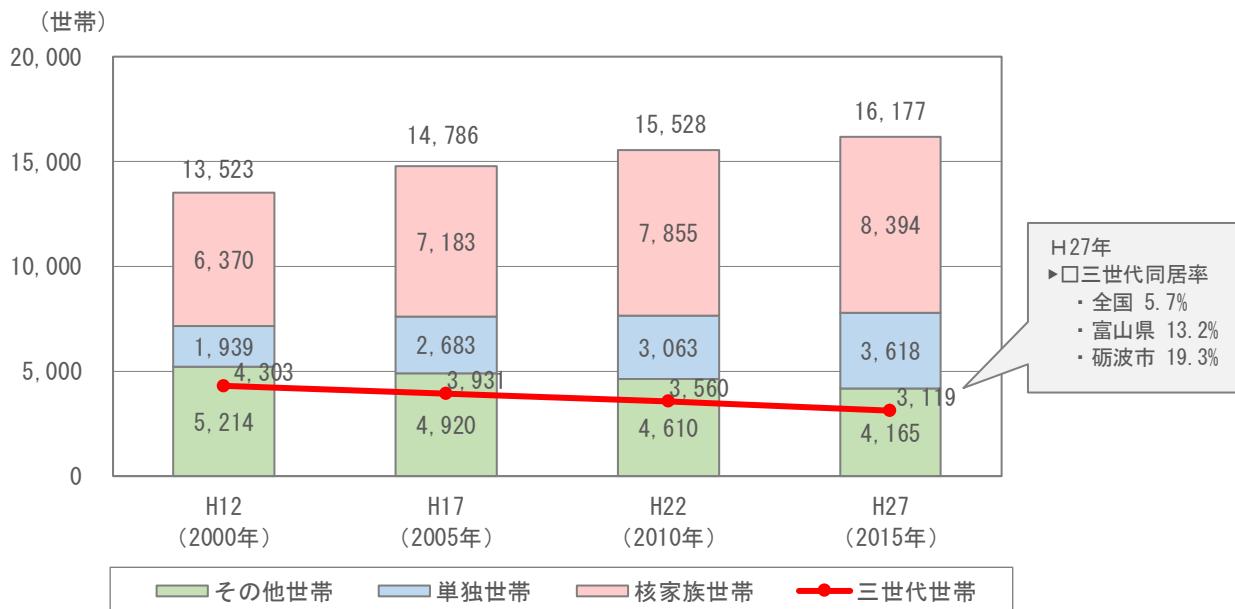
■人口・世帯数等の推移



資料：国勢調査（R2年のデータは速報値）

平成27年(2015年)の世帯類型をみると、核家族世帯が8,394世帯、単独世帯が3,618世帯、その他世帯が4,165世帯となっており、うち三世代世帯は3,119世帯となっています。平成12年(2000年)からの推移をみると単独世帯や核家族世帯が増加している一方で、三世代世帯は減少しているものの、国や県の平均と比べて本市の三世代同居率は高くなっています。

■世帯類型の推移



資料：国勢調査

※本ページにおける世帯数の合計は「施設等の世帯」を除いた「一般世帯」の合計であり、前ページの総世帯数とは一致しません。

「夫婦のいる一般世帯」のうち、「夫・妻ともに就業している世帯」(共働き世帯)は10,867世帯中6,732世帯で、夫婦共働きの割合は61.9%となっており、これは国の45.5%、県の55.3%と比べて高い水準となっています。

■夫婦共働き率の状況

	砺波市	富山県	全国
H27(2015年)	61.9%	55.3%	45.5%

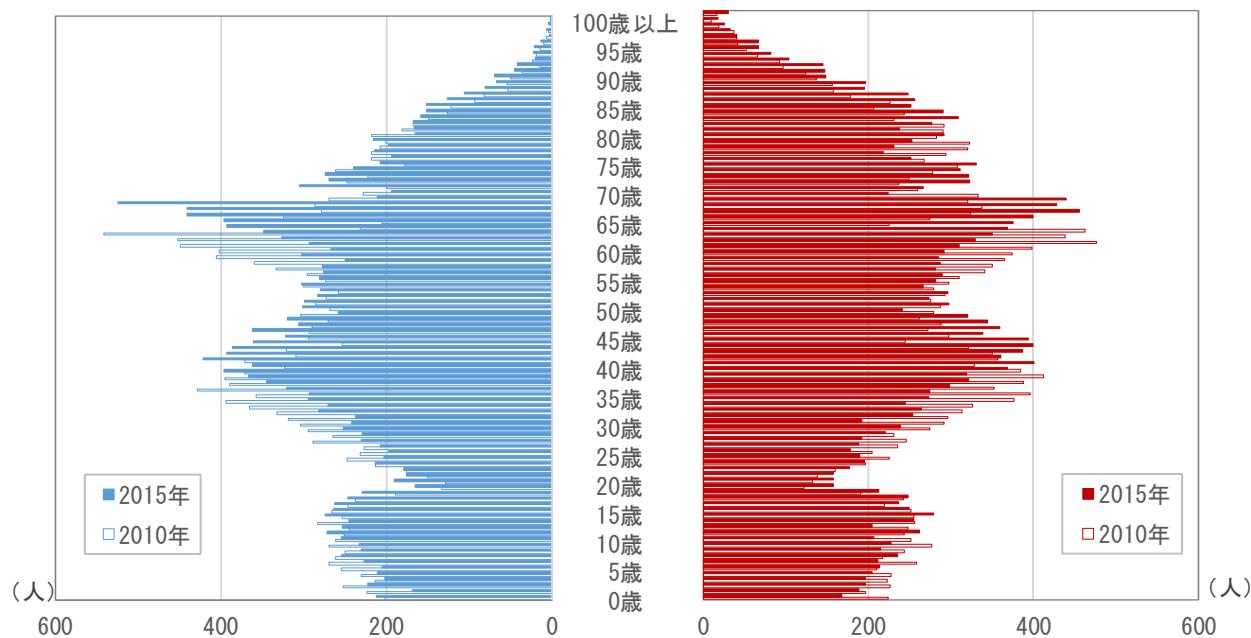
資料：国勢調査

年齢別人口の状況

本市の人口構成をみると、男女ともいわゆる第1次ベビーブーム世代と第2次ベビーブーム世代の人口が多くなっている一方、25歳前後の人口が極端に少なくなっています。

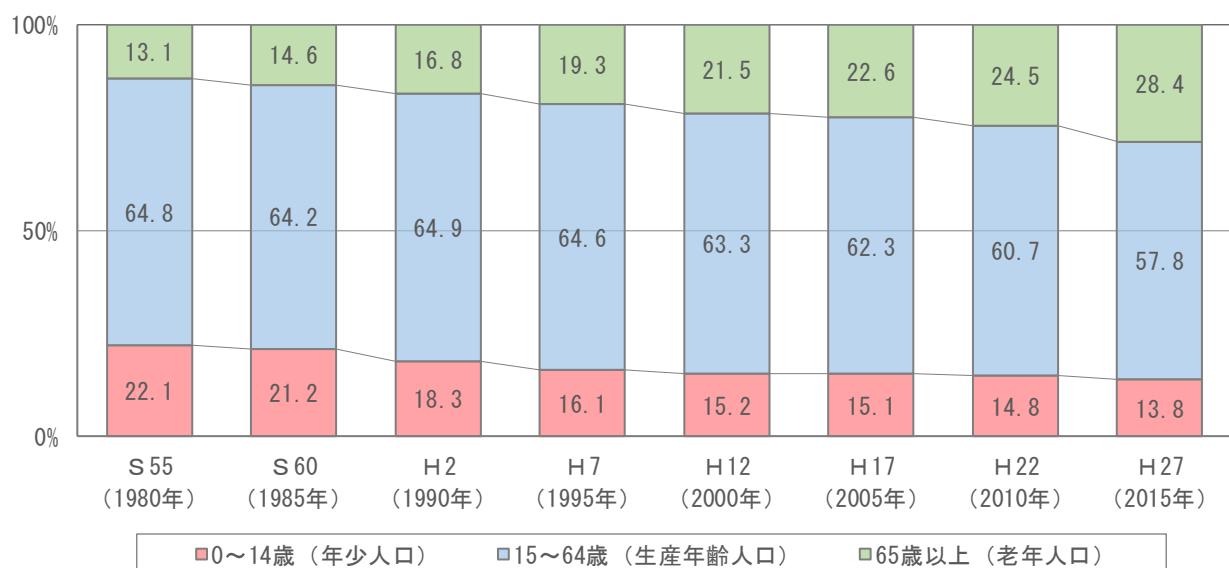
また、年齢3区分別人口割合の推移をみると、0歳から14歳の年少人口割合が平成2年（1990年）の18.3%から平成27年（2015年）の13.8%へと4.5ポイント減少するとともに、15歳から64歳までの生産年齢人口割合が平成2年（1990年）の64.9%から平成27年（2015年）の57.8%へと7.1ポイント減少しています。一方、65歳以上の老人人口割合は平成2年（1990年）の16.8%から平成27年（2015年）の28.4%へと11.6ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

■人口ピラミッド：平成27年（2015年）と平成22年（2010年）の比較



資料：国勢調査

■年齢3区分別人口割合の推移



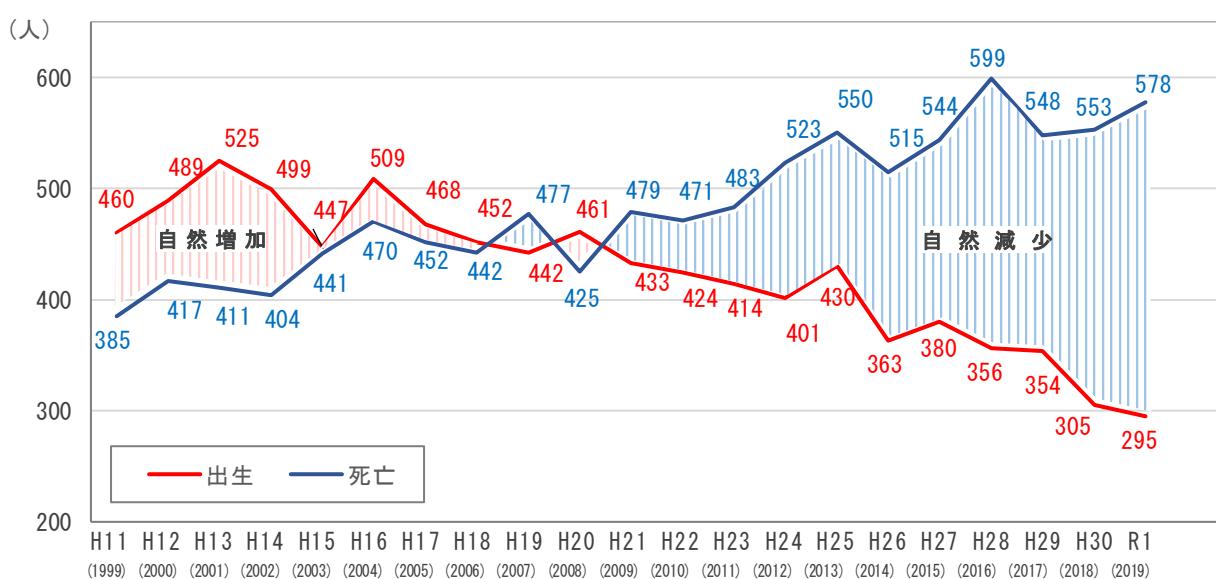
資料：国勢調査

自然動態の推移

出生数の推移をみると、平成 13 年（2001 年）には 525 人、平成 16 年（2004 年）には 509 人となるなど 500 人を超える年も見られましたが、その後は緩やかな減少傾向に転じ、令和元年（2019 年）には 295 人となっています。一方、老人人口割合が高いことから死亡数は増加傾向にあり、平成 24 年（2012 年）以降 500 人を上回り、令和元年（2019 年）は 578 人となっています。自然動態（出生数と死亡数の差）は平成 21 年（2009 年）以降マイナスとなり、令和元年（2019 年）は 283 人減となっています。

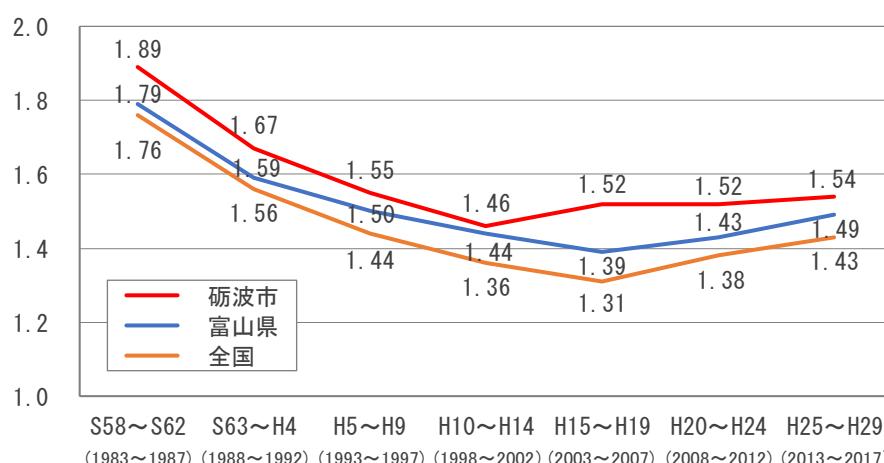
平成 25 年（2013 年）から平成 29 年（2017 年）の合計特殊出生率（※1）（推定値）をみると 1.54 であり、国や県をやや上回っているものの、人口を維持する基準である人口置換水準 2.07 を下回っています。

■出生数・死亡数の推移



資料：人口移動調査（前年 10 月 1 日～9 月 30 日）

■合計特殊出生率の推移



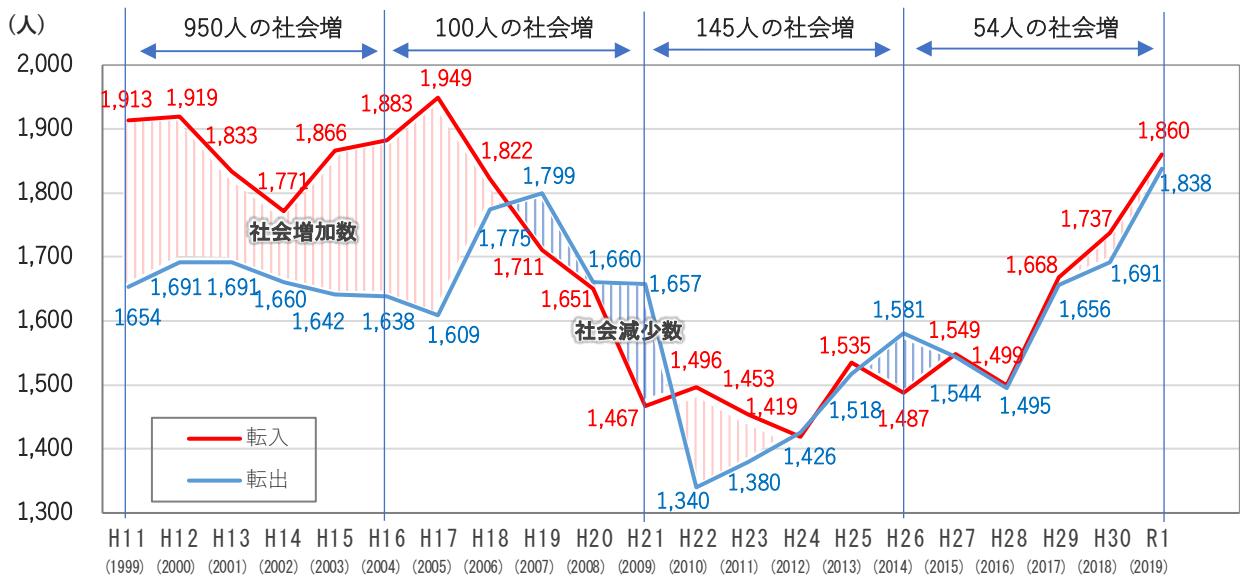
資料：人口動態統計（ペイズ推定値）

（※1）合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの年齢別出生率の合計で、一人の女性
が一生の間に産む平均子供数の推計値

社会動態の推移

転入・転出の推移をみると、平成18年（2006年）頃までは転入超過が続いていましたが、平成19年（2007年）以降は年により転出・転入超過が見られるものの、総じて若干の社会増で推移している状況にあります。

■転入・転出の推移

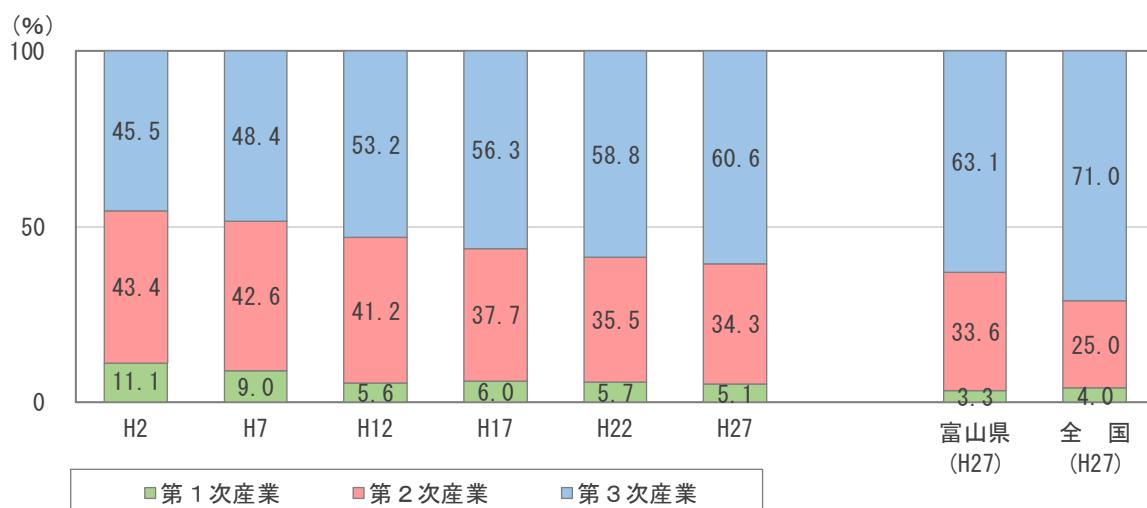


資料：人口移動調査（前年10月1日～9月30日）

産業別就業状況

産業別就業者構成比の推移をみると、第1次産業は平成2年（1990年）の11.1%から平成27年（2015年）の5.1%と6.0ポイント低下し、第2次産業は平成2年（1990年）の43.4%から平成27年（2015年）の34.3%と9.1ポイント低下しています。一方、第3次産業は平成2年（1990年）の45.5%から平成27年（2015年）の60.6%と15.1ポイント上昇しており、全体的な傾向として、就業者の構成割合は第1次産業及び第2次産業から第3次産業へと移行しています。砺波市の傾向を国や県と比較すると、第1次産業及び第2次産業の比率が高く、第3次産業の比率が低くなっています。

■産業別就業者構成比の推移

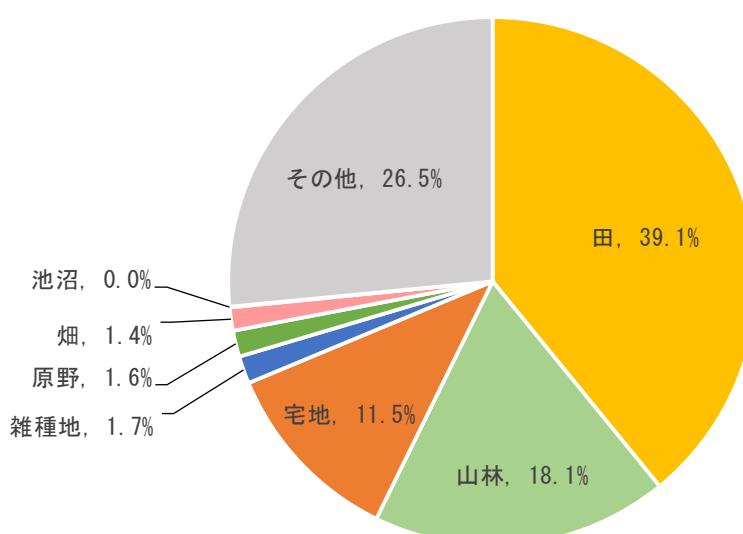


資料：国勢調査

土地利用の状況

土地利用の状況をみると、田や畑など農地として利用されている土地が最も多く、次いで山林、宅地の順となっています。

■土地利用の構成



令和2年1月1日現在
資料：統計となり

6 市民アンケート調査

調査概要

- ・調査地域：研波市全域
- ・調査対象：研波市在住の20歳以上の男女
- ・抽出方法：住民基本台帳から無作為に1,300人を抽出
- ・調査期間：令和2年11月2日（月）～11月23日（月）
- ・調査方法：郵送によるアンケート調査票の提出、又はインターネットによる回答
- ・配付数及び回収数・率

配付数	有効回答数		回答率 (インターネット回答の割合)
	郵送	インターネット	
1,300件	682件	551件	52.5% (19.2%)

※グラフ中の「n=○」は標本数（回答者の人数）を表しています。

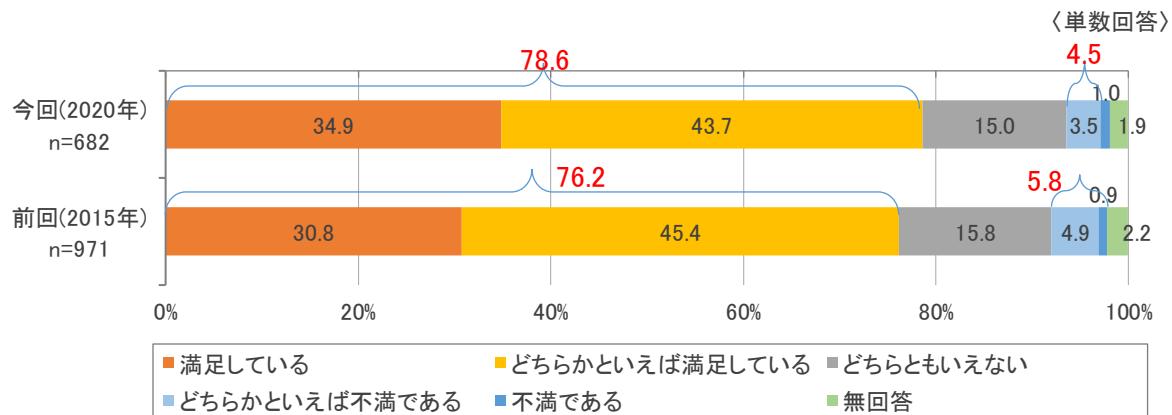
※○.○%の数値は、自動計算による四捨五入の関係上、合計が100.0にならない場合があります。

調査結果（抜粋）

① 研波市の生活の満足度

本市での生活の満足度について尋ねたところ、「満足している」が34.9%、「どちらかといえば満足している」が43.7%で、おおむね満足している人が78.6%となっています。前回調査（2015年）結果と比較しておおむね満足している人が2.4ポイント増加しています。

■研波市での生活の満足度（前回との比較）



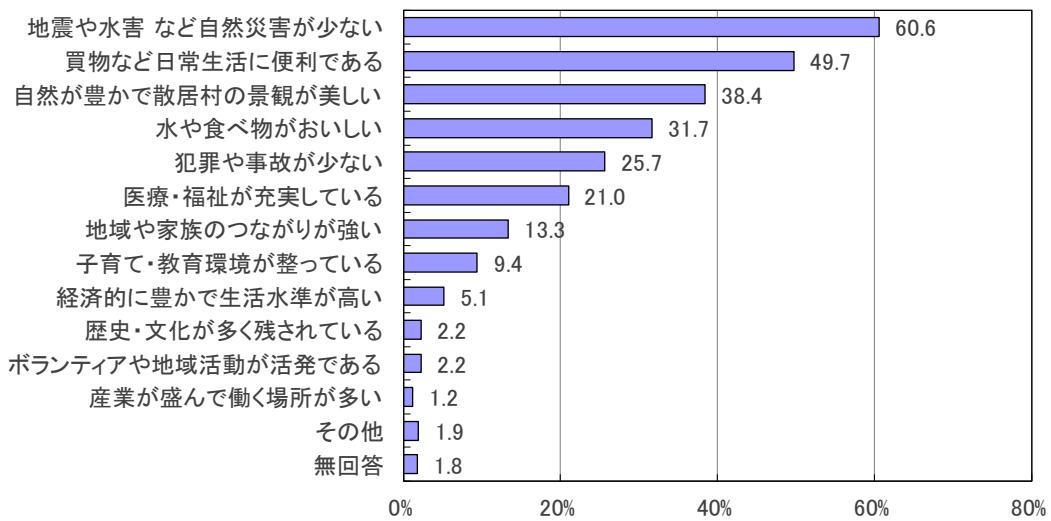
② 砺波市の良い点や魅力

本市の良い点や魅力について尋ねたところ、「地震や水害など自然災害が少ない」が60.6%と最も多く、次いで「買物など日常生活に便利である」が49.7%、「自然が豊かで散居村の景観が美しい」が38.4%の順となっています。

■砺波市の良い点・魅力

n=682

〈複数回答:3つまで〉



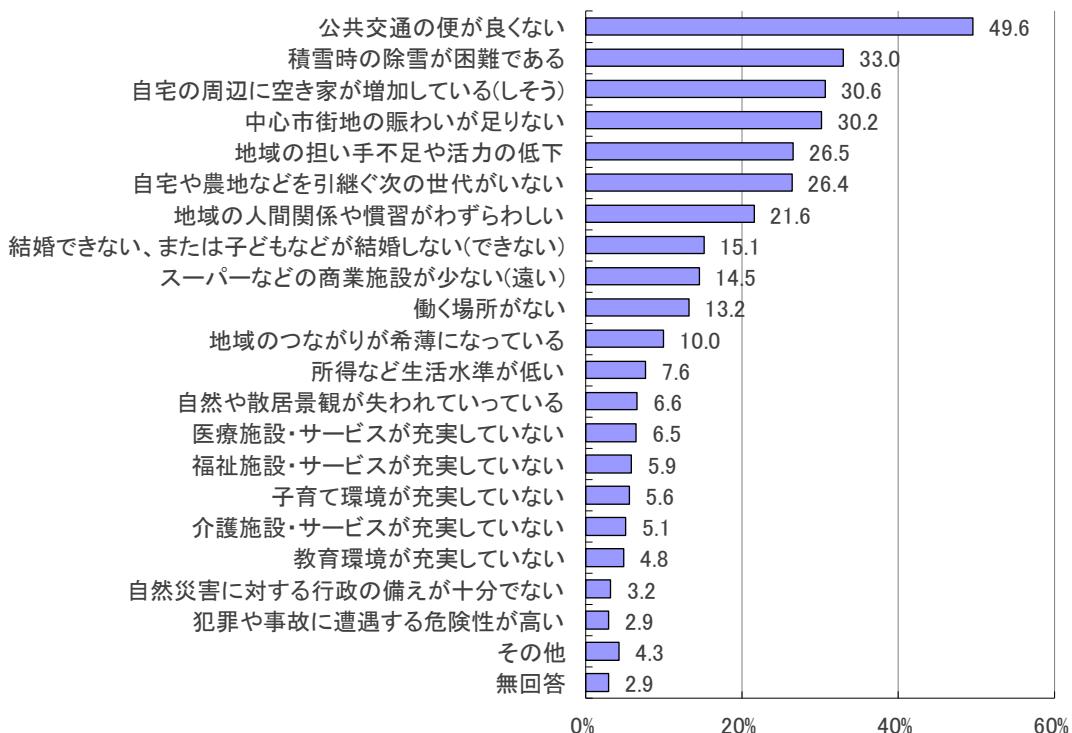
③ 砺波市で生活する上での課題

本市で生活する上で不便なことや課題に思うことを尋ねたところ、「公共交通の便が良くない」が49.6%と最も多く、次いで「積雪時の除雪が困難である」が33.0%、「自宅の周辺に空き家が増加している(しそう)」が30.6%、「中心市街地の賑わいが足りない」30.2%の順となっています。

■砺波市の生活面の不便・課題

n=682

〈複数回答:いくつでも〉

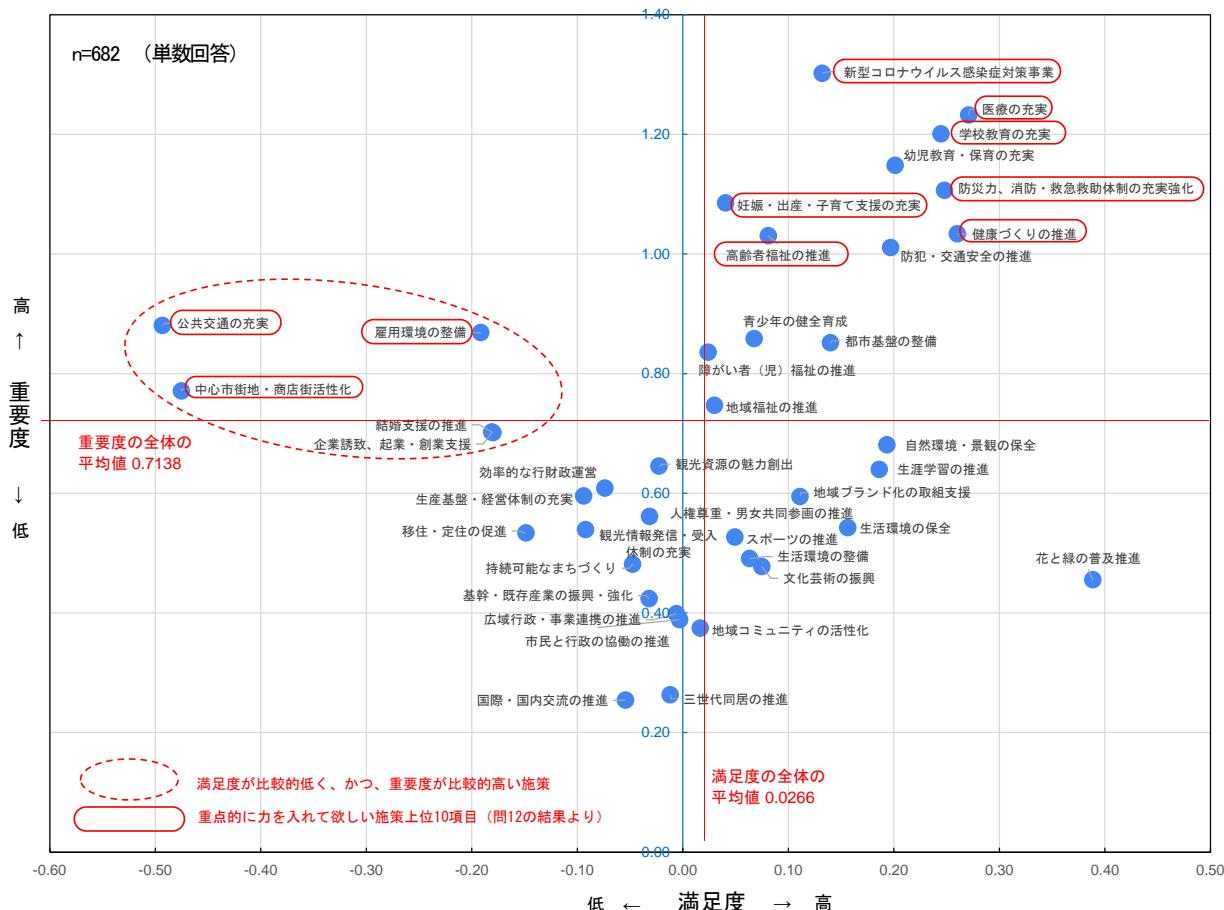


第1章 序論

④ 施策に対する満足度と重要度

各施策に関する満足度及び重要度をもとに散布図を作成し、満足度と重要度の相関をみると、施策における今後の方向性が示されます。例えば、重要度が高い一方で満足度が低い施策は、今後重点的に取り組む必要のある施策といえます。特に、「公共交通の充実」や「中心市街地・商店街活性化」、「雇用環境の整備」などで重要度が高く、満足度が低いことから、今後、住みやすいまちづくりを進める上で、重点的に取り組むべき課題であると考えられます。

■施策の満足度と重要度の相関



※満足度、重要度の点数評価（配点）の方法

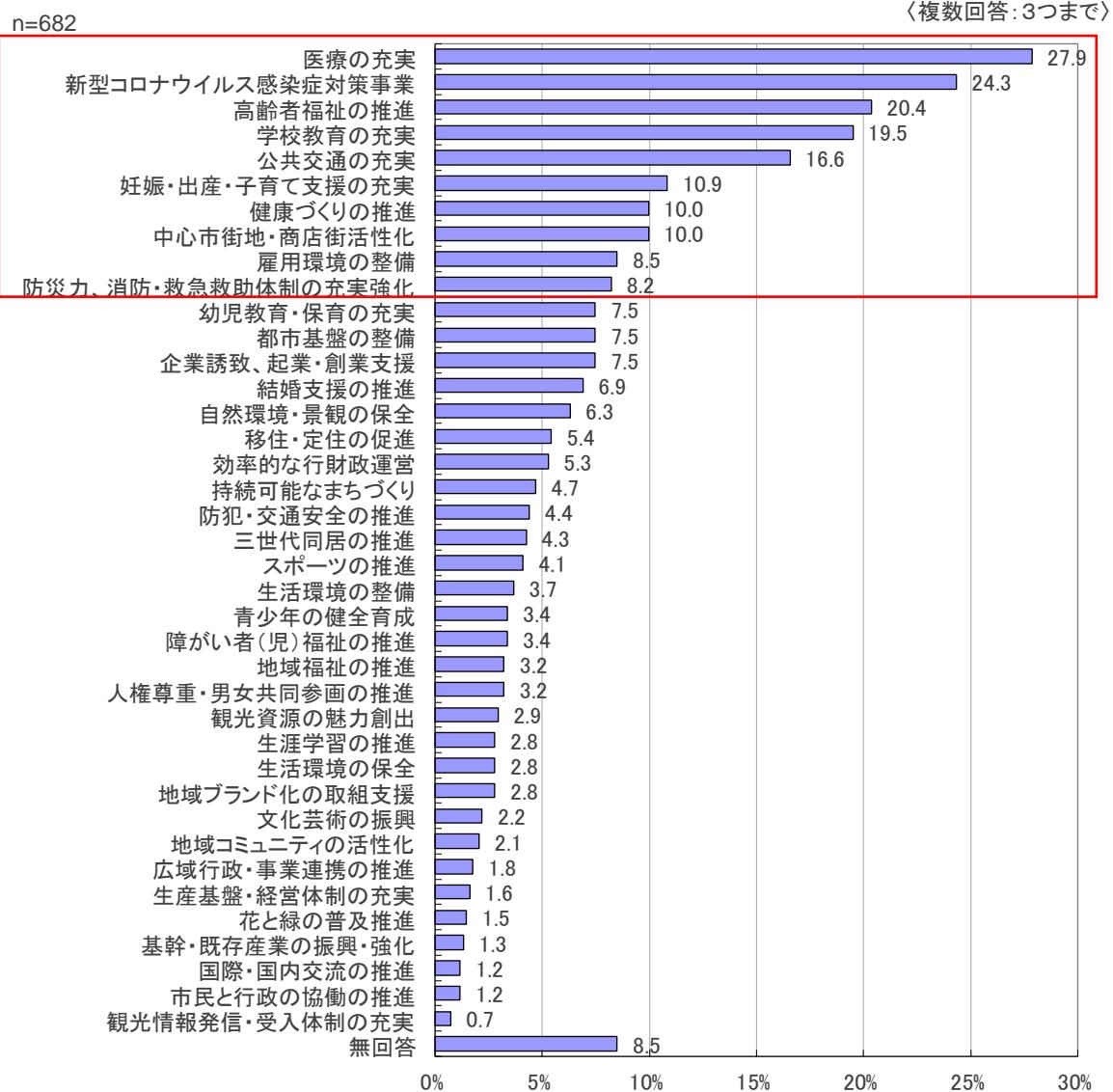
- ・施策ごとに、下表の配点に基づき得点合計（Σ回答数×評価点）を算出し、これの相加平均をもって各施策を代表する評価点としています。
- ・満足度、需要度の平均値は、各施策の代表評価点の相加平均により算出したものです。

	評価点の設定				
	+2点	-1点	0点	-1点	-2点
満足度	とても満足している	満足している	どちらでもない	あまり満足していない	満足していない
重要度	とても重要	少し重要	どちらでもない	あまり重要ではない	重要ではない

⑤ 重点的に取り組むべき施策

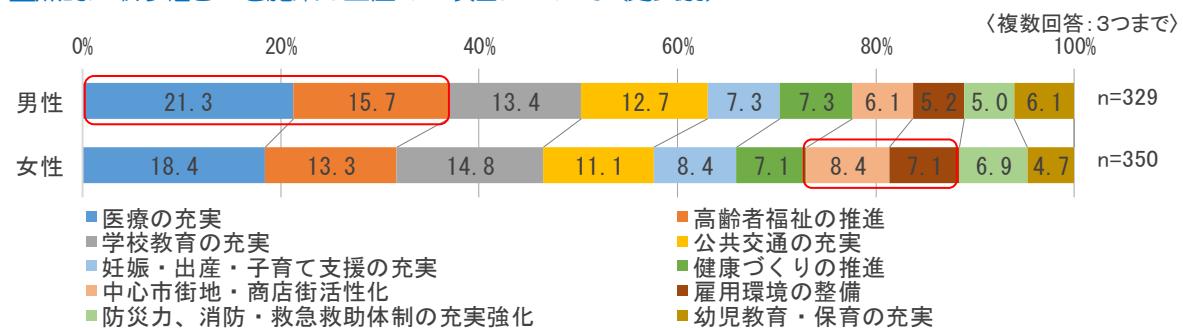
特に重点的に取り組むべき施策について尋ねたところ、「医療の充実」が27.9%で最も多く、次いで「新型コロナウイルス感染症対策事業」が24.3%、「高齢者福祉の推進」が20.4%、「学校教育の充実」が19.5%、「公共交通の充実」が16.6%の順となっています。

■37の分野別行政施策のうち特に重点的に取り組むべき施策



上位10項目について男女別にみると、男性は「医療の充実」、「高齢者福祉の推進」などが多く、女性は「中心市街地・商店街活性化」、「雇用環境の整備」などがやや多くなっています。

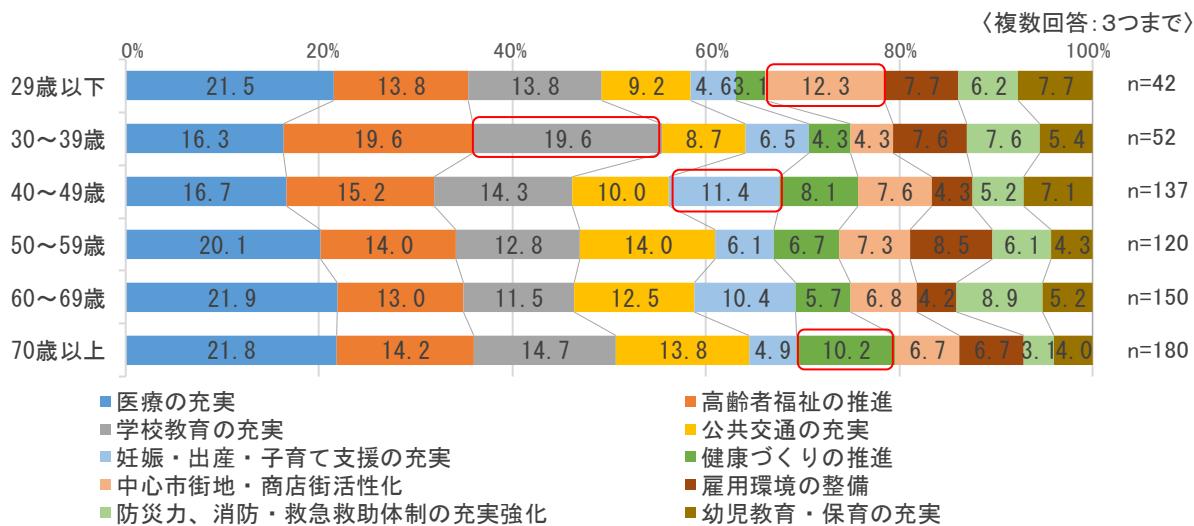
■重点的に取り組むべき施策の上位10項目について(男女別)



第1章 序論

上位10項目について年代別にみると、20代は「中心市街地・商店街の活性化」、30代は「学校教育の充実」、40代は「妊娠・出産・子育て支援の充実」、70代以上は「健康づくりの推進」などが他の年代に比べて多くなっています。

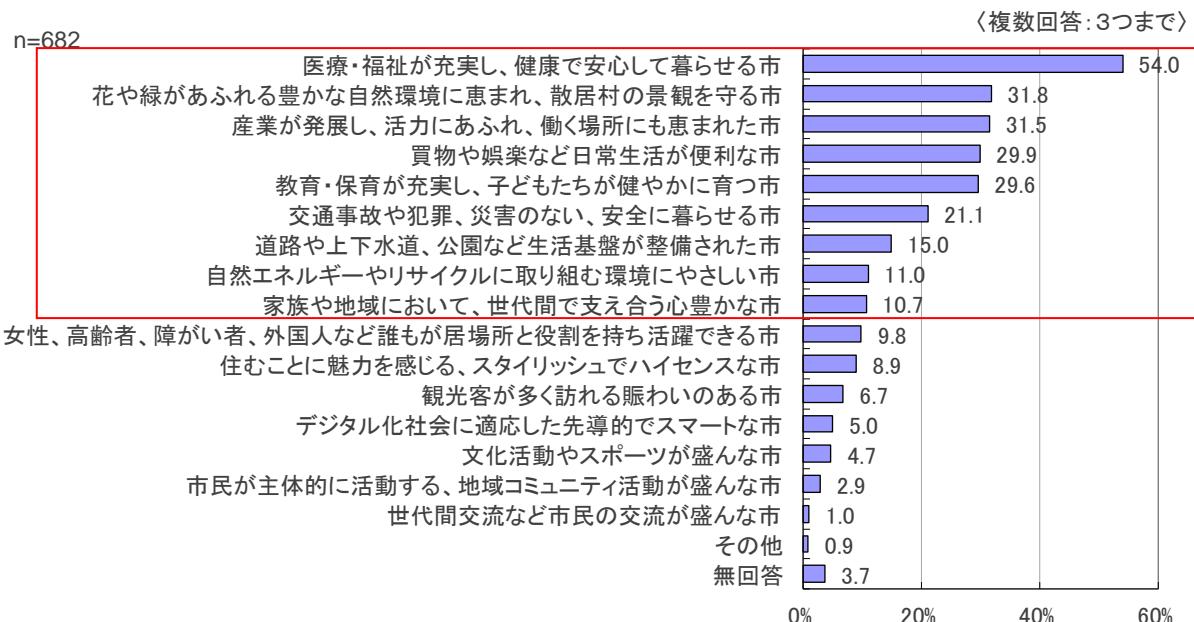
■重点的に取り組むべき施策の上位10項目について（年齢区分別）



⑥ ふさわしい将来像

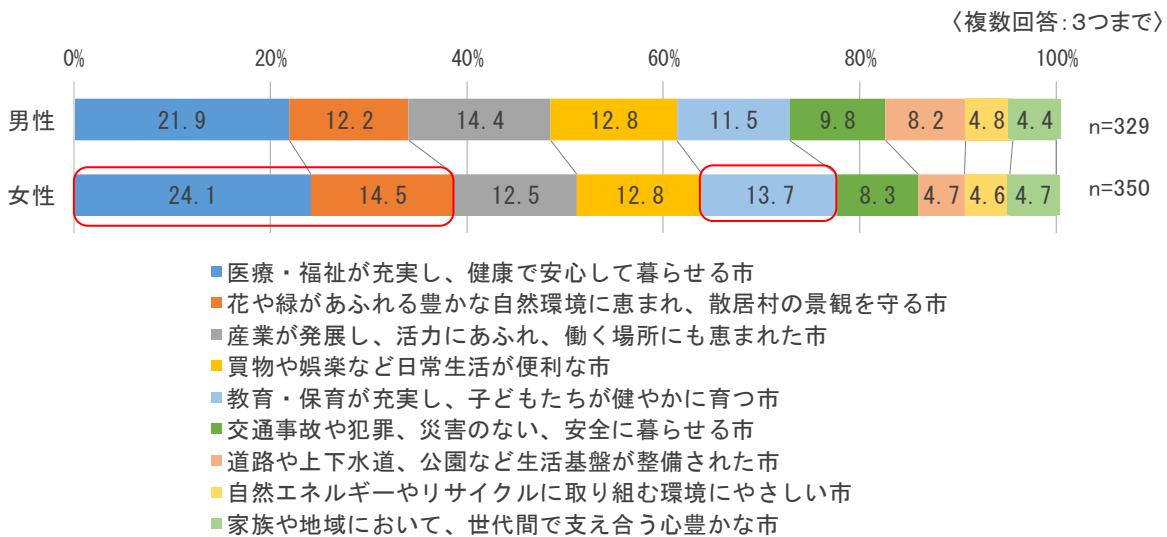
砺波市の将来像としてふさわしいと思うものについて尋ねたところ、「医療・福祉が充実し、健康で安心して暮らせる市」が54.0%と最も多く、次いで「花や緑があふれる豊かな自然環境に恵まれ、散居村の景観を守る市」が31.8%、「産業が発展し、活力にあふれ、働く場所にも恵まれた市」が31.5%の順となっています。

■砺波市にふさわしい将来像



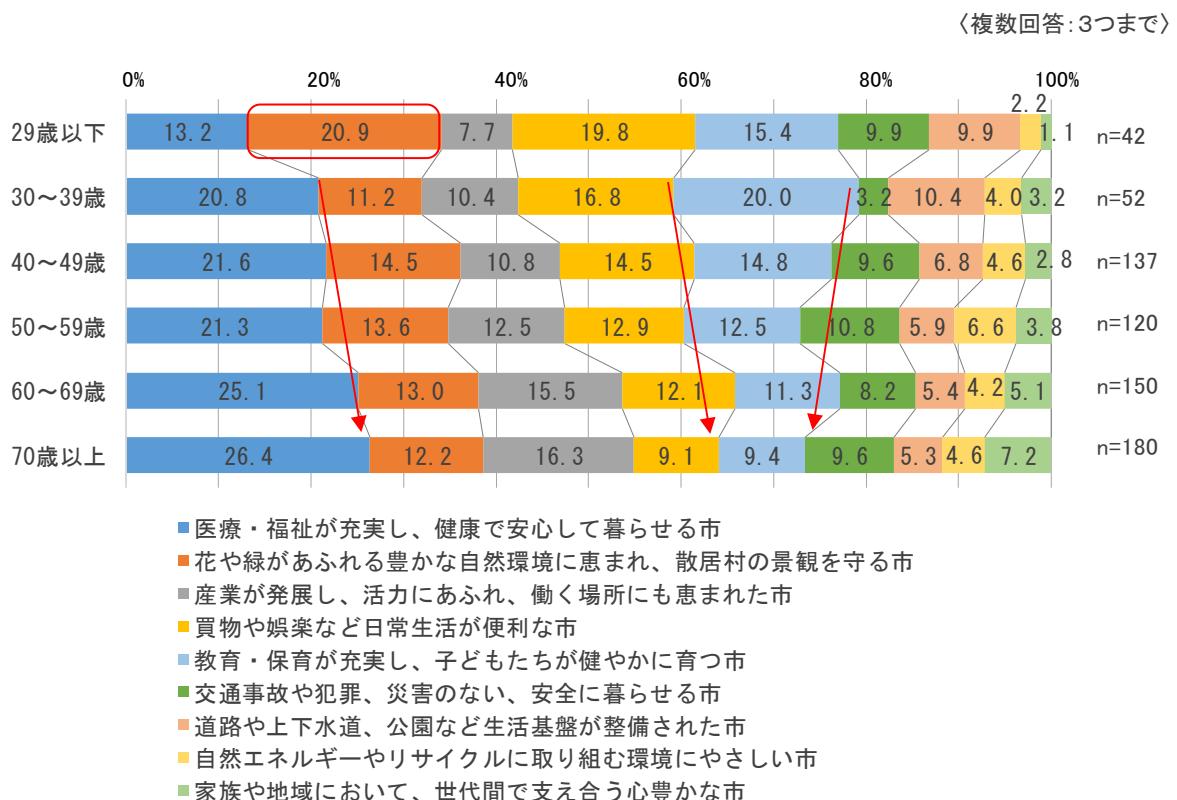
上位9項目について男女別にみると、女性は「医療・福祉が充実し、健康で安心して暮らせる市」、「花や緑があふれる豊かな自然環境に恵まれ、散居村の景観を守る市」、「教育・保育が充実し、子どもたちが健やかに育つ市」が男性に比べ多くなっています。

■砺波市にふさわしい将来像の上位9項目について（男女別）



年代別にみると、年代が高くなるにしたがって「医療・福祉が充実し、健康で安心して暮らせる市」や「産業が発展し、活力にあふれ、働く場所にも恵まれた市」が多くなっています。一方、若い年代ほど「花や緑があふれる豊かな自然環境に恵まれ、散居村の景観を守る市」や「買物や娯楽など日常生活が便利な市」が多くなり、とりわけ20代でその多さがきわだっています。また、「教育・保育が充実し、子どもたちが健やかに育つ市」は30代の子育て世代で多くなっています。

■砺波市にふさわしい将来像の上位9項目について（年齢区分別）



7 市を取り巻く状況及び課題

人口減少社会への対応

平成20年（2008年）に始まった日本の人口減少は、今後、地方を中心に急速に進み、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の「日本の将来推計人口（平成29年（2017年）4月推計）」における出生中位推計の結果によると、2020年代は毎年60万人程度の減少ですが、2040年代には毎年90万人程度の減少へ加速化し、令和35年（2053年）には1億人を割り、令和47年（2065年）には8,808万人になると予想されています。人口の減少は、特に地方において地域経済の縮小、雇用の減退、生活関連サービスの低下など、地域社会に深刻な影響を及ぼすものと考えられます。

国勢調査における本市の人口は、平成17年（2005年）の49,429人をピークに緩やかに減少に転じておらず、社人研による推計では、令和42年（2060年）の人口は現在と比べて約3割減少すると予測されるなど、人口減少問題は看過できない状況にあります。

このような中、人口減少問題を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、国においては、平成26年（2014年）に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が、令和2年（2020年）には第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、本市においても平成27年（2015年）10月に「“となみ創生”まちづくり総合戦略」を策定するなど、国と地方が総力をあげて地方創生に取り組んでいます。

また、市民アンケートでは、本市での生活に対して78.6%が、おおむね満足していると回答しており、今後とも、定住人口の維持・増加に向けて、令和3年度（2021年度）から実施した「となみ暮らし応援プロジェクト（1073プロジェクト）」の推進を始め、子供を産み育てやすい環境の整備や基幹産業の強化、起業・創業支援等による雇用の創出など、市民がより住みよく住み続けたい、また市外の人から「住んでみたい」と選ばれるまちづくりを進めていく必要があります。

少子化対策と次世代を担う子供たちの育成

本市の合計特殊出生率は、平成25年（2013年）から平成29年（2017年）において1.54と国や県をやや上回ってはいるものの、人口を維持できる水準である人口置換水準2.07を下回り、出生数は減少傾向にあります。また、全国的な傾向と同様に、年々未婚化や晩婚化が進行しており、これらが少子化の一因と考えられることから、出会いの場の創出や縁結びに関する相談など、結婚活動（婚活）に対する支援を行い結婚支援を促進する必要があります。

また、市民アンケートによると、理想とする子供の数を実現できない家庭が多く、子育てや教育に対する多様な支援を充実させていくことが必要であり、子供を持つ夫婦にとって仕事と子育てを両立できる働きやすい安定した雇用機会の創出や、ワーク・ライフ・バランスに配慮した多様な勤務体系の導入の働きかけとともに、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を充実させ、子供を産み育てやすい地域社会を実現していくことが求められています。

このほか、学校や家庭、地域において、子供たちが互いに思いやりの心を持ちながら、のびのびとたくましく育つ教育環境を整備するとともに、ふるさと教育の充実により郷土愛の醸成を図るなど、本市ならではの教育を進めることにより、次世代を担う健やかで、心豊かな子供の育成を図っていく必要があります。

地域力・家族力の強化

人口減少や高齢化とともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域コミュニティの維持が困難となり、地域の支え合い機能が低下するおそれがあります。特に、若年層の減少により、祭りなど地域の伝統文化の継承が困難になるとともに、住民活動の縮小により地域への愛着が失われることで、更なる人口流出につながることが懸念されます。

また、本市の1世帯当たりの平均人数は、平成2年（1990年）の4.10人から令和2年（2020年）の2.82人と大幅に減少するなど家族形態が大きく変化しており、家庭における子育てや教育、介護など家族で支え合う力が低下しています。

このことから、三世代同居や近居を積極的に推進することにより、家庭内・親族内での子育てや高齢者介護など世代間で暮らしを支え合う、豊かで持続力のある社会を形成していくことが求められています。

さらに、NPOやボランティア活動をはじめ、地域のコミュニティ活動や祭りなどの文化・伝統を継承していくことで、地域の世代を超えたつながりを強め、人の絆で支え合うあたたかい地域づくりを進めていく必要があります。

高齢社会への対応

全国的に高齢化が進んでおり、平成27年（2015年）における本市の65歳以上の人口割合は28.4%となっています。高齢化の進行によって医療・保健・介護・福祉サービスの需要が更に高まることから、社会保障にかかる費用の増加が見込まれます。また、核家族化の進行により、高齢者ののみの世帯が増えるとともに、高齢者が高齢者を介護する老老介護の問題も一層深刻化するものと予測されます。

こうした中、高齢になっても、健康で生き生きと暮らし続けることが大切であり、市民、関係機関、行政が一体となって健康づくりや介護予防に取り組むとともに、高齢者の豊かな経験・能力を生かした就労や社会参加、生涯学習、スポーツなどの生きがいづくりを推進し、健康寿命の延伸を図っていく必要があります。

また、介護が必要な高齢者や障がい者が可能な限り住み慣れた地域で、それぞれが有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・保健・介護・福祉サービスなどが連携し、一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図っていく必要があります。

さらに、高齢化による医療需要の増加と疾病構造の変化に対応し、より質の高い医療を提供するため、市民一人一人が「かかりつけ医」を持ち、市立砺波総合病院とかかりつけ医（地域の医療機関）との医療機能の分化と連携の強化を推進する必要があります。

安全で快適な生活基盤の確立

東日本大震災や熊本地震などの地震災害、集中豪雨、暴風などによる気象災害が各地で頻発し激甚化しており、防災・減災体制の強化とともに、国土強靭化のための基盤整備が求められています。

本市では、市内全地区において自主防災会が組織されており、日頃から防災訓練を始め、各地区の状況に応じた様々な活動が行われていますが、災害の激甚化や避難が容易でない要支援者が増加する中、自主防災会・民生委員・消防団など、地域で支える地域防災力の強化を図っていくことが大切です。

また、本市は県内外の自治体や民間事業者等と災害時相互応援協定等を締結していますが、東日本大震災ではこうした都市間協定に基づく支援がいち早く機能したことから、広域的な支援体制の拡充を図っていくことが重要です。今後は、その他の自然災害や国民保護事態、新型コロナウイルス感染症対策なども網羅した総合的な危機管理体制の充実と強化を図る必要があります。

一方、日常生活においては、女性や子供、高齢者を狙った犯罪、インターネット犯罪や振り込め詐欺など多様化する犯罪、子供や高齢者が関わる交通事故、更には子供や高齢者に対する虐待、性的少数者への人権侵害など、複雑・多様化する社会において、全ての人々の人権が尊重され、心豊かな社会を築くため、全ての市民が互いに協力し合い、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めることができます。

このほか、老朽化が進む道路、橋梁、公園など社会資本の強靭化のため、計画的な維持管理・更新に努めるとともに、公共交通や道路交通網、上下水道などの整備のほか、様々な分野における情報通信技術の利活用によるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、快適に暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

循環型社会の構築と環境共生

高度経済成長による大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、環境汚染や地球温暖化など自然環境に大きな負荷を与えてきました。そのため、国と地方の協働・共創により、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、環境対策は制約ではなく経済成長の源泉であるとの認識のもと、地球温暖化防止活動や資源の有効活用などを推進し、持続可能な循環型社会を構築することが求められています。

本市では、これまでごみの分別収集など環境への負荷を軽減する施策や、防犯灯のLED化への補助などの省エネルギーの推進、住宅・学校への太陽光発電設備の設置を始め、豊富な農業用水や水道水を活用した小水力発電に取り組んでいます。引き続き、経済・社会・環境の3つのバランスを保ちながら持続可能でより良い社会を目指すSDGsの理念に沿って、市民の環境に対する意識の高揚や環境と共生するための施策の充実を図っていくことが大切です。

また、砺波平野の散居景観は日本を代表する農村の原風景と言われており、本市の貴重な財産であることから景観の保全に努めるとともに、森林保全や緑化活動などを推進して、豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、自然と人間が共生する花と緑があふれるまちづくりを進めていく必要があります。

産業振興と担い手の育成

経済のグローバル化が進む中、国際競争の激化や企業の海外進出など、経済環境は依然厳しい状況にあります。また、大型店舗の出店も影響し、中心市街地では競争の激化や後継者不足等によって商店数が減少するなど、賑わいが低下しつつあります。

農林業においては、従事者の高齢化と担い手不足による就業者数の減少などにより、持続可能な経営が立ち行かなくなるおそれがあります。

今後、既存企業に対する支援や新たな工業団地を造成することによる雇用の場の創出のほか、若者が魅力を感じる産業の誘致、求職者の意欲と能力にうまくマッチングさせる雇用環境の確保、起業・創業支援などにより、多様な産業の育成を図るとともに、チューリップ球根やたまねぎなどの地域特産物の生産と農産物の更なるブランド化の推進のほか、伝統工芸などの地域産業の魅力創出に向けた取組により、農業の振興と担い手の育成を支援し、次世代の後継者を確保していくことが必要です。

また、中心市街地の空き店舗の解消のほか、創業者や商店街を担う若手リーダー（後継者）の育成に努めるとともに、中心市街地固有の文化や歴史行事、四季を通じたイベントの開催など、商店街の特色を生かした賑わいづくりを進める必要があります。

さらに、女性の社会進出や定年延長による女性や高齢者等の就業率の増加が予想されるほか、働き方についても、ワーク・ライフ・バランスを重視する就労環境やテレワークの導入などの多様化が進み、シェアオフィスやコワーキングスペースなど、新たな形態のワークプレイスが増えつつあります。こうしたライフスタイルに対応したサービスの提供や環境づくりを進める必要があります。

魅力発信と交流人口や関係人口、定住人口の拡大

本市は、一大イベントである砺波チューリップフェアを始め、頬成の森花しょうぶ祭りやとなみ夢の平コスモスウォッキング、チューリップ公園KIRAKIRAミッションなど、四季を通して行われる様々なイベントのほか、出町子供歌舞伎曳山、庄川観光祭、となみ夜高まつりといった伝統的な祭りなど集客力の高い観光資源にあふれています。また、散居景観や庄川峡、庄川温泉郷など豊かな地域資源のほか、大門素麺、庄川ゆずなど、となみブランドを始めとした魅力ある特産品にも恵まれています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度（2020年度）には砺波チューリップフェアの中止に始まり、各種イベントの中止・縮小により、観光客入込数や宿泊者数は大きく減少しました。

人口が減少する中、交流人口や関係人口を拡大させることで、地域経済の活性化を図り人口減少の影響を緩和し、地域の活力を取り戻すことができるほか、訪れた人々に、本市の魅力を広く伝えることで定住促進につながることが期待されることから、北陸新幹線や高速道路など高速交通網の要衝としての強みを生かし、近隣観光地と連携した広域観光の推進により観光客の誘致を図っていく必要があります。

また、砺波市からの転出者に対するアンケートによると、86.8%の人が転出後も何らかの関わりを持ち続けたいとの回答があり、関わり方としては、地域の特産品の購入や地域の仲間との交流の継続、地域の伝統的祭り等への参加などがあげられました。このように特産品やイベントに関わる情報発信と参加しやすい受入体制の充実などにより、となみファンとして本市に関わりを持つ関係人口の拡大を図り、地域の活性化につなげていく必要があります。

散居村における空き家の維持管理が課題となっていますが、屋敷林に囲まれたアズマダチやマエナガレなど砺波地方の伝統的家屋は、都会に暮らす人々が求める新たなライフスタイルの空間として多くの潜在的な魅力を秘めていることから、都市からの移住者の住居としてだけではなく、交流施設や定住体験施設、滞在型観光における宿泊施設、ワーケーションや定住・半定住の拠点として活用するとともに、令和3年度（2021年度）から実施した「となみ暮らし応援プロジェクト（1073プロジェクト）」の推進を始め、様々な手段により交流・定住人口の拡大につなげていく必要があります。

市民協働と健全な行政運営

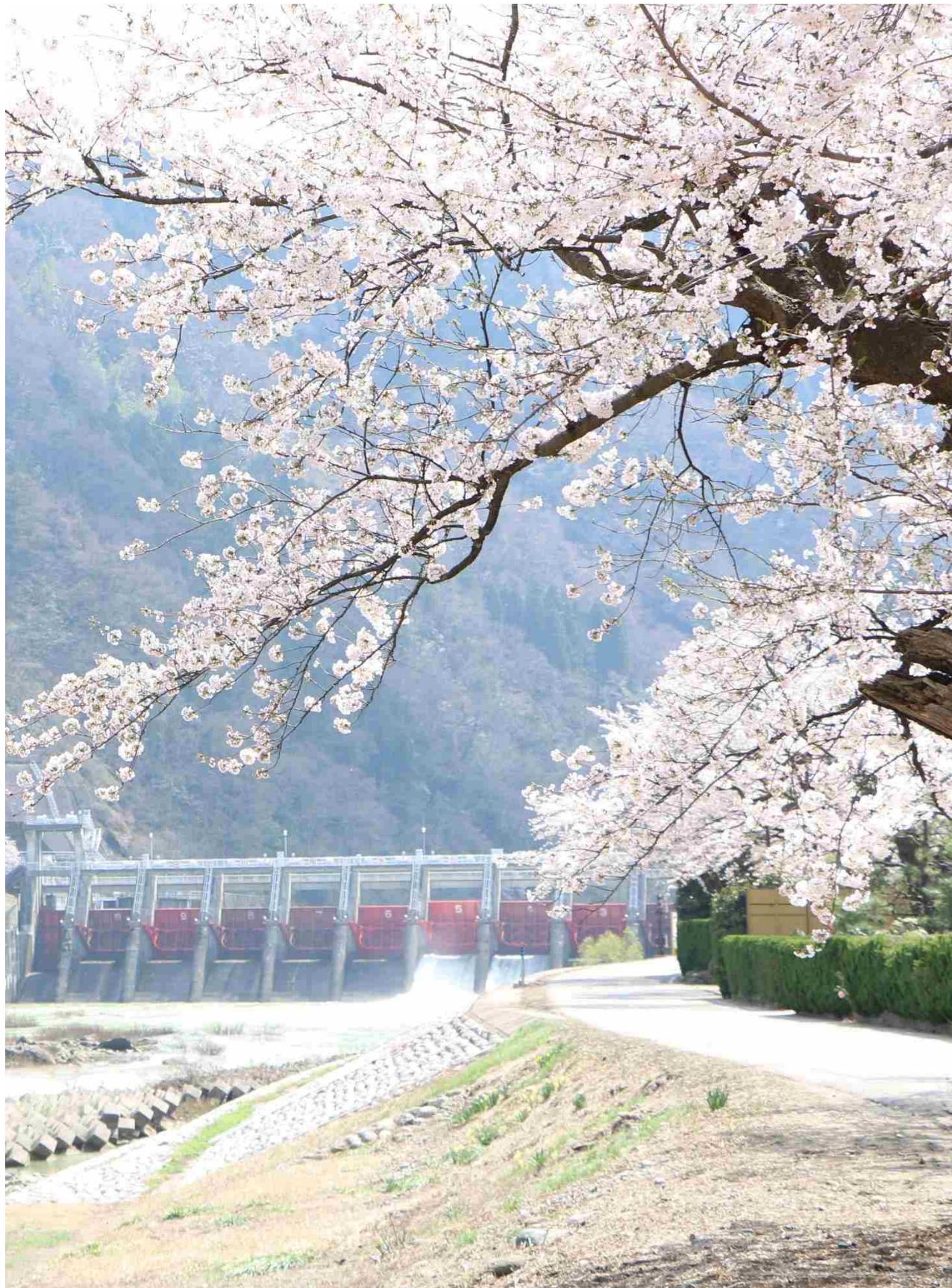
人口減少とそれに伴う地域経済の縮小により、市民税などの税収入が減少する一方で、高齢化の進行による社会保障費の増加が見込まれ、一人当たりの行政負担が増大するなど、行政運営は一層厳しくなることが予測されます。また、次世代を担う年少人口の割合が減少していく中で、社会保障制度等における世代間格差が拡大することが懸念されます。このような状況が続くと、これまでの行政サービスを廃止・縮小せざるを得ない状況も考えられ、結果として生活の利便性が低下することが危惧されます。

また、公共施設や社会インフラについては、維持管理に加え、老朽化に伴う更新が必要なことから、財政が逼迫し、公共事業や行政事務の縮小につながり、より一層の地域経済の衰退を招くという悪循環に陥るおそれがあります。

一方、国から地方へ権限や財源を移譲する地方分権の進展により、地方自治体は自己決定と自己責任による地域の特性に合わせた行政を推進することが求められています。このような中、地域の多様な行政ニーズに対応するためにも、地方自治の主体である市民と行政との協働によるまちづくりが必要であり、行政には市民参画や男女共同参画の機会、市政情報の提供など、市民活動を支援するための取組が求められています。

さらに、より良い市民生活を維持するため、公共施設やインフラなどの統廃合も含めた適正配置や計画的更新を進めるとともに、施策や事業の見直し、市民、企業、団体等との協働による地域課題の解決、職員の資質向上、広域連携の推進を図るなど、より効率的かつ効果的で持続可能な自治体経営を進めていく必要があります。

第2章 基本構想



庄川峡と桜

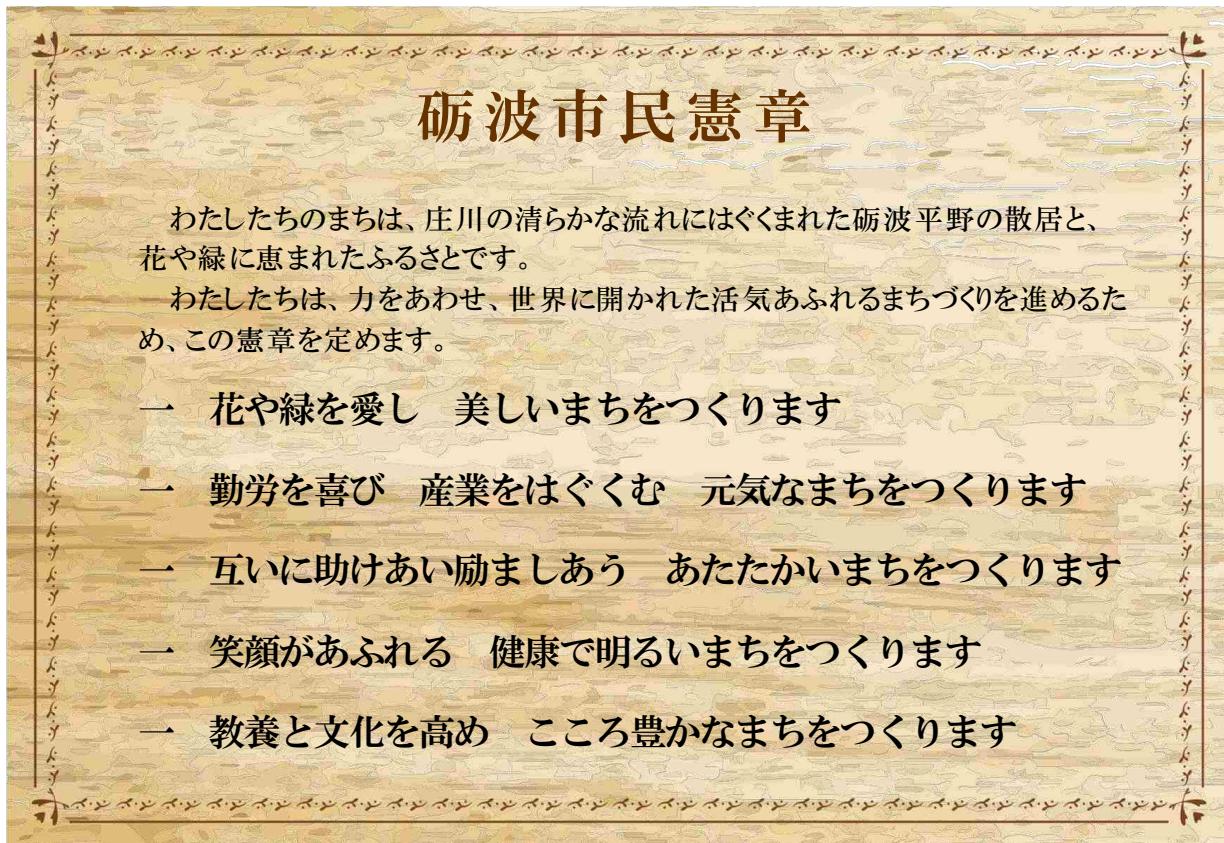
1 基本構想の体系

まちづくりの基本理念のもと、砺波市の将来像を実現するために、次の3つの基本方針及び基本方針を推進するための共通方針に基づき施策を展開していきます。



※花壇（共通方針）に、3本の美しいチューリップ（基本方針「と・な・み」）が花開くイメージです。

2 基本理念



砺波市民憲章は、市民共通の基本的な姿勢を表し、市民の願いを実現するための目標となるものです。このため、第2次砺波市総合計画においては、市民相互の信頼と連帯感に満ちた地域社会の構築を目指し、「砺波市民憲章」をまちづくりの基本理念としています。

3 将来像

～庄川と散居が織りなす花と緑のまち～ もっと元気 ほっと安心 ずっと幸せ “やっぱり砺波”

将来像は、私たちが目指す砺波市の姿です。基本理念を踏まえ、清流「庄川」と豊かな「里山」、そして「散居」に育まれた「花と緑のまち」を将来に継承するとともに、全ての市民が住みよさや幸せを実感し、いつまでも暮らし続けたい「選ばれるまち砺波」を理想の姿としています。

● サブタイトル

清流「庄川」の恵まれた水と日本の農村の原風景と言われる「散居」に育まれた「チューリップをはじめとする四季折々の美しい花々が彩る、自然豊かなまち砺波」を将来に継承していくことを表しています。

● 「もっと元気」

からだと心のほか、まち、産業、地域コミュニティなどが、もっと「元気」になることを表しています。

● 「ほっと安心」

福祉や子育て環境、防災・防犯体制などが充実し、市民がほっと「安心」できることを表しています。

● 「ずっと幸せ」

「もっと元気」で「ほっと安心」できることによって、市民が末永く、ずっと「幸せ」に暮らしていけることを表しています。

● 「“やっぱり砺波”」

市民にとって「住みよさを実感できる暮らし続けたいまち」であるとともに、U I Jターンを考えている方々にとっても「住みたいまち」であることを表しており、より多くの人や企業、団体などから「選ばれるまち砺波」を理想の姿としています。

4 基本方針・共通方針

基本方針は、「ともに輝き支えあう 人づくり」、「なごやかな暮らしを育む 安心づくり」、「みらいに活力をつなげる まちづくり」の3つとし、基本方針を推進するうえでの共通方針として「協働と持続可能な自治体経営」を設定します。

基本方針1	ともに輝き支えあう	人づくり
基本方針2	なごやかな暮らしを育む	安心づくり
基本方針3	みらいに活力をつなげる	まちづくり
共通方針	協働と持続可能な自治体経営	

基本方針 1 ともに輝き支えあう 人づくり

- 自立と共生の人間形成を目指し、「知」「徳」「体」のバランスのとれた生きる力を育む質の高い教育の推進や幼児教育・保育環境の充実を図るとともに、郷土愛にあふれる心豊かな子供の育成を目指す「ふるさと教育」に取り組むなど、学校・家庭・地域の連携を図りながら、確かな学力と豊かな人間性を身につけることのできる教育の充実に努めます。
- 芸術や歴史、伝統文化にふれあう場やスポーツに親しむことができる機会を創出するほか、生涯学習の支援と、それら施設の充実を図るなど、全ての市民が生涯を通して生き生きと主体的に学び、活躍することができる環境づくりを推進します。
- 地区自治振興会や各種団体などの活動促進による地域コミュニティの活性化を図るとともに、世代間で暮らしを支え合う三世代同居・近居を推進することにより、地域力・家族力の強化を図るなど、人の絆で支え合うあたたかい地域づくりを進めます。
- 広い視野を身につけるため国際・国内交流を推進するとともに、イベント開催による都市との交流促進や砺波の暮らしの魅力を情報発信することによりとなみファン(関係人口)の拡大やU・Jターンを促進するなど、人々が行き交い、魅力と賑わいがあふれる地域づくりを進めます。

基本方針 2 なごやかな暮らしを育む 安心づくり

- 住み慣れた地域で健康に暮らし続けることができるよう、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた健康づくりを推進し健康寿命の延伸を図るとともに、市立砺波総合病院とかかりつけ医(地域の医療機関)との医療機能の分化と連携の強化を進め、保健・医療の充実を図ります。
- 介護保険サービスの充実や介護予防、高齢者の生きがいづくりなど、高齢者福祉を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築や地域ぐるみによる福祉の充実を図り、全ての市民が安心して生涯生き生きと暮らし続けることができる地域社会を目指します。
- 未婚化・晚婚化に歯止めをかけるため、結婚や子育てなど家庭を築くことの喜びを啓発し、結婚活動(婚活)に対する支援を行うとともに、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援により安心して子供を産み育てやすい環境づくりを進めます。
- 地域コミュニティを生かした防犯・交通安全対策や除雪体制の充実を図るとともに、防災拠点施設の耐震化や治水対策など防災基盤の強化を始め、地域防災力・消防救急体制の充実・強化も含めた国土強靭化を進めることで、市民生活の安全性の向上に努めます。

第2章 基本構想

基本方針 3 みらいに活力をつなげる まちづくり

- 美しい散居景観や自然環境を守り、地球環境負荷の軽減に向けた資源リサイクル等による循環型社会の構築を進めるとともに、空き家等の適正管理や有効活用を推進することで生活環境の保全を図り、花や緑あふれる自然と調和した快適な生活空間づくりを進めます。
- 高速道路や国道、県道などの道路交通網の建設を促進するとともに、道路や橋梁、上下水道、公園など都市基盤の整備と維持管理に努めます。また、人口減少及び少子高齢化の進行を見据え、市民が利用しやすい機能的な公共交通網の適正な整備に努めます。
- 庄川の豊かな水や砺波平野及び森林の恵みを生かして、農林業の生産基盤の整備や担い手の育成・確保、ＩＣＴ等の先端技術を活用したスマート農林業の導入などにより、持続可能な農林業を推進するとともに、農林産物のブランド化ビジネスへの支援や6次産業化の推進により「活気ある 稼ぐ農業」等の実現を目指します。
- 既存企業や伝統工芸等の地域産業に対する支援、起業・創業に対する支援、本市の優れた立地条件を生かした企業誘致を進めるなど商工業の育成・強化を図ります。また、空き店舗対策や商店街の若手リーダーの育成、魅力ある商店街づくりなどを推進し、中心市街地の賑わいづくりに努めます。ワーク・ライフ・バランスやテレワークなどの新しい働き方に対応する雇用条件や就労環境の多様化・安定化を推進し、就労意欲を持つ誰もが個々の能力に応じて就労できる雇用環境の創出を目指します。
- 散居村やチューリップ、庄川など砺波ならではの魅力ある観光資源を更に磨き上げ、本物志向の観光客を魅了するとともに、市民が地域に愛着や誇りを持って観光客を迎えることによって、交流人口の拡大を図り、活力あるまちづくりを進めます。

共通方針 協働と持続可能な自治体経営

- まちづくりに当たっては、市民、地域コミュニティ、ボランティア、NPO、企業などとの連携を図るとともに、行政への市民の積極的な参画を促進するなど、市民と行政との協働によるまちづくりを推進します。また、男女共同参画の推進や人権が尊重される社会の実現を目指します。
- 新たな行政需要や多様化する市民ニーズに対応し、より良い市民生活を実現するため、公共施設や社会インフラの更新、長寿命化、統廃合等を始め、各種施策の積極的な情報発信と見直しを行うほか、職員の資質の向上、広域行政及び事業連携の推進とともに、デジタル化の推進による効率的で効果的な行政運営に努め、持続可能な自治体経営を進めます。

5 将来人口

目標人口

本市の人口は、国勢調査で49,429人とピークであった平成17年（2005年）以降、減少傾向に転じ、平成27年（2015年）の人口は49,000人となっています。

本市の将来人口について、令和元年の社人研の推計では、令和42年（2060年）の人口は35,992人と現在と比べて約3割減少するものと推計されていますが、平成27年の推計と比べ1,294人も上振れしています。また、本計画の目標年次の1年前である令和7年（2025年）の人口は、47,363人と平成27年の推計と比べ上振れした推計が示されました。

前期計画では、平成27年社人研推計を基に、今後の目指すべき将来の報告と人口の将来展望を示した「砺波市人口ビジョン」を策定し、子供を産み育てやすい環境づくりや、住みよいまちづくりを進め、交流・移住を促進するなど、長期的に人口減少の抑制に取り組むことを踏まえて、令和8年（2026年）の目標人口を47,000人と設定しました。

後期計画の策定に先立ち、砺波市人口ビジョンの見直しを図る中で、令和2年の人口実績が前期目標人口を上回っていることや社人研の人口推計が上振れしていること、国及び県において令和元年度に見直された合計特殊出生率や将来目標人口が平成27年度と同じとされたことも考慮に入れ、令和42年（2060年）までの目標人口は、前期計画で定めた40,000人を引き続き目指すこととします。

さらに、本市のこれまでの人口減少対策をより一層積極的に展開し、出生率の向上とI・Jターンや定住促進施策の効果発揮による転入の促進・転出の抑制等を図ることで、後期計画の目標年度である令和8年（2026年）の目標人口も、前期計画と同じ47,000人とします。

令和8年（2026年）の目標人口

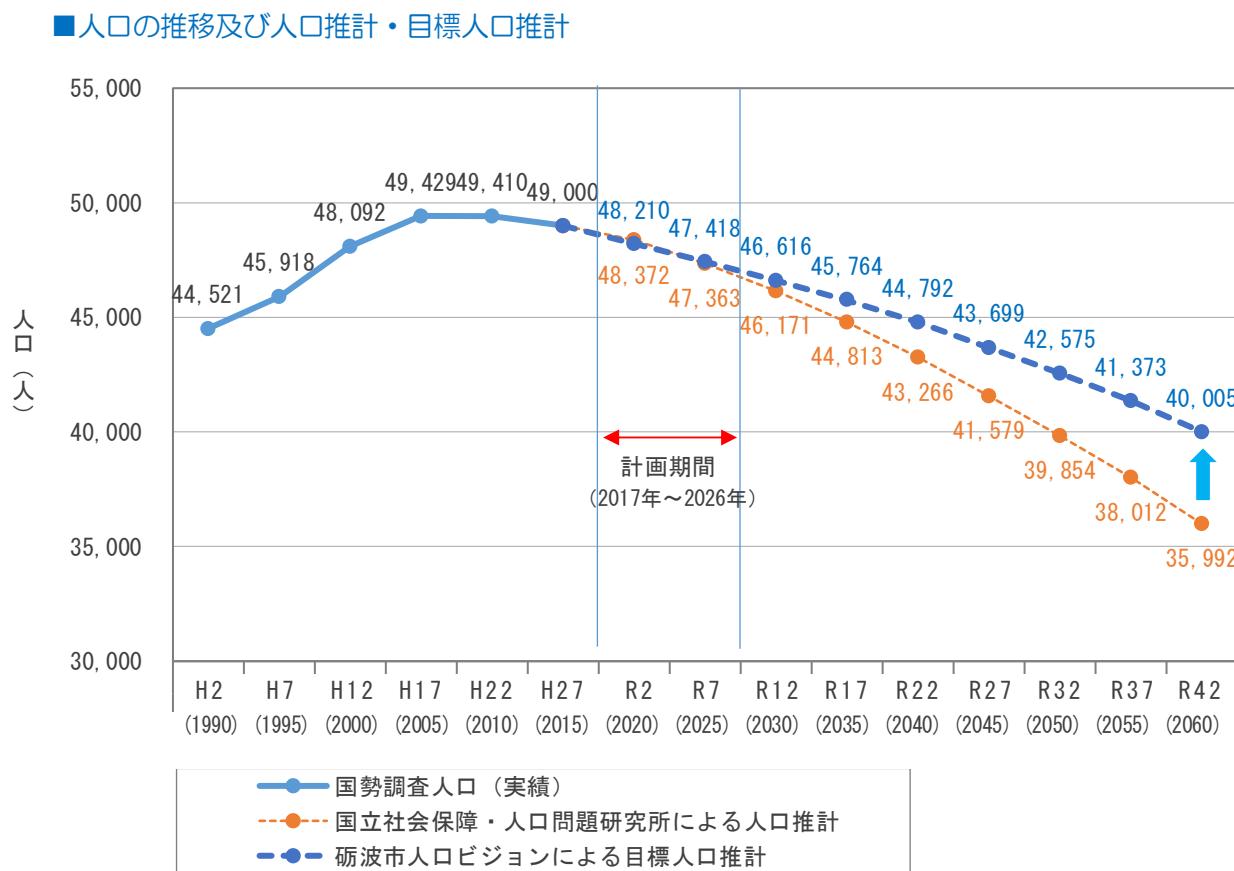
47,000人

■国・県・砺波市の希望出生率及び合計特殊出生率の目標値

	国	県	砺波市
希望出生率	1.80	1.90	1.97
合計特殊出生率（令和22年（2040年）以降）		2.07	

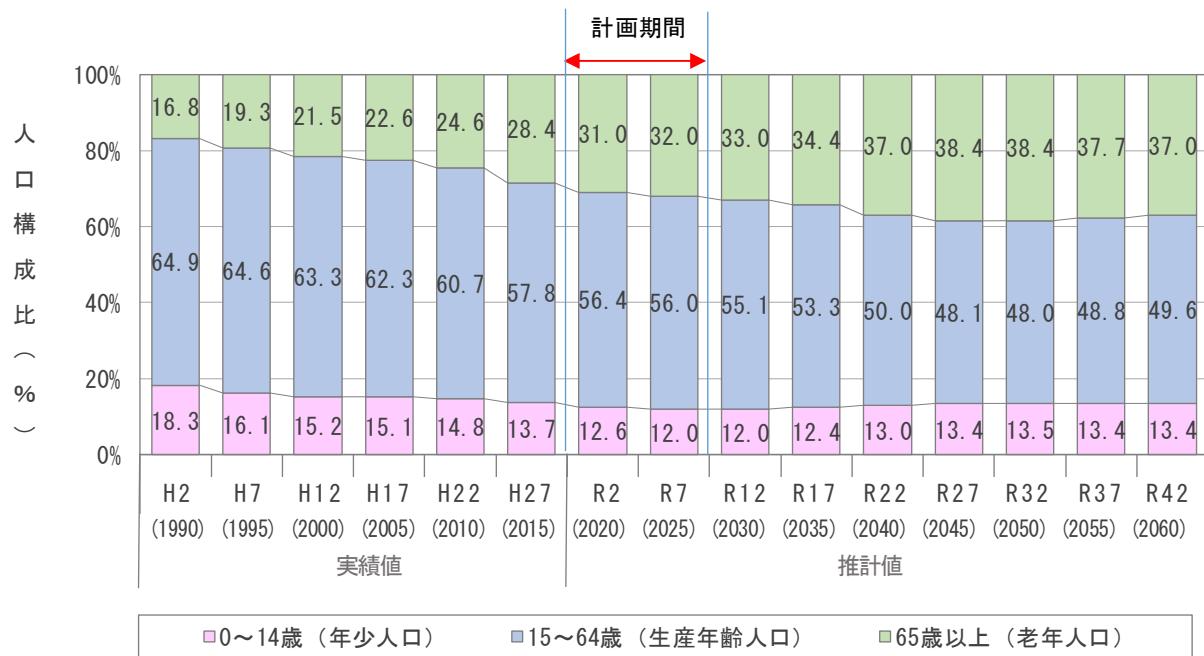
また、令和7年（2025年）における年齢3区別人口については、65歳以上の老人人口が増加し、総人口に占める割合が32.0%と上昇する一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口は減少し、その割合は56.0%に、また、0歳から14歳までの年少人口割合は12.0%に減少するものと推計されています。

第2章 基本構想



資料：砺波市人口ビジョン

■ 目標人口推計による年齢3区分別人口割合の推移



資料：砺波市人口ビジョン

6 土地利用の基本的方向

本市は、花や緑に恵まれ四季の彩りがあふれる住環境を始め、医療や子育て環境、高齢者福祉の充実した日本でもトップクラスの豊かで暮らしやすい生活環境の維持・発展を図るとともに、交通の要衝としての優位性を生かし、農・商・工のバランスのとれた持続可能な発展を目指して、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

土地利用区域区分

土地利用については、円滑で効率的な活力ある都市活動が確保されるよう、既存の市街地とその周辺の「市街地地域」、市街地郊外の田園地帯である「農村地域」、庄川東側の「丘陵山間地域」の3地域に大別し、地域区分ごとの土地利用を進めます。

「市街地地域」……出町地区は、中心的な都市機能が集積する地域として位置づけます。中心部は商業地として利用するほか、公共施設、医療福祉施設が複合的に機能する地域とし、その周辺部は街区として整備された利便性の高い住環境の整った地域とします。

東山見・青島地区は、農、商、工が調和し、伝統産業や庄川温泉郷など特産品・観光資源を生かした個性ある地域とします。

「農村地域」……農業振興地域内の農地保全や集落環境の整備を図りつつ、散居景観を始めとする良好な景観の保全と継承に取り組む地域とします。

この地域では、無秩序な開発を抑制し、花や緑があふれる景観形成が図られるよう努めるとともに、雇用の拡大に向け、散居景観や周辺環境等に配慮しながら既存の工場適地の活用や誘致企業のニーズに応じた用地取得に向けた支援などを推進します。

「丘陵山間地域」……居住環境を維持しつつ自然との共生を進め、植物や小動物の生息・生育、水資源の涵養など様々な機能を有する森林を保全する地域とします。

この地域では、市民にやすらぎやうるおいを与えてくれる場として、史跡や公園、レクリエーション施設などに活用していきます。

都市形成軸

土地利用を機能的に高める線的要素として、次の8つの都市形成軸を掲げます。

①国土交通幹線軸（北陸自動車道）

北陸自動車道は、全国各地を結ぶ高速交通網の一つであり、東海北陸自動車道や能越自動車道と連絡し、観光や人の交流、物流に大きな役割を果たす都市形成軸です。

②国土交通幹線軸（東海北陸自動車道）

東海北陸自動車道は、北陸地方と東海地方とを結ぶ高速交通網であり、北陸自動車道や能越自動車道と連絡し、観光や人の交流、物流に大きな役割を果たす都市形成軸です。

③国土交通幹線軸（能越自動車道）

能越自動車道は、富山県西部地域と能登地方とを結ぶ高速交通網であり、北陸自動車道や東海北陸自動車道と連絡し、観光や人の交流、物流に大きな役割を果たす都市形成軸です。

第2章 基本構想

④南北都市幹線軸（一般国道156号）

一般国道156号は、市域を南北に縦断し、太平洋側と日本海側とを結ぶ国土連携の主要幹線軸です。砺波市街地と庄川市街地とを結ぶ骨格であり、沿道に商業立地などが進んでいる都市形成軸です。

⑤東西都市幹線軸（一般国道359号）

一般国道359号は、市域を東西に横断し、隣接する富山市や小矢部市、そして金沢市とを結ぶ都市形成軸です。

⑥南北第2都市幹線軸（主要地方道高岡庄川線）

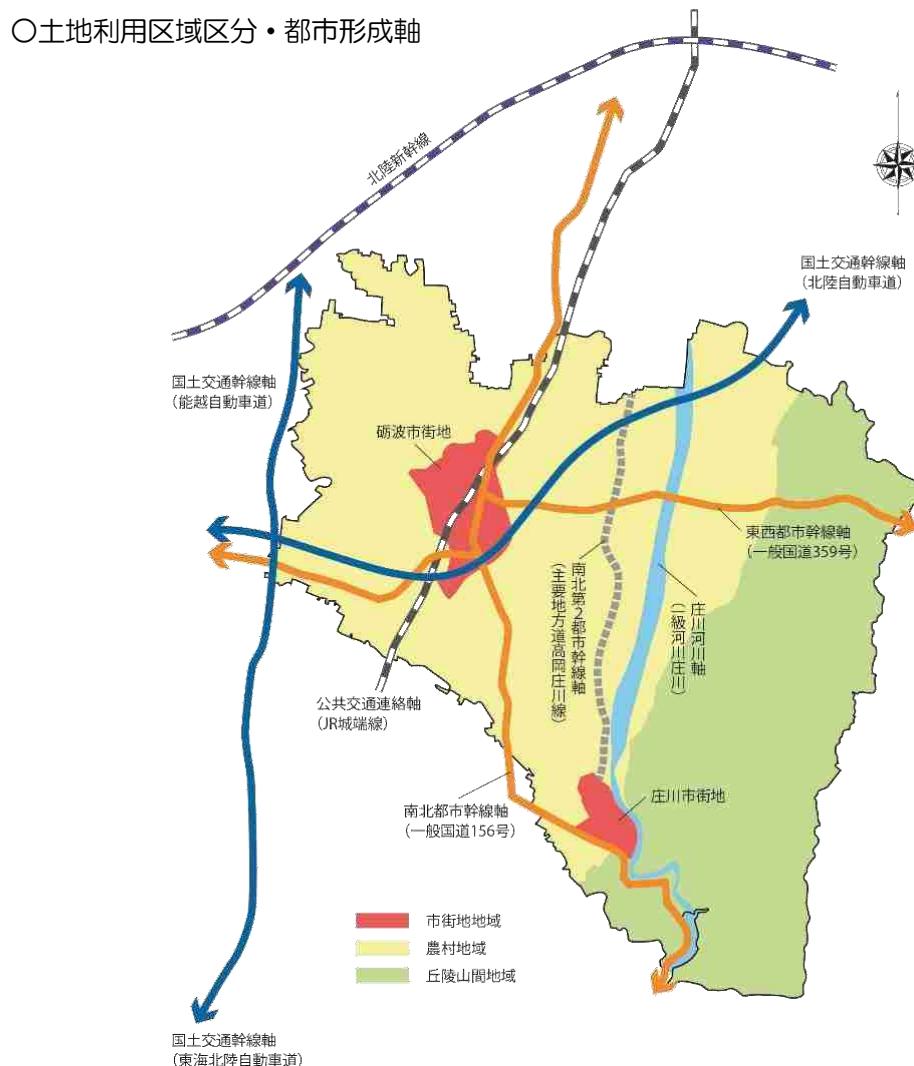
主要地方道高岡庄川線は、一般国道156号を補完し、北陸新幹線の新高岡駅や北陸自動車道の高岡砺波スマートインターチェンジから庄川温泉郷や庄川峡などの観光地へアクセスする都市形成軸です。

⑦公共交通連絡軸（JR城端線）

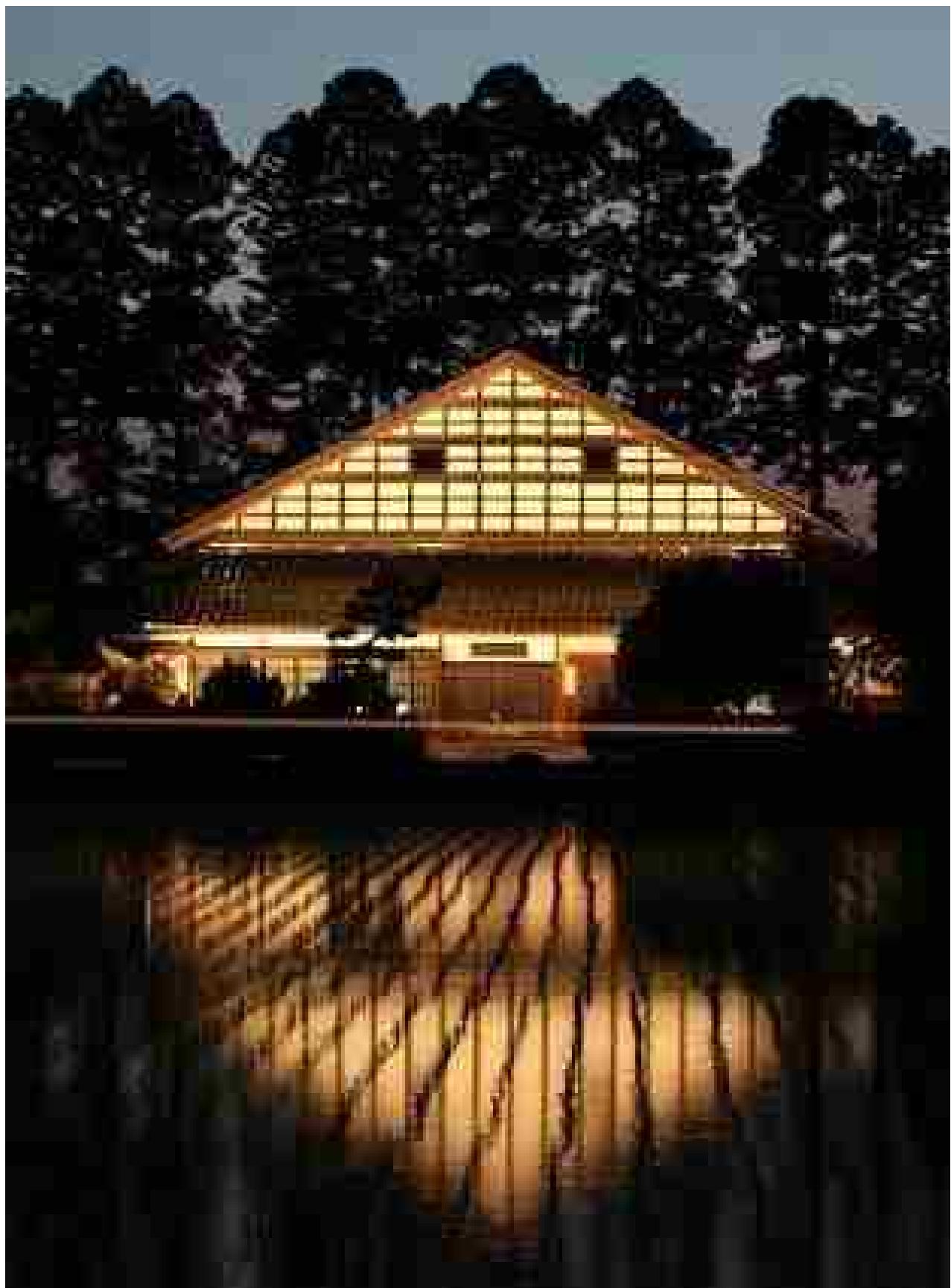
JR城端線は、隣接する高岡市と南砺市を結ぶ公共交通軸であり、北陸新幹線新高岡駅や砺波駅を拠点とする他の公共交通機関と連絡し、中心市街地をはじめ沿線地域の活性化に影響を与える都市形成軸です。

⑧庄川河川軸（庄川）

市内を南北に流れる一級河川「庄川」は、市域上流部の庄川峡の景勝地から庄川温泉郷、市民スポーツゾーンや公園緑地などを通過して流下する自然環境豊かな親水空間を有する都市形成軸です。



第3章 基本計画（後期）

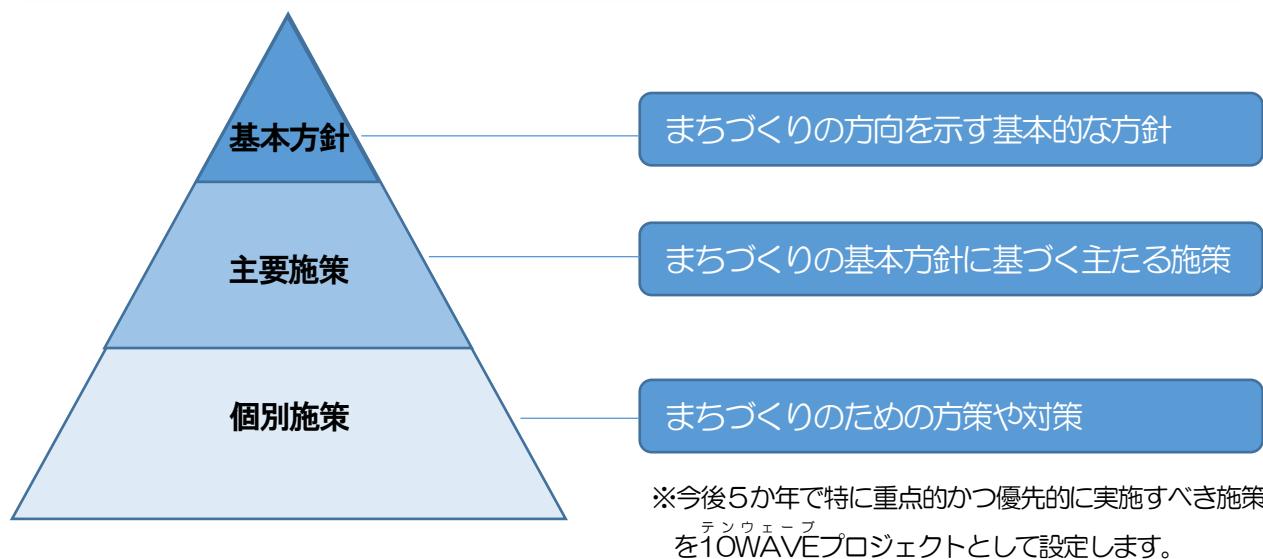


ライトアップしたアズマダチの入道家住宅

1 基本計画の構成

基本計画は、「砺波市の将来像」の実現のために実施する施策を、基本構想で定めた「基本方針」に沿って体系的に示したもので、「基本方針」、「主要施策」及び「個別施策」の3つの階層から構成しています。

基本計画の階層



基本計画では、「個別施策」ごとに「現状と課題」、「施策の方向」、「主な取組」、「関連する主な個別計画」、「目標値」を示します。

個別施策の構成

現状と課題	各個別施策を取り巻く現状や課題を示します。
施策の方向	施策が目指す目標や方向性を示します。
主な取組	具体的に実施していく主な取組を示します。
関連する主な個別計画	施策に関連する主な個別計画を示します。
目標値	施策に関連する現状値と目標値を示します。

○個別施策ページの構成内容（共通）

1 基本方針	ともに輝き支えあう 人づくり
1 主要施策	教育の充実
2 個別施策	幼児教育・保育の充実

現状と課題

各個別施策を取り巻く現状や課題を示します。

○市内には、保育所 7 か所、認定こども園 8 か所、幼稚園 1 か所があり、利用者の状況に応じて、延長保育や一時預かりなどのサービスを提供しています。また、民間の保育所等への運営支援を行っています。

○低年齢児保育や長時間保育の要望が年々多くなってきており、一方、幼稚園への入園希望が減少していることから、幼児教育と保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園への移行を進めています。

施策の方向

施策が目指す目標や方向性を示します。

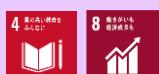
乳幼児期における保育の充実を図るとともに、幼児教育の充実や幼保の一体化を進めるなど、次世代を担う全ての子供が質の高い教育・保育を受けられる環境整備に努めます。

主な取組

具体的に実施していく主な取組を示します。

1

幼児教育・保育の環境充実



○幼保連携型認定こども園の設置を推進するとともに、民間事業者に対する支援を行います。
○質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園教諭や保育士の研修を推進し、資質の向上を図ります。
○保育所・認定こども園・幼稚園では、自立・共生していくこうとする児を育てる環境の充実に努めます。

SDGsとの関係をアイコンで示します。

関連する主な個別計画

施策に関連する主な個別計画を示します。

- 砺波市教育大綱
- 砺波市子ども・子育て支援事業計画（第2期）

施策に関連する現状値と目標値を示します。

指標	現状値【R 1】	現状値【R 2】	目標値【R 8】
認定こども園の設置数	5 施設	7 施設	10 施設

2 施策の体系

基本構想

基本理念

将来像

基本方針

砺波市民憲

花や緑を愛し 美しいまちをつくります
勤労を喜び 産業をはぐくむ 元気なまちをつくります
互いに助けあい 励ましあう あたたかいまちをつくります
笑顔があふれる 健康で明るいまちをつくります
教養と文化を高め こころ豊かなまちをつくります

もっと元気 ほっと安心 ずっと幸せ “やっぱり砺波”

庄川と散居が織りなす花と緑のまちへ

1

ともに輝き
支えあう
人づくり

2

なごやかな
暮らしを育む
安心づくり

3

みらいに
活力をつなげる
まちづくり

共通

協働と
持続可能な
自治体経営

【新たな潮流への対応に向けた視点】

新しい生活様式への対応

ウィズコロナ時代を見据えた新しい生活様式への対応

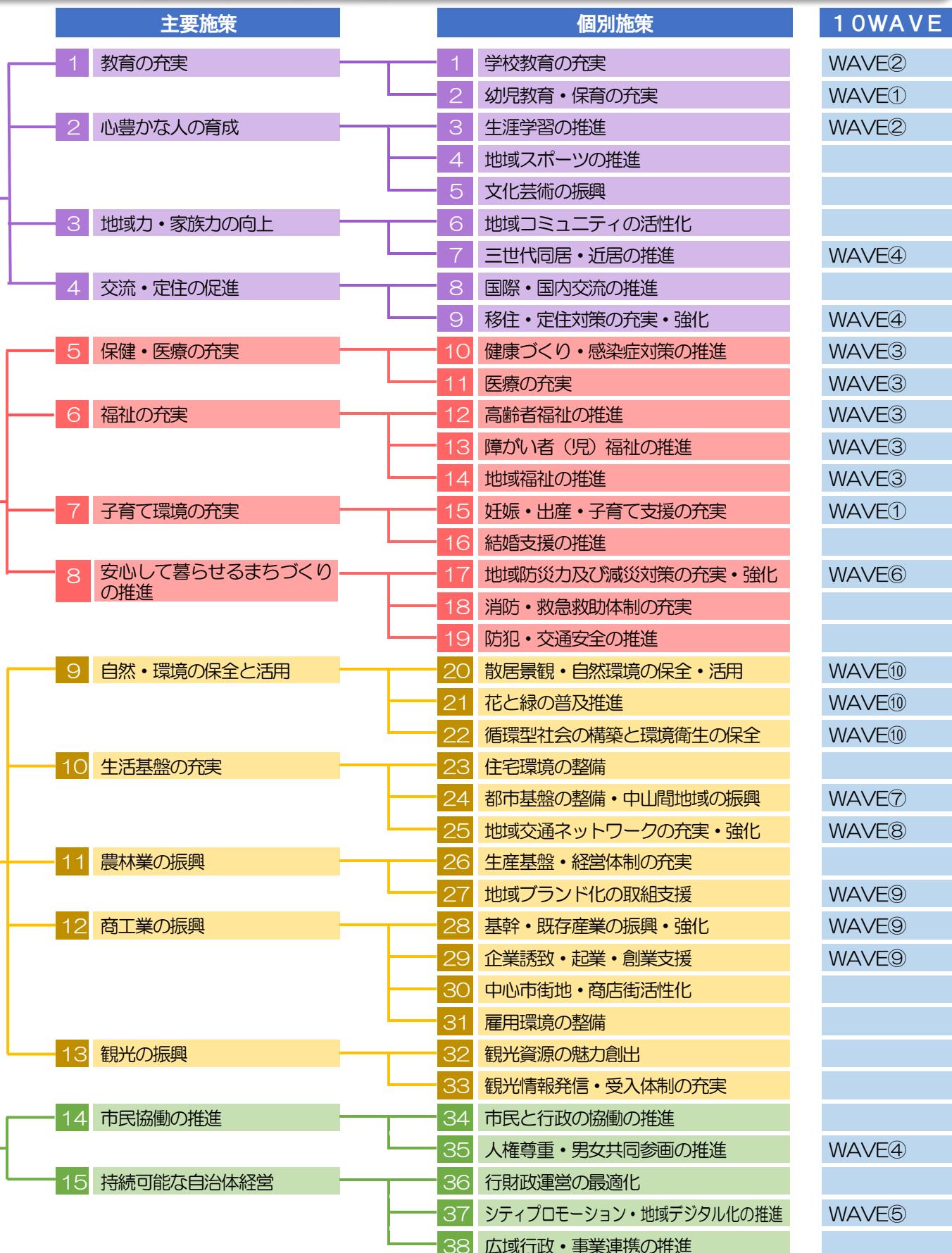
SDGsの推進

SDGs（持続可能な開発目標）の推進を踏まえた施策の展開

Society 5.0の実現

デジタル技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）によるSociety 5.0の実現

基本計画



3 10WAVEプロジェクト

WAVE①【つなぐ】子育て応援プロジェクト

安心して子供を産み育てができるよう、母子保健や子育て家庭へのサポート体制など、妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援の充実と、質の高い保育・幼児教育の提供を推進します。

- 主な事業
- 子育て世代包括支援センター事業
 - 不妊治療、不育症治療費助成金交付事業
 - 児童発達支援事業
 - 保育施設整備事業
 - 等

WAVE②【拓く】質の高い学びプロジェクト

未来を担う全ての子供たちが、互いに思いやりの心を持ちながら、のびのびとたくましく育つ教育環境を整備し、「知」「徳」「体」のバランスのとれた質の高い教育を目指します。また、市民の誰もが、地域の歴史や文化芸術にふれあい学ぶことにより、地域を愛し豊かな心を育む生涯学習の充実を図ります。

- 主な事業
- GIGAスクール構想推進事業
 - ふるさと学習推進事業
 - 市立学校のあり方検討事業
 - 公民館活動振興事業
 - 等

WAVE③【支える】健康づくりプロジェクト

住み慣れた地域で、生涯にわたり心身ともに健康で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域との連携・協働による乳幼児から高齢者までのライフステージにあった総合的な健康づくりや予防対策の充実を図るとともに、医療・保健・介護・福祉など多職種連携を進め、地域包括ケアシステムを推進します。

- 主な事業
- いきいき百歳体操普及事業
 - 新型コロナワクチン予防接種事業
 - がん検診、肝炎ウイルス検診、風疹予防接種事業
 - シニア元気あっぷポイント事業
 - 等

WAVE④【選ばれる】となみ(1073)暮らし応援プロジェクト

全国的な人口減少社会の中、県・市外に居住する若い世代を呼び込み「住みよいまち砺波」を実感し、選び、住み続けてもらうため、移住・定住対策の充実・強化と、世代間で支え合う機能が期待される「三世代同居・近居」の支援を拡充し、将来の人口減少の抑制を図ります。

- 主な事業
- となみ(1073)暮らし応援プロジェクト（住宅取得支援事業、家賃支援事業、結婚新生活支援事業、出産祝い事業）
 - 三世代同居・近居支援事業
 - 定住促進空き家利活用支援事業
 - お試し移住体験事業
 - 等

WAVE⑤【魅せる】情報発信プロジェクト

市民が住みよさを実感し、より多くの人や企業、団体などから「選ばれるまち」となるため、人と人の結びつきを大切にし、各種広報媒体やSNSを活用した行政情報の速やかな発信と、地域の魅力を積極的に発信します。

また、Society5.0時代の到来に向け、「新しい生活様式」への対応も視野にデジタル化を手段として変革を推進（DX：デジタルトランスフォーメーション）し、行政の効率化と市民サービスの向上を図ります。

- 主な事業
- シティプロモーション事業
 - デジタルエキスパート育成事業
 - マイナンバーカード普及促進・活用事業
 - ふるさと寄附推進事業
 - クラウドシステム調査・研究事業
 - 等

砺波市の将来像「もっと元気 ほっと安心 ずっと幸せ “やっぱり砺波”」の実現に向け、基本計画に掲げる施策を推進していく上で、今後、5か年で特に重点的かつ優先的に実施すべき施策を10WAVE（テンウェーブ）プロジェクトとして10のプロジェクトを設定し、それに波及する効果も期待し、事業の着実な進捗に努めます。

※「10WAVE」とは、「10波」つまり「となみ」を表しています。

WAVE⑥【備える】地域防災力プロジェクト

地域の防災基盤の整備や自主防災組織などの地域防災力の強化を図り、地域防災体制を充実します。また、国土強靭化地域計画、地域防災計画等に基づき減災対策の充実を図るとともに、災害時に防災拠点となる市役所本庁舎の整備に向けた、基本構想等の策定を進め、災害に強いまちづくりに取り組みます。

- 主な事業**
- 地域防災体制充実事業（消防団・自主防災組織・防災士連絡協議会の強化）
 - 流域治水プロジェクト ○浸水対策事業 ○本庁舎整備基本構想等策定事業 等

WAVE⑦【活かす】生活基盤等マネジメントプロジェクト

長寿命化計画や国土強靭化計画等に基づき、公共施設や道路・橋梁、公園、市営住宅等の生活基盤・都市基盤について、予防保全的な維持管理も含め、適正にマネジメントを行います。また、安全で安心な水道水の安定的な供給や下水道による適切な汚水処理による環境保全を図るため、中長期的な視点により作成した経営戦略に基づき、持続可能な経営を行い、上下水道施設の整備・更新に取り組みます。

- 主な事業**
- 公共施設再編事業 ○道路橋梁維持修繕事業 ○庄川水記念公園再整備事業
 - 砺波チューリップ公園再整備事業 ○土地区画整理事業
 - 基幹配水管耐震化更新事業 ○特定環境保全公共下水道事業 等

WAVE⑧【結ぶ】地域公共交通プロジェクト

子供や高齢者等の移動に不便を抱える方にとって必要不可欠な市営バスやデマンドタクシー、民間バス、JR城端線など、公共交通の利便性の向上を図るとともに、持続可能な公共交通体系の充実を目指します。また、観光客の利便性を高め魅力的なまちとなるよう、二次交通の充実に取り組みます。

- 主な事業**
- デマンド型交通のエリア拡大事業 ○LRT化等新しい交通体系調査・研究事業
 - 城端・氷見線活性化事業（交通ICカード導入促進・増便運行）
 - 持続可能な市営バス等運行事業（ダイヤ・路線の最適化） 等

WAVE⑨【稼ぐ】産業振興プロジェクト

全国一の出荷量を誇るチューリップ球根やたまねぎなどの地域特産物の更なるブランド化の推進と販路拡大を図るとともに、農業の6次産業化や農商工の連携により、収益性の高い稼ぐ農業の実現に取り組みます。また、優れた立地条件を生かして企業誘致を推進するとともに、誰もが個々の能力に応じて就労し安定して稼ぐことができるよう、企業立地の推進や雇用創出に向けて取り組みます。

- 主な事業**
- チューリップ球根等販路拡大事業 ○チューリップ球根生産支援事業
 - 園芸作物等特産振興事業 ○地域資源活用 ○農商工連携推進支援事業
 - となみブランド後継者育成支援事業 ○工業団地造成事業 等

WAVE⑩【受け継ぐ】循環型社会プロジェクト

自然と人間が共生するまちづくりのため、美しい散居景観を特徴づける屋敷林や伝統家屋などを守り、次世代へ引き継ぐとともに、国の「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた地球温暖化防止活動や資源の有効活用、食品ロス削減運動を推進し、持続可能な循環型社会の構築を図ります。

- 主な事業**
- 落葉専用ごみ袋導入事業 ○剪定枝戸別回収事業 ○砺波市環境基本計画更新事業
 - 散居景観保全事業 ○散居景観モデル事業 ○花いっぱいパートナー制度 等

4 主な個別計画の位置づけ

基本構想の基本方針・共通方針ごとに、主な個別計画を分類しています。個別計画は、まちづくりの各分野に関する計画であり、市の最上位計画である総合計画の実現を図るため、より具体的で詳細な内容について定めた計画です。

※取組の内容によっては、複数の方針にまたがるものもあります。

基本方針 1 ともに輝き支えあう 人づくり

計画名	計画の期間	備考
砺波市教育大綱	H29年度～R3年度	新計画（R4年度～R8年度） R3年度改定
砺波市子ども・子育て支援事業計画（第2期）	R2年度～R6年度	
第2次砺波市食育推進計画	H28年度～R3年度 (R3年度まで延長)	新計画（R4年度～R8年度） R3年度策定
砺波市子ども読書活動推進計画（第3次）	H30年度～R4年度	
となみスポーツプラン	H29年度～R3年度	新計画（R4年度～R8年度） R3年度策定
史跡増山城跡保存管理計画	H24年度～	
史跡増山城跡整備基本計画	H26年度～	

基本方針 2 なごやかな暮らしを育む 安心づくり

計画名	計画の期間	備考
砺波市健康プラン2.1（第2次）	H25年度～R4年度	
砺波市自殺対策計画	H31年度～R5年度	
砺波市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）第3期特定健康診査等実施計画	H30年度～R5年度	
市立砺波総合病院新改革プラン	H29年度～R4年度	
砺波市高齢者保健福祉計画（第8期計画）	R3年度～R5年度	
第3次砺波市障がい者福祉計画	R3年度～R8年度	
砺波市障がい福祉計画（第6期計画）	R3年度～R5年度	
砺波市障がい児福祉計画（第2期計画）	R3年度～R5年度	
第3次砺波市地域福祉計画	R3年度～R7年度	
第4次砺波市地域福祉活動計画	R3年度～R7年度	
砺波市地域防災計画	H18年度～	毎年度見直し
砺波市国民保護計画	H23年度～	毎年度見直し
第11次砺波市交通安全計画	R3年度～R7年度	
砺波市道路除雪実施計画	単年	毎年度見直し

基本方針 3 みらいに活力をつなげる まちづくり

計画名	計画の期間	備考
砺波市環境基本計画	H26年度～R5年度	
砺波市景観まちづくり計画	H26年度～	都度見直し
第2次砺波市グリーンプラン	H29年度～R8年度	
砺波市森づくりプラン	H26年度～R5年度	
砺波地域住宅計画	R3年度～R7年度	
砺波市耐震改修促進計画	H30年度～R7年度	
砺波市公営住宅等長寿命化計画	R3年度～R12年度	
砺波市都市計画マスターplan	H21年度～R10年度	
砺波市公園施設長寿命化計画	H25年度～R4年度	
砺波市橋梁長寿命化修繕計画	R3年度～R53年度	5年ごと見直し
砺波市水道ビジョン	H31年度～R10年度	
砺波市水道事業経営戦略	H31年度～R10年度	
砺波市基幹管路耐震化更新計画	H31年度～R20年度	
砺波市下水道整備基本計画	R2年度～	
砺波市下水道事業経営戦略	R2年度～R11年度	
小矢部川流域下水道関連 砧波公共下水道全体計画	S59年度～R7年度	
砺波市農村環境計画	H18年度～	都度見直し
砺波市農業農村基本計画	H30年度～R9年度	
砺波市地産地消推進戦略	R元年度～R5年度	
第2次砺波市商工業振興計画	H30年度～R4年度	
砺波市観光振興戦略プラン（第2次）	H28年度～R3年度 (R3年度まで延長)	新計画（R4年度～R8年度） R3年度策定
砺波市地域公共交通計画	R4年度～R8年度	
砺波市空き家等対策計画	H29年度～R8年度	

共通方針 協働と持続可能な自治体経営

計画名	計画の期間	備考
砺波市人口ビジョン	H27年度～R42年度	R2年度に見直し
砺波市国土強靭化地域計画	R2年度～R8年度	
砺波市男女共同参画推進計画（第3次）	H28年度～R3年度 (R3年度まで延長)	新計画（R4年度～R8年度） R3年度策定
砺波市行政改革大綱（第4次）	R3年度～R8年度	
砺波市行政改革推進計画	R3年度～R8年度	
砺波市公共施設等総合管理計画	H28年度～R27年度	
砺波市公共施設再編計画	H28年度～R27年度	
砺波市公共施設個別計画	R3年度～R7年度	
砺波市デジタル化推進計画	R3年度～R8年度	

5 基本計画とSDGsとの関係

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、国連サミットにおいて採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会全体の共通目標です。



2016年から2030年までの間に達成すべき17のゴール（目標）と、それにつながる169のターゲットから構成されています。

総合計画では、次項6「基本計画（各論）」の中で、具体的なSDGsの目標達成のために、関連深い17のゴール（目標）のアイコンを表示しています。

■ SDGsの詳細（資料：外務省国際協力局より）

1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 
<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女兒のエンパワーメントを行う</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>12 つくる責任つかう責任</p> 
<p>強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>	<p>包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 
<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 			
<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>			

6 基本計画（各論）



庄川水記念公園



基本方針1

ともに輝き支えあう 人づくり

主要施策1

教育の充実

自立と共生の人間形成を目指し、「知」「徳」「体」のバランスのとれた生きる力を育む質の高い教育の推進や幼児教育・保育環境の充実を図るとともに、郷土愛にあふれる心豊かな子供の育成を目指す「ふるさと教育」に取り組むなど、学校・家庭・地域の連携を図りながら、確かな学力と豊かな人間性を身につけることのできる教育の充実に努めます。

個別施策

1 学校教育の充実

2 幼児教育・保育の充実

第3章 基本計画（後期）

1 基本方針	ともに輝き支えあう 人づくり
1 主要施策	教育の充実
1 個別施策	学校教育の充実

現状と課題

- 児童生徒が、基礎的な知識及び技能を習得し、これらを活用して課題解決に結びつける思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学ぶ態度を養い、生きる力の育成を目指しています。
- 地域の風土や歴史などの「ふるさと教育」、人的な地域資源を生かした特色ある教育を行い、「知」「徳」「体」のバランスのとれた教育の実現に努めています。
- より多くの児童生徒が確かな学力を身につけるため、小中学校の適正な規模や配置について検討するとともに、主要教科での習熟度別指導や少人数指導などの拡充が必要です。
- 普通教室で授業をうまく受けられない学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障がいをもつ児童生徒に対し、特別支援教育の充実やそのための相談・支援体制の整備が必要です。
- 家庭の教育力の低下や生活環境の多様化により、集団生活や人間関係に適応できない児童生徒が増加していることから、適応指導教室や心の教室の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による日常的な相談など、支援体制の充実が求められています。
- いじめに対し、発生の予防や早期把握に努めるとともに、不登校問題を始めとする学校生活への不適応を小学校入学後の早い段階から解消するため、保育所・認定こども園・幼稚園と小学校の連携強化や子供たちの小学校生活への円滑な移行のための取組が必要です。
- 子供を取り巻く社会の情報化を踏まえ、情報リテラシー（情報活用力）や情報モラルの育成に取り組むことが必要です。
- 多様な児童生徒一人一人に個別最適化された、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することが必要です。
- 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のため、学校における働き方改革が求められています。
- 児童生徒の安全で快適な環境を確保するため、また災害発生時に地域住民の防災拠点としての機能を果たすため、学校施設の点検・整備が必要です。
- PTAや地域のボランティアによる通学路の見守り活動、安全パトロールなど、より安全で安心な環境づくりが必要です。

施策の方向

超スマート社会（Society 5.0）に対応した教育や郷土愛を育む教育の推進、地域や家庭との連携による教育力の向上、学校の働き方改革の推進や研修活動の充実など、児童生徒の確かな学力の育成と生きる力を育む教育の充実を目指します。

主な取組

1

知、徳、体の
バランスのとれた
児童生徒の育成

- 学力向上の取組を推進し、学習の基礎・基本を確実に習得して、主体的に問題解決できる、生きる力を身につけた児童生徒の育成を目指します。
- 一人一人に応じた指導の充実を図るとともに、学習支援員やスタディメイト、外国人児童生徒支援員によるきめ細やかな指導を進めるなど、確かな学力の定着と児童生徒の相談・支援活動を推進します。
- 豊かな人間性と社会性を育むため、「いのちの教育」、「心の教育」を推進します。
- 児童生徒一人一人が将来の社会の創り手となることができるよう、持続可能な開発のための教育を推進します。
- 情報リテラシー（情報活用力）や情報モラルの確かな育成に取り組みます。
- 人間関係が固定しがちな小規模校において、多様な集団の中で切磋琢磨する機会を確保するため、他の小規模校との交流促進に努めます。
- 保育所・認定こども園・幼稚園で行う「ホップ・ステップ・ジャンプ」や小学校における「みんなでチャレンジ3015」などの取組により、幼児期から運動に継続して親しむとともに、健やかな子供を育てる環境づくりを進め、子供の体力向上を図ります。
- 校務の見直しや改善、部活動の改革など、学校の働き方改革を推進するとともに、教員の資質・能力を高めるための研修活動を充実させ、指導力向上を図ります。
- 栄養教諭が学校保健事業と連携した給食指導等を行うなど、保健・福祉・教育の各分野が連携し、「食」に関する学習の機会や情報の提供に努めるとともに、食習慣の重要性を子供たちや家庭に啓発します。
- 地産地消を進め、新鮮な食材による栄養バランスのとれた給食を発達段階に応じて提供します。

2

地域とともに育てる
学校教育の推進

- 創意工夫を生かした特色ある学校づくりや積極的な学校情報の発信に努め、保護者や地域から信頼される開かれた学校を目指します。
- 地域の風土と地域資源を活用し、人権教育や福祉教育、国際理解教育、環境教育、情報教育、ふるさと教育などの推進に努めます。
- 優秀な人材の育成を図るため、高等学校や大学等の修学に必要な費用について支援する奨学金制度の充実に努めます。
- 充実した学校経営を行うため、適切な学校評価に基づく実践と、学校組織力の向上を図る取組を進めます。また、保護者や地域住民と連携し、地域の教育力を生かした学校運営を図ります。
- 砺波市総合教育会議の開催により、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿等を共有し、連携して効果的に教育行政を推進します。
- 部活動改革における休日の部活動の地域移行等に向け、地域の関係団体等と連携し、体制の整備を図ります。

<p>3</p> <h3>共に支え高め合う 特別支援教育の充実</h3> 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所・認定こども園・幼稚園から小学校、そして中学校へとスムーズに育ちのリレーが図られるよう支援体制の充実に努めます。 ○児童生徒のいじめや不登校などの発生予防と早期把握、保護者の子育てや発達障がいについての相談などに対し、保護者と学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、家庭児童相談員、適応指導教室等が連携し、適切に対応します。
<p>4</p> <h3>学校施設の整備と 充実</h3> 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の防災機能を強化するとともに、学校施設の長寿命化を図ります。 ○GIGAスクール構想により整備した学校のICT環境を活用し、学習活動の一層の充実と、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を図ります。 ○教科書の大型化とGIGAスクール構想により整備した1人1台端末の効果の最大化を図るため、学習環境の改善を図ります。 ○学校施設の老朽化対策及び教育環境の充実に努め、安全・安心で豊かな学校生活を送ることができる環境を整備します。 ○児童生徒が本を楽しめるよう学校司書と司書教諭の協力体制の充実を図るとともに、市立図書館との連携を強化し、より一層読書に親しむ環境を整備します。
<p>5</p> <h3>子どもの安全確保</h3> 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員による定期的な街頭指導、地域やPTAによる上下校時の子供たちの見守り活動・地域パトロール活動などを継続します。 ○通学路の安全確保のため、関係機関と連携・協力して、必要な対策を講じます。 ○学校等における防災教育を推進し、地震、水害等の自然災害に対応した避難訓練の充実を図ります。 ○不審者情報や安全情報の伝達は、携帯電話によるメール配信システムを活用し、迅速かつ的確に行います。 ○スクールバスの安全運行に努めるとともに、車両の計画的な更新を図ります。 ○救急救命講習会を各学校で開催するなど、子供の救急の事態に備えます。

関連する主な個別計画

- 砺波市教育大綱
- 第2次砺波市食育推進計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
授業でICT機器をほぼ毎日使用する児童生徒の割合	— ※	6.5%	100.0%
いじめ認知件数に対する解消率	88.8%	67.5%	100.0%

※新型コロナウイルス感染症の影響のため調査未実施

■GIGAスクール構想推進事業

- 児童生徒全員にタブレット端末を配付



- 各教室に大型電子黒板を配置



1 基本方針	ともに輝き支えあう 人づくり
1 主要施策	教育の充実
2 個別施策	幼児教育・保育の充実

現状と課題

- 市内には、保育所7か所、認定こども園8か所、幼稚園1か所があり、利用者の状況に応じて、延長保育や一時預かりなどのサービスを提供しています。また、民間の保育所等への運営支援を行っています。
- 低年齢児保育や長時間保育の要望が年々多くなってきており、一方、幼稚園への入園希望が減少していることから、幼児教育と保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園への移行を進めています。

施策の方向

乳幼児期における保育の充実を図るとともに、幼児教育の充実や幼保の一体化を進めるなど、次世代を担う全ての子供が質の高い教育・保育を受けられる環境整備に努めます。

主な取組

1 幼児教育・保育の環境充実  	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保連携型認定こども園の設置を推進するとともに、民間事業者に対する支援を行います。 ○質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園教諭や保育士の研修を推進し、資質の向上を図ります。 ○保育所・認定こども園・幼稚園では、自立・共生していくこうとする幼児を育てる環境の充実に努めます。
--	---

関連する主な個別計画

- ・砺波市教育大綱
- ・砺波市子ども・子育て支援事業計画（第2期）

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
認定こども園の設置数	5 施設	7 施設	10 施設

主要施策2

心豊かな人の育成

芸術や歴史、伝統文化にふれあう場やスポーツに親しむことができる機会を創出するほか、生涯学習の支援と、それら施設の充実を図るなど、全ての市民が生涯を通して生き生きと主体的に学び、活躍することができる環境づくりを推進します。

- | | | |
|------|---|-----------|
| 個別施策 | 3 | 生涯学習の推進 |
| | 4 | 地域スポーツの推進 |
| | 5 | 文化芸術の振興 |

1 基本方針	ともに輝き支えあう 人づくり
2 主要施策	心豊かな人の育成
3 個別施策	生涯学習の推進

現状と課題

- 地域での生涯学習を更に発展させるため、地区公民館において、市民と関係団体等が連携し、地域の特色や地域コミュニティを生かした学習を行っています。
- 地域学習の推進にあたっては、関係機関のより一層の連携と、歴史や文化の学習へのサポートが求められています。
- 「いつでも、どこでも、誰でも」学習できる生涯学習体制を確立するため、生涯学習機会の充実を図ることが必要です。
- 核家族が増加していることから、家庭での子供のより良い生活習慣の形成や、コミュニケーションを図るため、親のあり方や心構えを学ぶ「親学び」などの家庭教育支援の取組が必要です。
- 子供や青少年の健全育成には、家庭、地域、学校及び行政の連携が重要であり、「社会に学ぶ14歳の挑戦事業」や「総合的な学習の時間」などによる社会体験・自然体験・多世代交流のほか、放課後や週末には「放課後子ども教室」及び「土曜日の豊かな教育活動」を実施するなど、地域と子供の関わる機会の提供を行っています。
- 子供たちの「ふるさと教育」を通して地域への愛着を育み、地域の将来を担う子供たちを育成することが重要です。
- 社会教育団体の会員の減少が進んでいることから、活動の活性化の牽引役となる青年・女性団体のリーダー養成が必要です。

施策の方向

市民の多様なニーズに応じた生涯学習機会の充実と、図書館や砺波まなび交流館などの生涯学習施設の整備・充実を図るなど、市民の主体的な生涯学習を推進します。

また、家庭教育力の向上を図るとともに、家庭や地域、学校、行政が連携した教育を推進するなど、青少年の健全育成と、社会活動の活性化の牽引役となる青年・女性団体のリーダーづくりを目指します。

主な取組

1

地域を学ぶ機会の充実



- 市民の学習ニーズに応じた機会や社会教育団体の活動の充実が求められており、情報や機会の提供、団体のPRなどによって活動を支援します。
- 公民館における各種事業や関係団体の活動を通して、地域を学ぶ学習を支援します。

2

家庭教育力の向上



- 親が子供のしつけや生活習慣の基本について学ぶ、「親育ち」、「親学び」に向けた家庭教育講座など、学習機会を提供していきます。
- 家庭と学校との信頼関係やパートナーシップを構築するとともに、家族が一緒に過ごし絆を育む「家庭の日」の啓発に努め、家庭教育力の向上を図ります。
- 子供たちの規則正しい生活習慣や食習慣などを身につける活動に、家庭と教育機関が連携して取り組みます。

3

家庭・地域・学校・行政が連携する教育の推進



- 「砺波市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子供たちの健やかな成長と家庭・地域における子育てを支援します。
- 学習支援ボランティアの活用により、地域における学校と子供たちの学習を支援する体制の確立を図ります。
- 「社会に学ぶ 14 歳の挑戦事業」での勤労体験を通して、子供たちが地域で学ぶ機会の充実を図ります。
- 児童虐待など子供の権利侵害に対する救済の仕組みづくりとして、相談体制の充実や関係機関との連携を推進します。
- 地域社会での子供の成長を促すため、地域における青少年団体の活動や指導者を支援します。
- いじめや反社会的な行動をなくし、青少年が命を大切にするなど心豊かに成長できるよう、家庭・地域・学校との連携を図り、青少年の健全育成に努めます。
- 「放課後子ども教室」や「土曜日の豊かな教育活動」の開設により、子供たちの安全・安心な活動場所を設けるとともに、地域の協力を得て、学習やスポーツ、文化、地域住民との交流等の活動を推進します。



公民館事業（高齢者向けスマート教室）



公民館事業（バルーンアート）

第3章 基本計画（後期）

<p>4</p> <h3>学びを充実し生かす仕組みづくり</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が学習した成果や習得した技能を生かしてボランティア講座の市民大学「市民の先生」を推進し、市民交流と市民主体の学習の機会をつくります。 ○専門技術や技能を市民生活に生かし、市民の自主運営による講座やコミュニティ活動を支援します。 ○市民大学「学遊塾」を始め、砺波まなび交流館等における学習講座の充実や情報の提供を行います。
<p>5</p> <h3>生涯学習施設の整備・充実</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習施設の効率的な運営管理に努めます。 ○地域の集会施設における改修工事等を支援していきます。
<p>6</p> <h3>図書館機能の充実</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ○「学びをつなぐ図書館」として関係施設と連携して運営するとともに、利用者が集い、語らい、憩える図書館を目指します。 ○来館者調査データ等に基づき評価し、図書館サービスの向上を図ります。 ○蔵書計画による体系的な資料の収集、整理及び保存を図り、サービス体制を充実します。 ○子供読書活動の普及及び啓発により、地域全体で子供の読書環境整備に努めます。 ○ボランティアとの協働事業を推進するとともに、図書館での新たな資料との出会いや人とのコミュニケーションが生まれるよう、企画展示や各種講座等の充実を図ります。 ○市内全域にわたるサービスを推進するとともに、図書館だよりの発行やホームページ、SNSの利活用などにより、各種情報の発信に努めます。
<p>7</p> <h3>青年・女性団体活動の活性化</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の青年・女性団体を支援し、社会活動の活性化の牽引役となるリーダーを養成します。

関連する主な個別計画

- 砺波市教育大綱
- 砺波市子ども・子育て支援事業計画（第2期）
- 砺波市子ども読書活動推進計画（第3次）

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
「親学び講座」等実施回数	26回／年	13回／年	27回／年
ふるさと「となみ」探訪事業の実施回数	8回／年	5回／年	16回／年
市民大学受講者数の平均出席率	71.5%	82.9%	87.0%
図書館年間貸出冊数 (上段：砺波図書館、下段：庄川図書館)	194,529冊 56,968冊	145,636冊 77,974冊	200,000冊 52,000冊



社会に学ぶ14歳の挑戦事業



砺波図書館子供読み聞かせ活動



となみ元気道場の活動（青年・女性団体）

1 基本方針	ともに輝き支えあう 人づくり
2 主要施策	心豊かな人の育成
4 個別施策	地域スポーツの推進

現状と課題

- 市民のスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を増やすため、地区体育振興会等と連携し、学校体育施設や地域体育館を拠点とした、地域ぐるみによるスポーツ・レクリエーションや健康増進の取組を支援しています。
- 市民のスポーツライフを支えるスポーツリーダーの育成が望まれています。
- ジュニア強化や優秀選手育成など、競技力向上に必要となるスポーツ指導者の発掘・養成が求められています。

施策の方向

競技者や指導者等の養成を図るとともに、誰もが身近で気軽にスポーツができる機会の提供や拠点施設の充実など、多くの市民が日常的にスポーツを楽しめる環境づくりを目指します。

主な取組

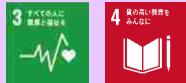
①

生涯スポーツの振興



- スポーツに取り組みやすい環境づくりと、誰もがスポーツを楽しむことができる市民1人1スポーツを推進します。
- スポーツ施設の指定管理者や体育協会などと連携を深め、ハード事業とソフト事業の両面からスポーツの振興を図り、施設の効率的な運営と時代に即した各種事業を展開します。
- 地域におけるスポーツ環境の充実を図るため、総合型地域スポーツクラブを支援するとともに、スポーツ推進委員など指導者の養成や確保を図ります。
- 地域体育館の活用や学校体育施設の開放により、市民が主体的に取り組むことができるスポーツ・レクリエーションの普及を図り、市民の健康増進や体力保持を図ります。
- 市民体育大会など、市民がスポーツやレクリエーションに取り組む機会を提供します。
- 「支えるスポーツ」の底辺拡大を図るため、スポーツリーダー育成や、スポーツイベントを活用したボランティアの養成に努めます。

2 スポーツ競技力の向上と指導者の育成



- 競技力の向上を目指し、スポーツ競技会への参加を奨励するとともに、体育協会や競技団体等と連携した講習会等の開催に努めます。
- 優秀スポーツ選手の顕彰や全国大会出場選手への激励などを行うことにより、市民のスポーツへの関心を高めます。
- 体育協会や競技団体等と連携し、スポーツ指導者の発掘に努め、更なる指導者の養成を図ります。

3 スポーツ施設の充実



- 生涯スポーツの多様なニーズに応えるため、施設の計画的な改修や備品整備を行うとともに、安全で快適に利用できるよう維持・管理に努め、市民がスポーツに取り組みやすい環境づくりを推進します。
- 利用しやすいスポーツ施設を目指し、インターネットなどを活用して施設情報等を提供します。
- 市民の日常的な生涯スポーツ活動や健康づくりの拠点となる、既存施設の有効利用を図り、安全・安心・快適にスポーツができる環境をつくります。

関連する主な個別計画

- ・砺波市教育大綱
- ・となみスポーツプラン

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
学校体育施設開放事業の体育館月平均利用率	74.0%	75.0%	88.0%
保育所・認定こども園・幼稚園への運動遊び実技指導者の派遣回数	5.3回／1施設	3.9回／1施設	6回／1施設
屋内社会体育施設の耐震化率	83.0%	83.0%	94.0%



となみ庄川水辺ウォーク



市民体育大会開会式

1 基本方針	ともに輝き支えあう 人づくり
2 主要施策	心豊かな人の育成
5 個別施策	文化芸術の振興

現状と課題

- より質の高い美術、芸術、音楽、演劇などの提供や文化施設の適切な維持・管理が求められています。
- 現在、本市には国指定文化財3件、国登録文化財5件、県指定文化財9件及び市指定文化財52件があり、これらの文化財を保存し、活用していくことが求められています。
- 若者を中心に市民自らが地域の伝統文化を継承しながら、歴史・文化を学ぶ機会を持つことが大切です。

施策の方向

市民の文化芸術活動の機会提供や文化芸術団体への支援のほか、文化財の保護・活用や地域文化の振興を図るなど、文化芸術の普及・発展を目指します。

主な取組

<div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> 1 </div> <p>文化芸術活動への支援</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>8 まちなか文化芸術活動 みんなでつくる文化</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>12 つくる文化 まちなか文化</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○特色ある文化芸術の創造を図るため、収蔵品の活用に努め、各文化施設の機能が十分発揮できるよう適切で計画的な維持・管理を推進します。 ○文化協会など文化団体の自主的な活動を支援し、市民への文化芸術活動の振興を図ります。 ○文化施設のネットワーク化により人材や情報の相互活用を図るとともに、市民等と連携した企画展、美術展等を開催します。 ○市民の文化活動の発表機会を支援し、文化交流の振興に努めます。
<div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> 2 </div> <p>文化財の保護と活用</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>4 まちなか みんなでつくる 文化財</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 まちなか文化財 みんなでつくる文化</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○国指定史跡である増山城跡において、遺構解説サインの設置等の史跡整備を進め、ボランティアガイドやICT技術を生かした活用に努めます。 ○指定文化財となっている建造物等の定期的な点検を行い、必要な修繕に努めるとともに、文化財保護意識の啓発を行います。 ○開発行為等に伴う埋蔵文化財の調査を着実に行い、遺跡などの保護に努めます。 ○指定文化財やふるさと文化財等を保存・活用するとともに、デジタルミュージアム「砺波正倉」の情報の充実と発信に努め、文化財の次世代への継承を図ります。

3 地域文化の理解と継承



- 県指定文化財の出町子供歌舞伎曳山について、伝承指導の支援を行うとともに、地域の伝統文化・芸能の継承を支援します。
- 文化施設が連携し、地域の歴史や文化に触れる企画を充実するなど、学ぶことができる機会を提供し、市民の地域文化に対する意識の向上に努めます。
- 砺波散村地域研究所において、全国的に珍しい集落形態である散村など地域に関する調査・研究を進め、市民への情報発信に努めます。
- 郷土の歴史民俗への理解や伝統文化の継承を進めるために、文化施設の活用を図りながら市民への普及啓発や公民館活動への支援を推進します。

関連する主な個別計画

- ・砺波市教育大綱
- ・史跡増山城跡保存管理計画
- ・史跡増山城跡整備基本計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
砺波市文化会館の利用者数	68,342人／年	28,434人／年	73,000人／年
砺波市美術館の利用者数	89,579人／年	25,767人／年	110,000人／年
デジタルミュージアムのアクセス数	60,506回／年	66,198回／年	70,000回／年



増山城跡の冠木門



出町子供歌舞伎曳山

デジタルミュージアム「砺波正倉」

ふるさと砺波の再発見

**砺波
正倉**
TONAMI ARCHIVE



主要施策3

地域力・家族力の向上

地区自治振興会や各種団体などの活動促進による地域コミュニティの活性化を図るとともに、世代間で暮らしを支え合う三世代同居・近居を推進することにより、地域力・家族力の強化を図るなど、人の絆で支え合うあたたかい地域づくりを進めます。

個別施策

6 地域コミュニティの活性化

7 三世代同居・近居の推進

1 基本方針	ともに輝き支えあう 人づくり
3 主要施策	地域力・家族力の向上
6 個別施策	地域コミュニティの活性化

現状と課題

- 本市では地区自治振興会が小規模多機能自治として、地域ぐるみで各種活動や伝統行事の継承に取り組んでおり、この「地域力の高さ」は、将来にわたり持続可能な地域社会を形成する原動力となっています。
- 地域コミュニティの活性化や異世代交流促進の場となっている獅子舞、夜高行燈などの地域文化、伝統芸能の継承に努めることが必要です。
- 住民同士のふれあいや連帯感のある住民主体の地域づくりを目指し、コミュニティ意識の醸成や担い手となる人材の育成が必要です。
- 地域行事や緑化、ごみ処理などの地域に密着した活動を通して、コミュニティの活性化が図られており、更なる推進が必要です。
- 全国的に地域コミュニティの希薄化が進み、地域活動等を敬遠する意識の変化もみられることから、住民による主体的な地域づくりを後押しするため、持続可能な地域社会づくりに向けた対応が必要です。

施策の方向

地区自治振興会を中心とした小規模多機能自治や地域におけるコミュニティ活動へ支援を行うとともに、地域の特性を生かした協働のまちづくりに向け、地域コミュニティの活性化を目指します。

主な取組

① コミュニティ活動の推進   	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の課題に主体的に取り組む地区自治振興会や民間団体等に対して、人的・財政的な支援の充実を図るとともに、地域の特徴を生かした協働のまちづくりに向けた連携の強化を進め、持続可能な地域づくりの支援に取り組みます。 ○砺波市自治振興会連携推進員（通称：アンテナ隊）を各地区の自治振興会の会議等に派遣し、市の行政情報や各地域の情報等を互いに共有しながら協働で課題の解決を図ります。 ○地域の文化活動やスポーツ活動などを通して、地域コミュニティの活性化を推進します。
---	---

②

地域の担い手となる人材の育成



○研修会や社会活動を通して、地域コミュニティにおいてリーダーとなる人材や地域活動の担い手など、地域社会における人材の育成に努めます。

関連する主な個別計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
市ボランティアセンター 登録者数 (個人+団体)	5,019人	5,072人	5,000人
地域アンテナ隊派遣回数	166回／年	163回／年	170回／年



獅子舞



夜高行燈

1 基本方針	ともに輝き支えあう 人づくり
3 主要施策	地域力・家族力の向上
7 個別施策	三世代同居・近居の推進

現状と課題

- 本市の三世代同居率は、全国や県内の平均値と比較すると高い数値を示していますが、生活様式の変化や少子高齢化が進み、核家族化が進展していることから、年々減少傾向にあります。
- 豊かで持続力ある社会づくりや次世代への文化等の継承を図るために、家庭内での子育てや高齢者介護など、世代間で支え合う機能が期待される三世代による同居や近居を推進することが求められています。
- 三世代同居や近居は出生率を上昇させるとともに、高齢者の生きがいの創造や、女性の就業機会の拡大、空き家の減少など多くの効果をもたらすことが期待されています。

施策の方向

世代間で支え合う機能が期待される三世代による同居や近居を推進することにより、同居率・共働き率が高い本市の地域性を生かし、豊かで持続力のある社会を目指します。

主な取組

1

三世代同居・近居の実現・継続に向けた支援



- 三世代による同居や近居の暮らしの良さや、このことを推進する事業情報を発信することで、三世代同居に向けた意識の醸成を図ります。
- 保育所等を利用せず子育てを行った保護者に対する支援や、子育てに活用できるクーポン券の配付など、三世代による同居や近居による子育てを支援します。
- 三世代同居・近居住宅新增改築工事や空き家の利活用など、三世代による同居や近居を推進するための住環境の整備と新たに三世代となるための引っ越し費用に対する支援を進めます。
- 高齢者の市内宿泊施設等の利用料金や在宅介護高齢者のショートステイの利用料金の助成など、三世代の高齢者・介護者を支援します。



2

世代を超えた交流の推進



- 昔ながらの道具や遊び、スポーツ・レクリエーションを通した三世代交流事業を推進します。
- 祖父母と孫が一緒に対象施設を訪れた場合に入場料等を無料にする「孫とお出かけ支援事業」については、同じ取組を行う近隣市とも連携を図り世代間交流を推進します。

関連する主な個別計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
三世代同居率（国勢調査値）	19.3% [H27]	19.3% [H27]	19.3% [R2]



主要施策4

交流・定住の促進

広い視野を身につけるため国際・国内交流を推進するとともに、イベント開催による都市との交流促進や砺波の暮らしの魅力を情報発信することによりとなりファン（関係人口）の拡大やU・Jターンを促進するなど、人々が行き交い、魅力と賑わいがあふれる地域づくりを進めます。

個別施策

8 国際・国内交流の推進

9 移住・定住対策の充実・強化

第3章 基本計画（後期）

1 基本方針	ともに輝き支えあう 人づくり
4 主要施策	交流・定住の促進
8 個別施策	国際・国内交流の推進

現状と課題

- 本市の国際交流は、昭和55年（1980年）の中華人民共和国黒竜江省医院と市立砺波総合病院の医学友好交流に始まり、平成元年（1989年）にはトルコ共和国ヤロバ市との姉妹都市盟約、平成3年（1991年）には中華人民共和国盤錦市との友好都市盟約、平成4年（1992年）にはオランダ王国リッセ市との姉妹都市盟約を締結し、相互訪問により親善を深め、各分野での交流を進めています。
- 平成7年（1995年）に旧庄川町（現砺波市）と北海道鵡川町（現むかわ町）が姉妹都市を締結し、自治体間の交流から市民や各種団体の交流へと発展しています。
- 花をモチーフに特色あるまちづくりを推奨する市町が、イメージアップや知名度向上を図るため、昭和58年（1983年）からフラワー都市交流を進めています。
- 平成14年（2002年）に設立した「全国散居村連絡協議会」は、本市を含む現在全国の8市町で構成し、散居村の特性を生かしたまちづくりの調査・研究を進めながら、自治体相互の情報交換と交流・連携を深めています。
- 平成18年（2006年）に災害時相互応援協定を結んだことをきっかけに、愛知県安城市と市民同士の交流を深めてきました。さらに、平成23年（2011年）5月に両市の間で「市民交流協定」の締結を行い、より一層市民間の交流が活発化するよう取り組んでいます。
- 増加する外国人が地域社会の構成員として共に生きていくため、外国人が暮らしやすい地域社会づくりの推進が求められています。

施策の方向

国内交流・国際交流事業を推進し、国内外の姉妹都市、友好都市との多様な交流などを促進することにより、異なる文化や価値観への理解と、市民の郷土愛の醸成を図ります。

主な取組

1 国際交流の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際感覚の醸成や外国の異文化への理解を深めるため、姉妹・友好都市などの文化やスポーツ、医療、教育、経済など様々な分野における交流を推進します。 ○国際交流を推進するため、友好交流協会を始めとした民間団体や個人が主体となった交流を支援します。
---	--

2

国際理解の推進



- 外国語指導助手（ALT）の指導を通して、子供たちの国際理解を深めます。
- 国際関係団体と協力しながら、市民が身近に参加できる国際交流イベントなど国際理解を高める機会の提供に努めます。

3

多文化共生の実現



- タブレット型翻訳機の設置など、外国人向けの相談サービスの充実や、外国語による生活情報や行政情報の提供などで、市内在住外国人の生活を支援します。

4

国内交流の推進



- 国内姉妹都市との交流の活性化に努め、交流人口の拡大を目指します。
- 花が縁を取り持つ全国のフラワー都市との交流を促進し、チューリップを代表とする花のまち「砺波」を情報発信します。
- 散居景観を保全しその活用を促進するため、全国散居村連絡協議会の活動及び全国散居村サミットを通して、散居形態を有する全国の市町との情報交換や人的交流を図ります。
- 本市とつながりのある地域との情報交換を進め、市民レベルでの交流が行われるよう努めます。

関連する主な個別計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
国際・国内交流協会主催事業の参加人数	246人	50人	250人



オランダ大使の砺波市訪問



中学生のトルコ大使館訪問

第3章 基本計画（後期）

1 基本方針	ともに輝き支えあう 人づくり
4 主要施策	交流・定住の促進
9 個別施策	移住・定住対策の充実・強化

現状と課題

- 北陸新幹線や高速道路など充実した高速交通網の強みを生かした観光振興等により近隣地域と連携し 交流人口や関係人口を拡大するとともに、本市を訪れた人に魅力を広く伝え定住促進につなげていくことが必要です。
 - 市外に住む地元出身者や移住希望者に対して、本市での暮らしの魅力を伝えるなど、「砺波市に帰って きたい、住んでみたい」と思ってもらえる情報発信が必要です。
 - 空き家を移住者の住居としてだけでなく、交流施設、定住体験施設、滞在型観光における宿泊施設などとして活用することで、有効活用と移住・定住者などの受入拡大につなげていくことが求められて います。
 - 首都圏始め、市外・市内に居住する若い世代から、これまで以上に「住みよいまち砺波」、「選ばれる まち砺波」として評価されるよう、本市を選び、居住するきっかけとして「となみ暮らし応援プロジ ェクト（1073プロジェクト）」の取り組みを進めています。
- 【P72に「となみ暮らし応援プロジェクト（1073プロジェクト）」のPRパンフレットを掲載】

施策の方向

都市との交流を促進するとともに、砺波の暮らしの魅力を積極的に情報発信するなど、交流人口や関係人口、定住人口の拡大を目指します。

■となみ暮らし応援プロジェクト（1073プロジェクト）の事業内容

主な取組

<p>①</p> <h3>U I Jターンの促進</h3>  	<ul style="list-style-type: none"> ○大都市圏における移住・定住フェアなどに近隣地域とも連携しながら積極的に参加し、本市の暮らしの魅力や市内企業の就職情報などの提供を行い、U I Jターンの促進を図ります。 ○市外に進学した学生のUターンを促進するため、市内企業におけるインターンシップ実施に対する支援を行います。 ○市外に住む地元出身者を呼び戻すことができるよう、県や関係機関と連携し、地元回帰のための様々な情報提供を行います。 ○学生に対する奨学金制度について、給付型の充実を図り、大都市圏等に進学した学生のUターン促進を図ります。 ○地域おこし協力隊と協力し、本市の特産品や地域資源の魅力を国内外へ広く情報発信して、本市のイメージ向上により交流人口や関係人口の拡大を図ります。 ○砺波らしいライフスタイルや本市の充実した制度を市内外にPRするシティプロモーションを推進することで、定住人口の増加と郷土愛の醸成を図ります。 ○各地区の空き家コーディネーターと協力して空き家物件の発掘を進め、空き家情報バンクでの情報発信とともに移住・定住に向けた情報提供や相談体制を充実させることにより移住・定住の促進を図ります。
<p>②</p> <h3>都市部からの交流・関係及び定住促進</h3> 	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家を交流拠点や定住体験施設、滞在型観光における宿泊施設、サテライトオフィス、ウィズコロナ時代を見据えた新しい生活様式の一つであるシェアオフィスやコワーキングスペースなどの新たな形態のワークプレイスとして活用するなど、様々な利活用方法を提案し、交流人口や関係人口、定住人口の拡大につなげます。 ○市営住宅を有効活用し、移住者のお試し移住体験に取り組み、定住につなげます。

関連する主な個別計画

- ・砺波市人口ビジョン

指標	現状値【R 1】	現状値【R 2】	目標値【R 8】
転入者数	1,807人／年	1,378人／年	1,911人／年
転出者数	1,801人／年	1,464人／年	1,809人／年
移住者数（相談を受けたもの）	46人／年	44人／年	100人／年

“ようこそ「となみ」やっぱり「となみ」” となみ暮らし応援プロジェクト

★2017 住み良さランキング 全国2位
★2020 街の住みごこちランキング 富山県内1位

と な み
(1073プロジェクト)

1073万円



最大178.3万円を助成!!

申請開始日 2021年4月1日より

砺波市

経済振興支援応援サイト
「やっぱり砺波で暮らそう。」



とじしき

基本方針 2

なごやかな暮らしを育む 安心づくり

主要施策5

保健・医療の充実

住み慣れた地域で健康に暮らし続けることができるよう、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた健康づくりを推進し健康寿命の延伸を図るとともに、市立砺波総合病院とかかりつけ医（地域の医療機関）との医療機能の分化と連携の強化を進め、保健・医療の充実を図ります。

個別施策

10 健康づくり・感染症対策の推進

11 医療の充実

2 基本方針	なごやかな暮らしを育む 安心づくり
5 主要施策	保健・医療の充実
10 個別施策	健康づくり・感染症対策の推進

現状と課題

- 乳幼児期から高齢期までの全ての市民を対象に、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を目指すためには、個人の実践に加え、地域ぐるみの健康づくりを推進することが必要です。
- 市民の3大死因は、がん、心疾患及び脳血管疾患であり、要介護状態となる原因には、認知症、脳血管疾患後遺症、転倒・骨折などがあげられることから、その原因の一つとなる生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組むことが必要です。
- 健康無関心層も含めた青壮年期からの予防、健康づくりを推進するため、様々な食の場面で普通に生活しているだけで健康になれる環境づくりに取り組むことが必要です。
- 健康づくりに関する情報提供を行うとともに、市民一人ひとりが望ましい生活習慣を実践し、主体的に健康づくりができるよう健康教育・健康相談を積極的に進めることができます。
- 市環境保健衛生協議会を構成する地区自治振興会、食生活改善推進員協議会、母子保健推進員連絡協議会及びヘルスボランティア連絡会などの連携を図り、健康づくり活動の支援に努めています。
- 新型コロナウイルス感染症の流行や社会環境が複雑化するなかで、ストレスなどによる心の健康が問題となっており、正しい知識の普及啓発と相談体制の充実、自殺予防対策を関係機関と連携し一層推進することが必要です。
- 新たな感染症や結核など再流行の危険性がある感染症を予防するとともに、市民の不安を取り除くため、正しい知識の普及を図るとともに、医療・検査体制を確保するため、医師会及び医療機関等との連携が必要です。
- 特定保健指導・各種がん検診などの実施により、医療機関と連携した適切な指導を行うとともに、特に受診率の低い働き盛り世代の受診率の向上を図ることが必要です。

施策の方向

砺波らしさを生かし、地域との連携・協働により幅広い年齢層を対象とした総合的な健康づくりや環境整備、予防対策の充実を図り、市民が心身ともに健康で暮らせるまちづくりを目指します。

主な取組

1

市民の健康づくりの支援



- 市民の健康寿命を伸ばし、健康で明るく活気に満ちた地域を目指すため、市民、関係機関及び行政が一体となった健康づくりを総合的かつ計画的に推進します。
- 健康教育により、心身の健康に対する意識の啓発に努めるとともに、市民が電話や窓口等で、健康に関する悩みを気軽に相談できる環境づくりに努めます。
- 市環境保健衛生協議会が中心となり、地域ぐるみの健康づくりを推進します。
- 食生活改善推進員やヘルスボランティア、母子保健推進員を育成・養成します。
- 心の病気に関する正しい知識の普及に努め、自殺対策に関わる人材の育成や早期に相談や治療ができる体制の整備を図ります。

2

受けやすい検（健）診体制の整備



- 検（健）診の受診機会の拡大や体制の充実、各種広報の活用を図るとともに、効果的な個別通知の併用により、がん検診や健康診査（健診）の受診率の向上を図ります。

3

感染予防対策の充実



- 予防接種の接種率が向上するよう積極的な啓発を行うとともに、地域の医師会と連携し、個別接種がより安心して受けられるように努めます。
- 新型コロナウイルスを含めた感染症に対する正しい知識や新しい生活様式への移行など、市民への適切な情報提供とともに、医師会等と連携を図り、感染症予防のための取組を推進します。
- 感染症発生時における迅速な情報収集や関係機関への的確な情報提供など、危機管理体制の確立に努めます。

4

主要死因及び要介護の原因となる疾病対策



- がん予防のための健康的な生活習慣の普及啓発を行うとともに、医師会やヘルスボランティア等とも連携し検診受診率の向上を図り、早期発見・早期治療につなげます。
- 乳幼児から高齢者までのライフステージに合った健康診査や健康相談を実施するとともに、それぞれの心身の状況に適した保健指導を行うなど市民の健康管理を支援します。
- 糖尿病などの生活習慣病の予防として「となべジプロジェクト」を推進し、自然に健康になれる環境づくりに努めます。
【P77に「となべジプロジェクト」のPRパンフレットを掲載】
- 後期高齢者の生活習慣病の重症化を予防するため、後期高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する取組を推進します。

関連する主な個別計画

- 砺波市健康プラン21（第2次）
- 砺波市自殺対策計画
- 砺波市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）第3期特定健康診査等実施計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
健康寿命〔男性〕 ※（ ）内は平均寿命	78.03歳 (80.69) 〔H30〕	78.03歳 (80.69) 〔H30〕	平均寿命の延伸 年齢を上回る 健康寿命の延伸
健康寿命〔女性〕 ※（ ）内は平均寿命	81.17歳 (86.11) 〔H30〕	81.17歳 (86.11) 〔H30〕	平均寿命の延伸 年齢を上回る 健康寿命の延伸
健康診断受診率（国民健康保険特定健康診査）	61% 〔H30〕	60.4% 〔R1〕	増加
Hb A1c*の値 6.5%以上の割合（国民健康保険特定健康診査受診結果より）	8.7%	8.7%	減少

*Hb A1cとは、糖尿病に関する指標で、ヘモグロビン・エーワンシーと読みます。採血から過去1～2か月間の平均血糖値を反映した値で、数値が高い状態が続くと、糖尿病の悪化や合併症のリスクが高いといわれます。

■となべジプロジェクト（となべジ通信第1号より）

野菜から先に食べるだけでいいんです！

食物繊維が豊富な野菜から食べることで
血糖値の急上昇を抑え、糖尿病を予防します。
また、動脈硬化を予防し、心筋梗塞や脳梗塞などの
生活習慣病の予防に役立ちます！

食べる順番を変えるだけで、健康アップ！今日から始めてみませんか。



出典 今井佐恵子ら
糖尿病患者における食事の摂取順序による食後血糖上昇抑制効果
糖尿病53(2):112~115,2010 0~60分のみ掲載

食べる順番

① 野菜のおかずから食べよう
まず野菜・きのこ・海藻類など
食物繊維を多く含むものを
しっかり食べましょう
★ただし、芋類や果物は、
糖質が多いので最後に食べます。

② 次にたんぱく質のおかずを
食べよう
肉類、魚介類、大豆、卵などの
メインディッシュを
食べましょう。

③ 最後にごはん・パンを
食べよう
血糖値を上げる、ごはん、パン、
めん、芋類などの炭水化物は、
最後に食べましょう。

ゆっくりよくかんで
効果アップ！

食べる順番の効果を発揮するためには、腸に野菜の食物繊維が入ってから、ごはんやパンなどの炭水化物が入るための時間差をつくることが必要です。

ゆっくり時間をかけて食べましょう。満腹感も得られて、食べ過ぎ防止につながります。

野菜を1日350g
食べましょう！

1日350gの目標まで、あと1皿分(70g)不足しています。

野菜をもう一皿食べましょう！



えっ 野菜を先に食べるだけで いいの？



とな ベジ プロジェクト

2 基本方針	なごやかな暮らしを育む 安心づくり
5 主要施策	保健・医療の充実
11 個別施策	医療の充実

現状と課題

- 高齢化が進行し、今後、医療・介護ニーズの高まりが予測される中、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように地域密着した医療・保健・介護・福祉サービスを連携し、推進することが必要です。
- 医療保険制度を持続可能な制度とするためには、地域の中核病院である市立砺波総合病院の外来は紹介患者を中心とし、一般的な外来受診は「かかりつけ医」で行うことを基本とする病診連携の推進が必要です。
- 5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患）5事業（救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療）及び在宅医療の提供体制の確保が求められています。
- 令和6年から5疾病6事業として医療計画に追加される新たな感染症等の拡大に備えた医療提供体制の確立が必要です。

施策の方向

市民一人一人が「かかりつけ医」を持つことの啓発とともに、保健・介護・福祉と連携した地域包括ケアシステムを推進します。

5疾病5事業及び在宅医療の提供体制については、富山県が定める地域医療計画に基づき市立砺波総合病院の機能の確保・充実に努めます。また、健康センター、地域包括支援センター及び訪問看護ステーションでは、健康づくり、介護予防、在宅医療及び介護の連携強化に努めます。

市立砺波総合病院は、感染症指定医療機関として、新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症等に対する医療体制の確保に努めます。

主な取組

1

医療機能の分化と連携の推進



○医師会の協力のもと、市民一人一人が「かかりつけ医」を持つことについて啓発し、市立砺波総合病院との役割分担や、それを踏まえた医療機関の受診の仕方についての周知を進め、病診連携の推進に努めます。

②

5 疾病5事業及び 在宅医療体制の確保



○市立砺波総合病院は、地域の中核病院として5疾病5事業及び在宅医療の療養支援等を担うため、機能の確保・拡充を図ります。

③

在宅医療・在宅介護 の連携強化



○在宅医療と介護への切れ目のない支援体制の連携強化に努めます。
○砺波市訪問看護ステーションは庄川サテライトを開設したところであり、
更なる在宅医療の充実に努めます。

④

新たな感染症等の感 染拡大時における医 療体制の確保



○市立砺波総合病院は、砺波医療圏唯一の感染症指定医療機関として新たな感染症等の感染拡大時における医療を担うため、医療体制の確保・拡充を図ります。

関連する主な個別計画

- 市立砺波総合病院新改革プラン
- 砺波市高齢者保健福祉計画（第8期計画）

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
市立砺波総合病院の地域医療機関との間における紹介率・逆紹介率	55.9%・82.0%	58.1%・83.3%	55.0%・75.0%

主要施策6

福祉の充実

介護保険サービスの充実や介護予防、高齢者の生きがいづくりなど、高齢者福祉を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築や地域ぐるみによる福祉の充実を図り、全ての市民が安心して生涯生き生きと暮らし続けることができる地域社会を目指します。

個別施策

12

高齢者福祉の推進

13

障がい者（児）福祉の推進

14

地域福祉の推進

2 基本方針	なごやかな暮らしを育む 安心づくり
6 主要施策	福祉の充実
12 個別施策	高齢者福祉の推進

現状と課題

- 本市においては年々高齢化が進行し、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）の高齢化率は32.0パーセントと市民の約3人に1人が高齢者になると予想されています。
- 医療・保健・介護・福祉に関する行政の連携だけではなく、医療機関、介護サービス事業所、民間企業、地区福祉推進協議会、ボランティア団体、NPO法人などの組織が連携した地域包括ケアシステムづくりの推進に努め、地域で高齢者の自立した生活を支えていくことが必要です。
- 高齢者人口の増加に伴い要介護認定者も増加することが見込まれることから、在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの整備が必要です。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るために、地域において気軽に相談できる場の確保や、ひとり暮らし高齢者などに対する身近な地域での見守り活動の充実を図ることが必要です。
- 認知症の早期診断、早期対応のため、認知症の人のアセスメントや家族支援を行い、必要なサービスの提供を行うとともに、認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らせるよう、地域ぐるみによる見守り体制を構築していくことが必要です。
- 介護予防活動については、支援の必要の有無にかかわらず取り組む必要があります。また、支援が必要な高齢者を元気な高齢者がサポートし、世代間で支え合う活動が必要です。
- 高齢者に対する就労やボランティア活動に対する支援を行うとともに、健康づくりや交流の場の充実を図り、高齢者が生きがいをもって生き生きと暮らせるよう支援していくことが必要です。

施策の方向

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活に向けた支援の強化や介護予防の推進、介護サービスの充実を図るとともに、高齢者の生きがいづくりや就労支援を推進するなど、高齢者福祉の充実を図ります。

主な取組

1

在宅生活に向けた支援強化



- 高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送られるよう、普段からの見守り体制を推進するため、ケアネット活動の支援を図ります。
- 地域密着型サービス施設の充実を図り、在宅生活の支援に努めます。
- 在宅で高齢者を支える生活支援サービスの充実を図るとともに、介護者の心身の疲労等を軽減するサービスに取り組みます。

2

介護予防の推進



- 介護サービスに頼らない自立した生活を送るため、各々の健康状態に応じた運動や口腔衛生、栄養等に関する介護予防事業を推進します。
- 支援を必要とする高齢者への取組が一貫して実施されるよう、医療・保健・介護・福祉サービスの総合的な提供に努めます。
- 地域包括支援センターや健康センター、庄川健康プラザが連携を図り、福祉センターなどを活用し、健康づくりや介護予防事業を展開します。
- 歩いて行ける身近な場所で、継続して運動し、仲間と集う「いきいき百歳体操」を推進します。
- 自宅でも気軽にできる「となみ元気体操」の普及に取り組み、運動習慣の定着に努め、フレイル予防を推進します。
- 元気な高齢者が、支援を必要とする高齢者を支える「シニア元気あっぷポイント事業」を推進します。
- ふれあい・いきいきサロンの設置や運営の支援を図り、高齢者の閉じこもり予防と健康増進、生きがいづくりを推進します。

3

介護サービスの充実



- 高齢者ができるだけ自立した生活を送ることができるよう、既存サービスの充実と、ボランティアや民間団体等の多様な主体を活用した家事支援等、生活支援サービスの普及と提供体制の構築を進めます。
- 総合的な相談・助言を始め、介護予防プランの作成等、個々の高齢者のニーズに応じた保健・福祉サービスの充実を図ります。
- 地域包括支援センターと在宅介護支援センターが連携し、地域のケアマネジャーのネットワークを構築し、処遇困難事例の支援を進めるなど、ケアマネジメントの質の向上に努めます。
- 認知症になっても安心して生活できる地域社会を構築するため、「初期集中支援チーム」による相談体制を強化するとともに、「認知症高齢者等の見守り体制」及び「ほっとなみカフェ事業」等の充実を図るなど、認知症対策の総合的な推進を図ります。

④

生きがいづくりの
推進

- 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を若い世代に伝える世代間交流のほか、高齢者が地域社会に参画する活動を支援します。
- 高齢者を労い、心身のリフレッシュを図るとともに、家族のふれあいや絆を深める機会を創出します。
- 福祉施設を高齢者の生きがい活動や市民の世代間交流、余暇活動の充実などに幅広く活用するとともに、既存施設の老朽化に対して計画的な整備に努め福祉機能の充実を図ります。

⑤

高齢者の就労支援



- 高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを目指し、ハローワーク砺波などと連携した就労支援を行うとともに、シルバー人材センターの運営支援やサービス業務の積極的な利用促進を図ります。

関連する主な個別計画

- ・砺波市高齢者保健福祉計画（第8期計画）
- ・第3次砺波市地域福祉計画
- ・第4次砺波市地域福祉活動計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
ケアネットチーム数	228 チーム	213 チーム	250 チーム
いきいき百歳体操自主グループ数	86 か所	89 か所	120 か所以上
高齢者学級（21 地区）参加延べ人数	4,445 人／年	2,052 人／年	4,500 人／年



いきいき百歳体操



ほっとなみカフェ（臨床美術）

2 基本方針	なごやかな暮らしを育む 安心づくり
6 主要施策	福祉の充実
13 個別施策	障がい者（児）福祉の推進

現状と課題

- 近年、障がい者の高齢化や重度・重複化、保護者である家族の高齢化など、障がいを取り巻く環境が変化しており、多様化するニーズに適切に対応するため、ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイなどの総合的な障がい福祉サービスの充実が求められています。
- 働くことを希望する障がい者が、能力を十分に発揮して、就労を通じた社会参加の実現や職業的な自立を図るため、雇用・福祉・教育の分野が連携し、障がい者の就労の場の確保、賃金アップなどの充実・強化を図ることが求められています。
- 精神障がい者施策では入院医療中心から地域生活中心への転換が図られている中、医療・保健・介護・福祉の連携や地域における精神障がい者に対する正しい理解の啓発活動を推進することが必要です。
- 障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がいへの理解を深め、障がいのある人もない人も安心して暮らせる地域社会と支援体制の充実が必要です。
- 障がいの早期発見による早期療育の充実が図られている一方、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等と地域支援体制の充実が求められています。

施策の方向

障がいに対する理解を深めるとともに、福祉サービスの充実や社会参加の促進を図るなど、障がいの有無に問わらず互いを尊重し、支えあう地域共生社会の実現を目指します。



障害者理解促進研修・啓発事業
(小学校出前講座)



障害者理解促進研修・啓発事業
(地域福祉コーディネーター連絡会)

主な取組

1

障がい福祉サービスと就労支援の充実



- 個々の自立を促す障がい福祉サービスが提供できるよう、医療・保健・介護・福祉の連携による支援を行います。
- 日常生活を支えるため、コミュニケーション手段への配慮等を行う地域生活支援事業に取り組みます。
- 可能な限り地域で自立して生活を送られるよう、グループホームなど地域生活における居住基盤の整備を支援します。
- 障がい者差別の解消や虐待防止の啓発活動を推進するとともに、判断能力に不安のある障がい者に対して「日常生活自立支援事業」「成年後見制度」の利用に向け支援します。
- ハローワーク砺波など関係機関と連携し、企業に対して障がい者雇用について働きかけるとともに、福祉就労の場である福祉作業所の工賃向上に向け、福祉作業所製品の販売支援に努めます。
- 障がい者がその特性などに応じて活躍できる環境整備や、農業経営体における労働力確保ができるなど、双方に良い効果が見込まれる農福連携事業に取り組みます。
- 障がい児の特性に合った教育を提供できるよう、特別支援学校などとの連携に努め、教育の充実に努めます。
- 障がい者団体等の協力により、文化、スポーツ、レクリエーション等の活動に対する支援を行います。

2

社会参加と相談支援の充実



- 障がいの特性について正しい理解が深められるよう小中学生等に対し、早い時期からの福祉教育の充実を図るとともに、各種団体に対して研修会を行なうなど、障がいへの理解に向けた取組を行います。
- 砺波地域障害者自立支援協議会など、関係機関と連携し、障がい者が安心して地域生活を送られるよう気軽に相談できる体制整備の充実を図ります。
- 障がい者が安心して生活できるよう、地域での見守り体制の強化と、各種ボランティア活動への支援を図ります。
- 障がいの予防、早期発見、早期療育・治療のため、医療機関等関係機関と連携した取組を推進します。
- 障がい者が必要とする医療に対して医療費助成等の支援を実施します。
- 障がい者の社会参加促進と日常生活を送るための移動支援事業の充実を図ります。
- ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設のバリアフリー化に取り組むとともに、住宅のバリアフリー化等の住宅改修に対し支援を行います。
- 障がい者の地域における防犯・防災体制に対する支援を行うとともに、福祉避難所の確保や避難誘導体制の整備を推進します。

関連する主な個別計画

- ・第3次砺波市障がい者福祉計画
- ・砺波市障がい福祉計画（第6期計画）
- ・砺波市障がい児福祉計画（第2期計画）
- ・第3次砺波市地域福祉計画
- ・第4次砺波市地域福祉活動計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
障害者就労施設等からの物品等の調達額	1,226千円	1,838千円	1,600千円
共同生活援助利用者数（グループホーム）	39人	45人	55人



第4次地域福祉活動計画策定委員会



第4次地域福祉活動計画策定ワーキング委員会

2 基本方針	なごやかな暮らしを育む 安心づくり
6 主要施策	福祉の充実
14 個別施策	地域福祉の推進

現状と課題

- 地理的条件や人口構造等により地域における課題とニーズは様々であり、それぞれの地域の特性を生かした活動の支援や情報提供が求められています。このような地域課題に対し組織的な取組を進めるため、社会福祉協議会においては新たな地域課題解決に向けての人材の育成、地区福祉推進協議会においては構成団体との連携強化が求められます。
- 近年、自然災害が多発している中で、日頃から避難行動要支援者の把握などに努めることが求められており、市では平成27年度(2015年度)から避難行動要支援者登録制度を開始し、要支援者の登録とともに地区自治振興会や地区自主防災会などの避難支援等関係者に対する情報提供を進め、地域での支え合いや助け合いの意識の醸成に努めています。
- 要介護認定者や認知症高齢者のさらなる増加が見込まれるなかで、行政、医療機関、介護サービス事業者、地域、事業所、市民がそれぞれの特性を生かしながら、地域社会全体で福祉活動を支え合う仕組みを構築していくことが求められています。
- ひとり親家庭を取り巻く状況は依然として厳しく、生活の安定と自立のための支援が求められています。
- 生活保護の状況は、社会経済情勢の変化や核家族化の進行、扶養意識の低下、高齢化の進行と深く関係し、保護を適用するケースは年々複雑化・多様化しています。
- 被保護世帯の生活の安定と自立を促すため、制度の適正な実施に向け関係機関と連携を図りながら、各種相談や生活支援、就労支援を行っていくことが必要です。
- 誰もが安心して医療や介護サービスが受けられるよう、安定的で持続可能な社会保障制度の実現に向け、国民健康保険制度、介護保険制度、後期高齢者医療制度の健全な運営が求められています。
- 高齢化の進展に伴い、これまでの福祉活動の担い手が高齢化しています。さらに、就業年齢の延長制度も加わり、地域の担い手の確保は困難になっています。
- 住民ニーズの多様化や支援内容が複雑化しており、地域での身近な相談役である民生委員・児童委員の活動を支援するため、地域福祉コーディネーター、福祉サポーターなど地域における福祉人材の育成や充実を図ることが求められています。
- 若年層の福祉に対する関心が低く、若い世代に福祉教育の機会を更に提供していくことが求められています。
- 少子高齢化の進展や単身世帯の増加により、一人暮らし高齢者など見守りを必要とする人が増加し、買い物やゴミ出しなどの日常生活のちょっとした困りごとが地域の生活課題となっています。

施策の方向

地域における見守り・支え合い体制の整備を図るとともに、ひとり親家庭や生活困窮者の自立支援、社会保障制度の充実を図るなど、人と資源が世代や分野を超えて支え合う地域共生社会による地域ぐるみの福祉の充実を目指します。

主な取組

1

地域ぐるみによる
福祉の充実

- 社会福祉協議会との人事交流により、人材育成を図ります。また、地区懇談会における地域課題や住民ニーズの把握に努め、地区福祉推進協議会の活動支援に努めます。
- 高齢者・障がい者の疑似体験や各種イベントを通して、家庭・学校・地域・企業等における福祉教育の推進に努めます。
- 民生委員・児童委員の活動支援と福祉サポーター等の福祉活動における担い手の育成に努めます。また、職場において若い世代が地域福祉活動に参加しやすくなる環境づくりに向け、企業や事業所に働き掛けを行います。
- 一人暮らし高齢者などへの普段からの声かけや、日常生活のちょっとした困りごとに応える、支えあいの地域づくりを推進します。
- 生活困窮者、ひとり親家庭、障がい者など様々な問題を複合的に抱えた人に、必要な支援を包括的かつ継続的に対応するワンストップ窓口「ほっとなみ相談支援センター」の周知と利用促進を図ります。
- 砺波市高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク運営委員会を通して、虐待防止、虐待に対する適切な支援について、関係機関と連携し啓発に努めます。
- 認知症や知的障がいなどにより、判断能力が十分でない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができるよう成年後見制度の利用促進に努めます。
- 更生保護に携わる関係機関との連携強化と、「砺波更生保護サポートセンター」の周知を図り、再犯防止等の推進に努めます。
- 地域コミュニティの醸成による避難行動要支援体制の整備等を図ります。
- 高齢者や障がい者、山間地域における交通弱者の移動支援について、社会福祉協議会等と連携し、暮らしやすい生活環境の整備に努めます。

2

ひとり親家庭の福祉
の充実

- ひとり親家庭の就業支援として、保育所等の優先利用に配慮するなど、ニーズに応じた子育てサービスを提供します。
- ひとり親家庭の自立を促すとともに、経済的負担の軽減を図るため、各種資金の貸付や医療費の助成など適切な支援に努めます。
- 母子寡婦福祉連合会などの関係機関と連携しながら、親子のふれあいを深める交流事業などの充実を図ります。
- 日常生活や児童の養育などについての悩みを抱えるひとり親家庭に対して、母子父子自立支援員による助言・指導など、相談体制の充実に努めます。

3

生活保護受給者等の自立支援



4

社会保障制度の運営



- 医療機関や保健機関、民生委員・児童委員などの関係者との連携により相談・援助体制の充実を図るとともに、自立支援プログラムを推進し、被保護者の就労支援など自立促進に努めます。
- 様々な問題により生活が困窮している市民に対して、生活保護受給に至る前に相談支援事業や家計改善支援事業等を実施します。

- 国民健康保険制度の健全な運営を図るため、被保険者である市民の健康づくりの推進と後発医薬品の使用促進の啓発を図るとともに、必要に応じた保険税の改定や収納率の向上による財源の確保に努めます。
- 平成30年度（2018年度）から国民健康保険制度が県単位で運営されており、県と共同で安定的で持続可能な制度の健全な運営に努めます。
- 保健・医療・福祉・介護との連携を図り、被保険者の疾病予防や介護予防に努め、医療費及び介護給付費の適正化に努めます。
- 介護保険制度を健全に運営していくため、砺波地方介護保険事業計画及び砺波市高齢者保健福祉計画の進捗状況を把握し、施策に取り組みます。
- 砺波地方介護保険組合と連携し、ケアマネジャーの資質の向上や地域包括支援センターの充実を図り、地域に根ざしたサービスが提供できるよう努めます。
- 後期高齢者医療制度では、富山県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、制度の安定的な運営に努めます。

関連する主な個別計画

- ・第3次砺波市地域福祉計画
- ・第4次砺波市地域福祉活動計画
- ・砺波市高齢者保健福祉計画（第8期計画）

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
避難行動要支援者登録率	48.1%	51.2%	60.0%
国民健康保険における後発医薬品使用割合（数量ベース）	80.0%	82.5%	85.0%

主要施策7

子育て環境の充実

未婚化・晩婚化に歯止めをかけるため、結婚や子育てなど家庭を築くことの喜びを啓発し、結婚活動（婚活）に対する支援を行うとともに、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援により安心して子供を産み育てやすい環境づくりを進めます。

個別施策

15

妊娠・出産・子育て支援の充実

16

結婚支援の推進

2 基本方針	なごやかな暮らしを育む 安心づくり
7 主要施策	子育て環境の充実
15 個別施策	妊娠・出産・子育て支援の充実

現状と課題

- 安心して子供を産み育て、子供が健やかに成長するためには、妊娠・出産・子育ての環境整備が重要であり、各種乳幼児健康診査や健康相談・訪問指導を実施し、保健・医療・福祉・教育が連携を図り、子供の成長にあった支援が必要です。
- 市立砺波総合病院は県の認定を受けた地域周産期母子医療センターとして、周産期に係る医療を担っています。
- 支援を必要とする発達障がい等の児童や保護すべき児童の家庭からの相談が増加する傾向にあるため、家庭児童相談の充実が求められています。
- 子育てサークルや育児相談、児童相談、親子の交流などの活動拠点となる子育て支援センターの充実を図る必要があります。
- 子育てサポーター・リーダーやファミリー・サポート・センターなど、地域で活動する子育て支援団体や組織活動を広く紹介し、支援・運営していく必要があります。
- 仕事などの都合により、保護者が日中不在となる小学生の放課後児童対策として、全小学校校区に放課後児童クラブを設置しています。
- ワーク・ライフ・バランスの推進を始め、育児休業や育児休暇が取得しやすくなるよう、民間企業に対して制度の普及啓発が必要です。
- 発達障がい児等に対する早期発見・早期支援体制の充実を図るとともに、特別に支援を要する子供の増加に対応して、保育士・幼稚園教諭のより専門性の高い保育技術の習得を支援していく必要があります。
- 子育てに関する手当制度を始め、子育て支援医療費の助成など子育てにかかる経済的負担の軽減を図っています。
- 核家族化や共働きなどにより保育所・認定こども園への入所希望者が増加するとともに、病児・病後児保育や休日保育など特別保育の需要が高まっており、多様なニーズに対応した保育の充実を図る必要があります。
- 経済的に厳しい状況におかれた子育て世帯に対する支援の重要性が増しており、子供の発達・成長段階に応じた支援を図る必要があります。

施策の方向

母子保健や子育て支援サービスの充実など、地域ぐるみによる妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援体制の拡充を図ることにより、安心して子供を産み育てることのできるまちづくりを目指します。

主な取組

1

親子の保健の充実



- 妊娠期から学齢期まで母子の健康が確保されるよう、妊娠婦及び乳幼児 健康診査や子育て支援医療費助成制度の充実を図ります。
- 育児相談やプレママクラス、訪問指導を通して、妊娠・出産・育児不安 の解消に努めます。
- 不妊治療に関する情報提供や、治療に要する医療費の一部助成を行うなど、経済的負担の軽減を図ります。
- 安心して妊娠・出産できるよう、市内の医療体制の充実を図ります。
- 保健・医療・福祉・教育の連携を強化し、産科小児科連絡会、子育て支 援連絡会など子供の成長にあったサポートを行います。
- 発達障がい児等に対する早期発見、早期療育体制の充実のため、健康セ ンター、保育所等との連携を進めるとともに、中核的な療育支援施設で ある「わらび学園」との連携を図ります。

2

子育て支援サービス の充実



- 安心して子育てができるよう、病児・病後児保育の施設整備と運営に努 めます。
- 妊娠から出産、就学までの子育て中の保護者を切れ目なく支援するとと もに、総合的相談情報を分かりやすく提供する子育て世代包括支援セン ター機能の充実を図ります。
- 子育て支援医療費の助成や児童手当の支給、障がいを抱える子供への適切 な対応など、安心して子育てができるよう支援を行います。
- 子育て中の保護者が気軽に相談できる体制や子育てサークルへの支援な ど、地域における子育て支援ネットワークの形成を図ります。
- 子育てに関する相談・指導や仲間づくりなど、すくすく広場や子育て支 援センターにおける子育て相談・支援体制の充実を図ります。
- 貧困世帯の状況を把握し、福祉や教育など子供の発達・成長段階に応じ た支援の充実を図ります。
- 子育て応援ファイルのウェブ化や子育て応援アプリの導入により、子育 て世代のニーズに合った情報提供に努めます。
- 子供を授かった方へ出産祝い事業の取組を進めます。



新生児訪問
(生後1か月未満のお宅に訪問)



子育て支援センター
(家庭児童相談員の子育て相談)



3

子育てと仕事の両立支援



- 安心して子育てができるよう、延長保育や一時預かりに加え、休日保育などの市民ニーズに対応するとともに、民間認定こども園と連携した保育サービスの充実を図ります。
- 地域住民が子育てへの関心や理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう意識啓発を図るとともに、地域で活動する子育て支援団体や活動組織を広く紹介し、支援します。
- 小学校の余裕教室や地区公民館などを有効活用した放課後子ども教室と連携をとりながら、児童館や各小学校区の放課後児童クラブの適正な運営に努め、共働き家庭などへの支援を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスの実現と、育児休業や育児休暇の定着など雇用環境の整備に向け、事業主団体を通して民間企業などに積極的に働きかけを行います。
- 男女が家事や育児などを協力し合う意識が醸成されるよう啓発に努めます。

関連する主な個別計画

- ・砺波市教育大綱
- ・砺波市子ども・子育て支援事業計画（第2期）

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
合計特殊出生率 (厚生労働省人口動態調査より)	1.54 【H25～H29】	— ※ 【H30～R4】	1.68 【R7】
妊婦健診平均受診回数	12.2回 【H30】	11.9回 【R2】	12.5回 【R7】
育児相談開催回数	週1回	週1回	週1回
子育てサークル数	11サークル	11サークル	12サークル
ファミリー・サポート・センター登録者数	202人	200人	220人
子育て支援センター利用者数	30,177人／年	20,278人／年	52,000人／年

※厚生労働省未公表

2 基本方針	なごやかな暮らしを育む 安心づくり
7 主要施策	子育て環境の充実
16 個別施策	結婚支援の推進

現状と課題

○本市の男女の未婚率は国の水準と比べて低いものの、以前と比べて未婚率が上昇しているなど、未婚化・晩婚化が進んでいることから、出会いの場の創出や縁結びに関する相談など結婚活動（婚活）に対する支援を幅広く行っていくことが必要です。

施策の方向

未婚化や晩婚化、少子化が進む中で、結婚に対する意識啓発や結婚活動（婚活）に対する支援を図るなど、未婚の男女の結婚促進に努めます。

主な取組

1

結婚に対する意識の啓発



○若い世代を対象に、結婚や妊娠、出産、子育て等のライフプランニングを教える機会を提供するなど、将来の結婚に対する意識啓発を図ります。

○未婚化や晩婚化、少子化が進む中で、次世代を担う若者に対して結婚、出産、子育ての喜びや、家庭を築き生命を伝え育くむことの大切さを積極的に啓発します。

2

結婚活動（婚活）に対する支援



○民間団体との更なる連携を図り、対象となる若者や未婚者の実情を把握し、「出会い・結婚」について働きかける情報提供を行います。

○結婚活動（婚活）の支援のため、「婚活恋愛相談会」や「となみパルピティーションカレッジ」、「ミニ交流会」などの取組を進めます。

○経済的な理由から結婚に踏み切れない若者を対象とする「結婚新生活支援」の取組を進めます。

関連する主な個別計画

- 砺波市人口ビジョン

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
婚姻率（千人あたり）	3.5件／年 【H30】	3.4件／年 【R1】	5.0件／年
婚活事業による成婚数	0組／年	2組／年	3組／年



2021年 となみ婚育推進事業

「ミニ交流会」開催に向けて 参加説明を受けたい方大募集!

今年度「となみ婚育推進事業」として、より効果的な出会いから結婚までを掲げ、
それぞれ2~3人程度で行う「ミニ交流会」を開催していきます。
ミニ交流会に参加するには、まずは募集説明会に参加していただきます。
今回は、その説明会の参加者を募集しています。

主要施策8

安心して暮らせるまちづくり の推進

地域コミュニティを生かした防犯・交通安全対策や除雪体制の充実を図るとともに、防災拠点施設の耐震化や治水対策など防災基盤の強化を始め、地域防災力・消防救急体制の充実・強化も含めた国土強靭化を進めることで、市民生活の安全性の向上に努めます。

個別施策

17 地域防災力及び減災対策の充実・強化

18 消防・救急救助体制の充実

19 防犯・交通安全の推進

2 基本方針	なごやかな暮らしを育む 安心づくり
8 主要施策	安心して暮らせるまちづくりの推進
17 個別施策	地域防災力及び減災対策の充実・強化

現状と課題

- 市民一人一人が自助、共助の意識を持ち、災害時には地域で助け合う体制づくりが必要です。
- 地震発生確率が高い断層が市域を縦断していることから、施設の耐震化など減災対策の充実・強化を図るとともに、市民の防災意識の高揚を図ることが必要です。
- 近年、ゲリラ豪雨が頻繁に発生しており、総合的な浸水対策への更なる取組が求められています。
- 庄川などの護岸整備や急傾斜地崩壊防止施設の整備など、治水・砂防事業の促進が求められています。
- 冬期間における車道や歩道の確保、除雪機械の計画的な更新、除雪機械オペレーターの養成など総合的な地域ぐるみ除雪体制の充実が必要です。

施策の方向

市民の防災意識の啓発や地域の防災基盤の整備、自主防災組織の強化など、地域防災体制の充実を図るとともに、施設の耐震化を進めるなど災害に強いまちづくりに努めます。

主な取組

1

国民保護施策の充実



- 国及び県の計画を上位計画とする砺波市国土強靭化地域計画に基づき、大規模災害等から市民の生命や身体及び財産などを保護するため、各種施策を推進します。
- 行政出前講座や国民保護図上訓練などを通して地域住民の対処意識を高めるとともに、非常時の情報を市民への的確に伝達できる体制づくりに努めます。

2

自主防災組織の強化



- 地区自主防災組織などに対して、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震防災マップ、ため池ハザードマップなどを活用し、地域における避難場所や危険箇所等の周知徹底を図ります。
- 地区の避難所運営委員会と連携して、新型コロナウイルス感染症等の防止対策に配慮した避難所運営など、実践的で効果的な地区防災訓練の支援を行うとともに、日頃から地域一体となった防災活動が行えるよう地域防災力の強化を図ります。
- 災害時に支援が必要な一人暮らし高齢者などを登録する避難行動要支援者登録制度の周知を図り登録者の増加に努めるとともに、避難行動要支援者登録システムを活用し、市民の情報を地区自主防災組織などへ提供するなど、自主防災組織と連携を図りながら、個別支援（避難）計画作成を支援します。

3

地域防災対策の充実



- 地域防災計画、国民保護計画等を踏まえた市民参加による実践的な訓練を実施します。
- 地震や風水害を始めとした様々な災害に対する知識の普及に努め、防災意識の高揚を図ります。
- 地域防災力の強化を図るため、防災士及び防災士連絡協議会の活動を積極的に支援するとともに、女性防災士を含む防災士の育成に努めます。
- 災害の発生、またはそのおそれがある場合における情報伝達体制の整備を重層的に進めるとともに、災害情報の取得手段について市民等への周知を図ります。
- 男女共同参画の視点を取り入れた避難所の運営及び防災拠点施設の整備を推進します。
- 防災拠点となる本庁舎の整備について、基本的な方針を定め、基本構想及び基本計画を策定します。
- 災害時に、災害業務等と平行して優先的に通常業務を行っていく砺波市業務継続計画（B C P）や他自治体等からの人的・物的支援を円滑に受け入れる砺波市災害時受援計画など、適宜適切に運用するとともに、国や県からの情報を参考にし、時代に即した計画になるよう修正を図ります。
- 公共施設の耐震化調査を必要に応じて実施し、優先順位を決定したうえで、計画的に耐震化を進めます。
- 非常食（アレルギー対応食含む）や毛布などの備蓄物品を計画的に購入・備蓄するとともに、災害時に迅速に配備できるような体制づくりに努めます。
- 自衛隊、警察、医療機関などの関係機関、災害時相互応援協定を結ぶ自治体、災害時に物資や労力提供を行う協定を結ぶ業界団体、企業などとの協力体制の強化を図ります。

4

地域浸水対策の推進



- 水防対策支援情報や IoT を活用した水位情報等に基づき、市街地などの浸水対策に取り組みます。
- 市街地の浸水対策として、一時的に雨水を貯留する調整池等の施設整備を計画的に進めます。
- 集中的な豪雨に対応するため、農地防災事業の促進や、土地改良区等と連携した対策を実施し、農地などの被害防止に努めます。

5

治水・砂防対策の充実



- 流域治水プロジェクトなど各種プランに基づき、関係機関と連携した浸水被害防止に努めます。
- 洪水の調節や工業用水などの多目的な用途に資する庄川水系利賀ダムの早期完成に向け、関係機関と連携し事業促進を推進します。
- 砂防や地滑り防止対策を促進し、急傾斜地崩壊防止などの整備を計画的に進めます。
- 土石流の発生渓流やかけ崩れの危険地などを示す土砂災害ハザードマップを活用し、地域における危険箇所や避難場所等の周知徹底を図ります。

6

除雪対策の推進



- 冬期間においても子供や高齢者が安全で安心して生活できるよう、地域ぐるみ除雪体制の確立を図るとともに、地域における除雪機械オペレーター養成のための支援を行います。
- 老朽化している除雪機械・消雪施設について、計画的に更新整備を行います。

7

木造住宅耐震改修の支援



- 耐震診断を受けた木造住宅耐震改修工事に対する支援を進めます。

関連する主な個別計画

- 砺波市地域防災計画
- 砺波市国民保護計画
- 砺波市道路除雪実施計画
- 砺波市耐震改修促進計画
- 砺波市国土強靭化地域計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
人口1万人当たりの防災士数	36.06人	36.97人	40.0人
消防団員数	557人	551人	572人
地区除雪対策委員会の数	17地区	18地区	19地区

【防災に関する各種計画の概要】

○地域防災計画

地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて策定し、風水害、地震・津波等の災害リスク毎に予防対策、応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項を定めたものです。

○国土強靭化地域計画

国土強靭化地域計画は、災害リスクごとに対策を定めたものではなく、発災前における施策を対象とし、あらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生しようとも最悪の事態に陥ることを避けるべく、地域特性を考慮しつつ行政機能や地域社会、地域経済など、都市全体としての強靭化に関する総合的な指針となるものです。

○業務継続計画（BCP）

業務継続計画とは、災害時行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画です。

【ハザードマップと防災マニュアル・防災ハンドブック】

災害発生時の危険性をマップに表示した洪水ハザードマップ、地震防災マップ、土砂災害マップ、ため池ハザードマップがあります。また災害への日頃からの備えや災害発生時にとるべき行動や留意事項等についてとりまとめた防災マニュアル、子育て防災ハンドブックがあります。



洪水ハザードマップ



地震防災マップ



土砂災害ハザードマップ



ため池ハザードマップ



防災マニュアル



子育て防災ハンドブック

2 基本方針	なごやかな暮らしを育む 安心づくり
8 主要施策	安心して暮らせるまちづくりの推進
18 個別施策	消防・救急救助体制の充実

現状と課題

- 火災や事故のほか、地震などの自然災害に迅速に対応するため、常備消防・非常備消防の連携と協力体制の強化が求められています。
- 消防団員の定数確保が困難な状況にあり、消防団員の確保と育成を図るとともに、消防ポンプ自動車や小型動力ポンプ、消防資機材などを始め、活動拠点である消防器具置場の老朽化に対応して計画的な更新・整備が必要です。
- 複雑化、多様化する救急ニーズに対し、的確な救命措置や迅速な対応が求められており、現場に合わせた柔軟な対応や高度な救急技術が求められています。
- 防火訓練や避難訓練を通して、防火意識の高揚を図ることが必要です。

施策の方向

消防団員の確保や消防施設の整備、常備消防の広域連携などにより消防・救急救助体制の充実・強化を目指します。

主な取組

①

消防力の充実



- 消防訓練（礼式や操法）を通して消防団員の資質向上を図るとともに、消防団員が活動しやすい環境づくりに努めます。
- 国や県、防災関係機関と連携し、消防団員の災害対応能力の向上に努めます。
- 日中の火災に対応する消防団員の確保のため、機能別団員（OB団員）の入団促進に努めます。
- 消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、消防資機材など老朽化している消防機械器具を計画的に更新します。また、建て替え、大規模改修が必要な消防器具置場について、経過年数を考慮し計画的な整備を行います。
- 消防力の整備指針に基づき、地域の実情に応じて小型動力ポンプ積載車をポンプ車に格上げし、災害対応能力の強化を図ります。
- 消防水利として消火栓、防火水槽（市街地・密集地火災対応として 100 m³）を計画的に配置し、消防力を強化します。

②

救急救助の充実・強化



○救急講習や出前講座、各種広報媒体などを通して、心肺蘇生法やAEDの使い方、けがの応急手当て、救急車の正しい利用方法などについて普及啓発し、救急対応の充実・強化に努めます。

③

防火意識の啓発



○法令に基づき、大型店舗や危険物取扱施設等への定期的な予防査察を実施することにより、各事業所における防火意識の啓発活動を進めるとともに、市民に対する防火広報により、市民の防火意識の高揚を図ります。

○行政出前講座などを通して、災害時における地域での協力体制の重要性が理解されるよう努めます。

関連する主な個別計画

- ・砺波市地域防災計画
- ・砺波市国民保護計画
- ・砺波市道路除雪実施計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
人口1万人当たりの防災士数【再掲】	36.06人	36.97人	40.0人
消防団員数【再掲】	557人	551人	572人
地区除雪対策委員会の数【再掲】	17地区	18地区	19地区

2 基本方針	なごやかな暮らしを育む 安心づくり
8 主要施策	安心して暮らせるまちづくりの推進
19 個別施策	防犯・交通安全の推進

現状と課題

- 各地区に、自主的に防犯活動を行う「地区防犯組合」や「自主防犯パトロール隊」などが設置されており、地域の安全に大きく貢献しています。
- 各自治会等が管理する防犯灯をLED化推進事業補助金を活用し、蛍光灯からLED灯に更新するほか、夜間の通行危険箇所に新たな防犯灯の設置を行っています。
- 特殊詐欺の被害者になりやすい高齢者に対し、警察、関係団体、金融機関等が連携の強化を図り、犯罪被害の未然防止に努めることが必要です。
- インターネット通販をめぐる消費者トラブルや悪質商法による各種トラブルが発生しており、効果的な対策が必要です。
- 子供が交通事故の被害者にならないよう、登下校時の安全確保や交通安全教育を推進することが必要です。
- 高齢者が関係する交通事故が多発していることから、高齢社会に対応した交通安全啓発活動や交通安全教育等を推進することが必要です。

施策の方向

地域全体の防犯や交通安全意識の向上を図るため、被害者になりやすい子供や高齢者を対象とした防犯指導や交通安全教室による啓発活動を推進するなど、犯罪や交通事故の少ない安全・安心なまちづくりを目指します。



交通安全運動市民集会



自主防犯パトロール隊による夜間巡回

主な取組

1

防犯活動の推進



- 犯罪や事件を未然に防ぎ、安全・安心に生活できる環境づくりに努めるとともに、小中学生の登下校時における安全対策を図るため、地区防犯組合や自主防犯パトロール隊などによる防犯活動を支援します。
- 地域におけるコミュニティ活動を通して、連帯意識や仲間意識を高め、関係団体と連携した防犯活動を実施し防犯意識の向上に努めます。
- 防犯対策を強化するほか、防犯灯のLED化を推進し、夜間でも安全で安心して歩けるまちづくりを目指します。
- 消費者被害に対する相談体制を整えるとともに、消費者教育を充実し消費者の自立を図ります。
- 市民に周知すべき消費者情報について、各種広報媒体などを活用し発信するとともに、消費トラブル等の未然防止に努めます。

2

交通安全の推進



- 多発する高齢者事故に対応するため、警察、交通安全協会、関係団体等と連携し、高齢ドライバー交通安全教室等の高齢者運転教育の強化を図るとともに、幼児及び児童生徒を対象とした交通安全教室を開催し、交通安全の普及啓発を図ります。

関連する主な個別計画

- ・第11次砺波市交通安全計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
自主防犯パトロール隊	37 団体	38 団体	43 団体



基本方針 3

みらいに活力をつなげる まちづくり

第1章
序論

第2章
基本構想

第3章
基本計画(後期)

付属資料

主要施策9

自然・環境の保全と活用

美しい散居景観や自然環境を守り、地球環境負荷の軽減に向けた資源リサイクル等による循環型社会の構築を進めるとともに、空き家等の適正管理や有効活用を推進することで生活環境の保全を図り、花や緑あふれる自然と調和した快適な生活空間づくりを進めます。

個別施策

20

散居景観・自然環境の保全・活用

21

花と緑の普及推進

22

循環型社会の構築と環境衛生の保全

第3章 基本計画（後期）

3 基本方針	みらいに活力をつなげる まちづくり
9 主要施策	自然・環境の保全と活用
20 個別施策	散居景観・自然環境の保全・活用

現状と課題

- 屋敷林に囲まれた伝統的家屋が水田の中に点在する砺波平野の散居景観は、日本を代表する農村の原風景といわれており、本市の貴重な財産です。
- アズマダチやマエナガレなどの伝統的家屋は、生活様式や住宅建材の変化、世帯人数の減少などの社会変化の影響により、その数は減少しています。
- 散居景観の維持・保全への理解や支援制度の拡充を図り、次世代に散居景観を引き継ぐことが必要です。
- 森林減少を阻止し、森林が有する多面的機能（水源涵養、山地災害防止と土壌保全、快適な環境形成、保健休養等）を高度に発揮できるよう保全していくことが必要です。
- 研修会や小中学生の体験学習などにより、森林保全に向けた林業後継者の育成に取り組むことが必要です。

施策の方向

屋敷林や伝統的家屋などの散居景観の保全を進めるとともに、環境教育の推進や豊かな森林づくりを進めるなど、自然と人間が共生するまちづくりを目指します。

主な取組

1

散居景観の保全と活用



- 屋敷林や伝統的家屋などの散居景観の保全を進めるとともに、散居村での暮らしに誇りを持ち、その魅力を市内外へ広く発信しながら、次世代に引き継ぐ取組を推進します。
- 良好な散居景観等の保全や維持管理のため、地域コミュニティを生かし老朽危険空き家除却事業や空き家の有効利用などの空き家対策を進めます。
- 砺波市景観まちづくり計画に基づく散居景観区域や散居景観調和区域、市街地区域などの区分に応じ、周辺環境と調和のとれた景観形成を推進します。
- 屋敷林の管理で発生する労力や費用負担の軽減を図るため、剪定枝戸別回収や無料収集など各種施策を進めます。
- 散居景観保全事業など各種支援施策を推進し、屋敷林等の散居景観を次の世代に引き継ぐよう努めます。
- 景観保全に対する市民意識の高揚を図り、散居景観を観光・交流の場として活用を図ります。

2

自然と共生する
まちづくりの推進

- 散居景観まちづくり協定の締結により、散居景観を現在の生活様式に合わせて守り、育て、次の世代へ引き継ぎ、更に磨きをかけて活用して、魅力あるまちづくりに努めます。
- 農村地域や山間地域、砺波平野を流れる河川等に生息する動植物など、自然と人間が共生できる地域づくりに努めます。
- 市民と行政が協働し、県が中心となって実施している「県民参加による水と緑の森づくり事業」を積極的に活用し、地域に密着した里山を再生して、人と動物の棲み分けが誘導されるよう努めます。

3

豊かな森林づくり



- 森林の有する多面的機能に応じた森林整備を進め、豊かな森林資源を次世代に残すよう取り組みます。
- 森林経営管理制度を活用し、未整備の私有人工林を適切に管理して、森林保全に努めます。
- 松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病害虫の防除事業により、森林保全に努めます。
- 森林振興団体、みどりの少年団、森林ボランティア、森林組合等と連携し、豊かな森林を守り育てるこことや森林保全の活動に対して支援を行います。

関連する主な個別計画

- ・砺波市環境基本計画
- ・砺波市景観まちづくり計画
- ・砺波市グリーンプラン
- ・砺波市森づくりプラン
- ・砺波市農村環境計画

指標	現状値【R 1】	現状値【R 2】	目標値【R 8】
散居景観モデル事業自治会数	8件	9件	12件
散居景観保全事業協定地域数	128件	130件	140件
里山再生整備事業	新規実施 2 地区／年	新規実施 2 地区／年	新規実施 2 地区／年
みどりの森再生事業	新規実施 1 地区／年	新規実施 1 地区／年	新規実施 1 地区／年



剪定枝戸別回収事業



屋敷林雪害折れ枝回収緊急対策事業



剪定枝リサイクル大作戦

第3章 基本計画（後期）

3 基本方針	みらいに活力をつなげる まちづくり
9 主要施策	自然・環境の保全と活用
21 個別施策	花と緑の普及推進

現状と課題

- 花壇コンクールを開催するなど花や緑の啓発活動に努め、花と緑のまちづくりを推進しています。
- 花と緑のまちづくり条例に基づき、散居景観や四季折々の色鮮やかな花、緑豊かな木々など、色彩豊かで調和のとれた花と緑のまち“となみ”を目指します。
- 市民、事業者、行政が一体となって更なる緑花意識の高揚を図るとともに、緑花ボランティアやグリーンキーパーなどの後継者の育成が急務です。
- 各地区の花壇などの維持管理は地域等で行い、緑花に関する普及・啓発活動を行っていますが、市街地や各家庭でも花や緑を増やし、緑花意識の向上を図ることが必要です。
- 花とみどりの少年団では、花や木を育てたり、鳥と森が果たす役割などを学んだりする活動を通して、花や緑の大切さに気づき、ふるさとを愛する心を育んでいます。

施策の方向

花と緑のまちづくり条例に基づき、緑花活動への支援や緑花協定の締結を進めるとともに市民、事業者、行政が一体となった緑花意識の高揚を図るなど、花と緑のまちづくりを目指します。

主な取組

1

花と緑のまちづくりの推進



- 緑花協定の締結や生け垣設置及び花壇コンクールを開催し、花が咲き誇るまちづくりを目指します。
- オランダ王国キューケンホフ公園と連携を図りながら、砺波チューリップ公園の花壇等について維持管理や整備方法などを学びます。
- 砺波チューリップ公園を始めとする市内にある公園や花壇が、市民の憩いの場となるように花や緑を育てます。



2022となみチューリップフェア会場に球根を植えよう（緑花ボランティアの様子）

2

緑花意識の高揚



- 結婚や誕生、新築のお祝いとして、記念樹交付事業を推進します。
- 事業所敷地内にプランターを設置する花いっぱいパートナー制度を推進します。
- 花と緑のまちづくり条例などに基づき、市民が主体となる花と緑のまちづくり活動を推進します。
- 花壇の管理方法、チューリップ等の花き栽培などの講習会や研修会への取組を強化し、緑花ボランティア及びグリーンキーパーの発掘又は後継者育成を図ります。
- 花とみどりの少年団活動を支援し、花や木、緑に対する関心を高めるとともに、幼少期から地域や学校と連携し、花や緑にふれあい、親しむ教育の充実を図ります。
- フラワー都市などによる交流を通して、市民の緑花意識の向上を図ります。

関連する主な個別計画

- ・砺波市グリーンプラン

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
砺波市花と緑のコンクール 参加件数	24件／年	23件／年	25件／年
記念樹交付件数	146件／年	157件／年	180件／年

■小学生の植栽体験



【コラム】砺波市花と緑のコンクール

砺波市花と緑のコンクールは、花と緑に包まれた潤い豊かな地域環境づくりの一環として、昭和60年度（1985年度）から毎年実施しています。

●令和3年度コンクール応募花壇の一部



庄東小学校



高波高彩会（高波）



五ヶみち花壇（種田）



かがやき花壇（南般若）



出町花と緑の推進協議会（出町）



高波花の道（高波）



ふれ愛花壇（般若）



井栗の森夢花壇（梅檀山）



ふれあい花壇（東野尻）



中央花壇（五鹿屋）



まちかど花壇（五鹿屋）



ふれあい花壇（柳瀬）



せせらぎガーデン植花夢
(東般若)



ひがしやまみガーデン花壇
(東山見)



種田ふれあい花壇（種田）

3 基本方針	みらいに活力をつなげる まちづくり
9 主要施策	自然・環境の保全と活用
22 個別施策	循環型社会の構築と環境衛生の保全

現状と課題

- 市民、事業者、行政が、それぞれの役割をもって循環型社会の構築を図ることが必要です。
- 市内の家庭や事業所が、省エネルギー製品の導入やエコドライブなど、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減に努め、より一層の地球温暖化防止に取り組むことが求められています。
- ごみのリサイクル及び再資源化のため細かく分別回収をしていますが、プラスチックの資源循環を促進する重要性が高まる中、更なる分別意識向上を図ることが必要です。
- 小中学校では、リサイクルなど環境教育について取り組んでおり、それ以外の年代に対しても普及啓発活動を行うことが必要です。
- 屋敷林の管理で発生する剪定枝や落葉等の処理について、リサイクルによる活用が求められています。
- 国が進める「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、市においても環境基本計画の見直しや新たな施策の実施が求められています。
- 食品関連事業者や家庭から排出される食品廃棄物のうち、半分近くを占める食品ロスの削減を図ることが必要です。
- 増え続ける山間地域における不法投棄を防止する取組が必要です。
- 人口減少と公共下水道などの普及により、し尿処理量及び汚泥処理量は減少しているため、将来的な処理量を見込んだ広域処理が必要です。
- 下水道及び合併処理浄化槽を整備することで公共用水域の水質が保全されることから、汚水処理人口普及率を高めることができます。
- 大気汚染や水質汚濁などの公害を未然に防ぐため、定期的な測定や指導を徹底しています。
- 斎場は稼働から30年余りが経過しており、安定した運営に当たり計画的な施設改修が必要です。
- 今後、墓地需要の増加が見込まれるため、第3赤坂靈苑及び市営納骨堂の整備を検討するほか、無縁墓地の調査を行い墓地の再活用を進めることができます。

施策の方向

地球温暖化防止活動や資源の有効活用を推進するとともに、循環型社会の構築に努め、生活環境の保全と整備を進めます。

主な取組

1

循環型社会の構築



- 「もったいない」を合言葉に、エコライフ、家庭ごみの資源化など環境に優しい循環型社会の構築を目指すとともに、大人から子供まで楽しく取り組める環境教育を推進します。
- 食べ残しや冷蔵庫内の食材の使い残しを削減する「3015運動」の展開を始め、食物への感謝の心を大切にする取組など、食品ロス削減への意識の高揚を図ります。
- 地球温暖化の防止と循環型社会の構築を推進するため、屋敷林の管理で発生する剪定枝や落ち葉等を活用したバイオマスについて取組を検討します。
- 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、砺波市環境基本計画を見直すとともに、実現に向けた施策を進めます。
- 公共用水域の水質保全を図るため、下水道の整備及び合併処理浄化槽の設置・維持に対する支援など、汚水処理を推進します。
- 下水道の早期接続に向け、地元自治会との連携による地域ぐるみの取組や効果的な下水道広報活動により、水洗化率の向上に努めます。
- らせん水車や農業用用排水などを活用した小水力発電への取組を検討します。

2

環境保全対策の推進



- きれいな空気や安全でおいしい水を守るため、公害が発生しないよう継続して監視を行うとともに、不法投棄の予防や早期発見、再発防止に努めます。
- 各種広報媒体などを活用して、野焼きへの注意を促し、ルールを守っていない事例に対しては直接指導を行い、野焼きによらない処理方法を推進します。
- 市街地におけるカラスなどの糞害等環境被害対策として、地元自治振興会と連携した取組を進めるとともに、効果のあるカラス忌避対策の情報収集に努めます。

3

斎場・霊苑の維持管理



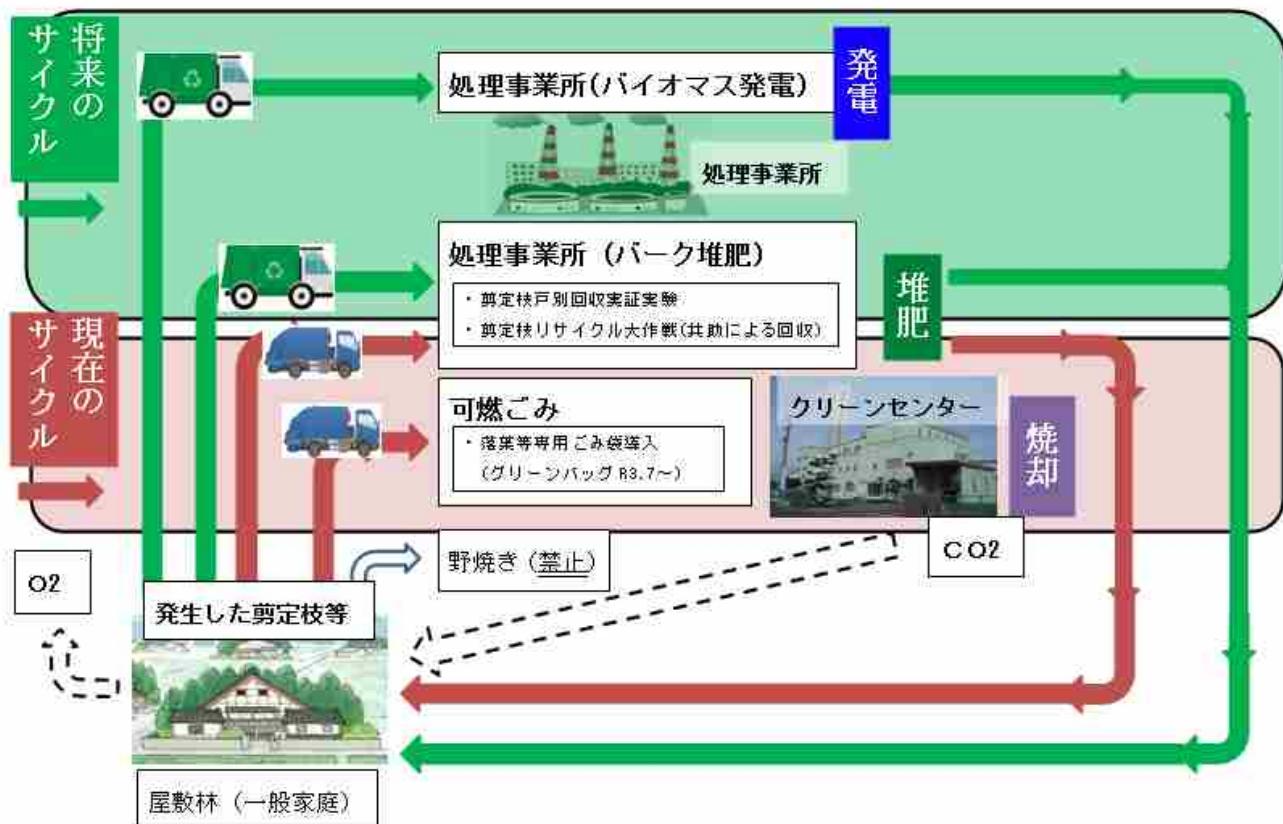
- 経年により老朽化している斎場の計画的な改修を進めます。
- 永続的な墓地経営を行うため、墓地の将来的な需要を予測し、計画的な墓地の整備を進めるとともに、無縁墓地の調査による墓地の再活用を行います。

関連する主な個別計画

- 砺波市環境基本計画

指標	現状値【R 1】	現状値【R 2】	目標値【R 8】
1人1日当たり生活系ごみ排出量	587g	631g	500g
リサイクル率（環境省実態調査値）	27.7%	27.7%	29.1%

■屋敷林の剪定枝等のリサイクル（かいによりリサイクル）



落葉等専用ごみ袋 (グリーンバッグ)

主要施策 10

生活基盤の充実

高速道路や国道、県道などの道路交通網の建設を促進するとともに、道路や橋梁、上下水道、公園など都市基盤の整備と維持管理に努めます。また、人口減少及び少子高齢化の進行を見据え、市民が利用しやすい機能的な公共交通網の適正な整備に努めます。

個別施策	23	住宅環境の整備
	24	都市基盤の整備・中山間地域の振興
	25	地域交通ネットワークの充実・強化

3 基本方針	みらいに活力をつなげる まちづくり
10 主要施策	生活基盤の充実
23 個別施策	住宅環境の整備

現状と課題

- 本市の1住宅当たり住宅延べ床面積は全国でも上位にあり、ゆとりある居住環境となっています。
- 美しい散居景観を保全するため、無秩序な開発の防止や景観に配慮した整備が必要です。
- 宅地開発などによる住宅に対して、「新砺波市グリーンプラン」に基づいた緑花指導を行い、花と緑のまちづくりに努めています。
- 経年により老朽化している市営住宅について、長寿命化を図るための計画的な改修を進めることが必要です。

施策の方向

優良宅地の供給や宅地開発、散居景観に配慮した居住環境の提供、快適な住宅環境の整備を進めます。

主な取組

1 優良な宅地の供給



- 優良宅地の供給や散居景観に配慮した居住環境の提供に努めます。
- 都市計画法上の開発行為を始めとする宅地開発については、防災や土地利用、緑花など周辺地域の景観を損なわず、また散居景観に配慮するよう適切な指導と助言を行います。

2 住宅水準の向上



- 木造住宅における耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、木造住宅耐震改修支援事業により、耐震化を推進します。
- 民間事業者と連携しながら、快適な住環境づくりに努めるとともに、空き家情報バンクの充実や空き家の利活用促進を図るなど、住みやすい住宅の供給に努めます。

3

市営住宅の整備



○市営住宅については、砺波市公営住宅等長寿命化計画に基づき、定期的な点検結果により、予防保全的な維持管理に努めます。

関連する主な個別計画

- ・砺波地域住宅計画
- ・砺波市公営住宅等長寿命化計画
- ・砺波市空き家等対策計画
- ・砺波市都市計画マスタープラン

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
空き家情報バンク登録物件数（累計）	88件	111件	215件
砺波市公営住宅等長寿命化計画における計画改善に係る事業の実施率	31.0%	32.0%	85.0%



緑化が施された住宅団地



出町市街地

3 基本方針	みらいに活力をつなげる まちづくり
10 主要施策	生活基盤の充実
24 個別施策	都市基盤の整備・中山間地域の振興

現状と課題

- 本市は、計画的な企業誘致や宅地開発誘導を進めており、有効な土地利用を図るよう努めています。
- 土地区画整理事業や街路事業などを推進するとともに、散居と市街地が調和した快適なまちづくりが求められています。
- 都市計画マスタープランによる地域別構想に基づき、都市基盤を整備することが必要です。
- 中京圏と北陸地方を結ぶ東海北陸自動車道の早期四車線化や能越自動車道の輪島市までの建設促進が必要です。
- 道路における幅員の狭い部解消や歩道整備、橋梁点検・補修など、安全で円滑な交通の確保が求められています。
- 子供や高齢者などの交通弱者が安全で安心して通行できるよう、通学路の合同点検や危険箇所の改善等を行うとともに、道路幅員の狭い箇所や危険な交差点などの計画的な整備が必要です。
- 水道施設は、市民生活を支える重要なライフラインであることから、地震などの災害時に備えるためにも、適正な維持管理が必要です。
- 経年による老朽化が進む配水管は、耐震化と合わせて計画的な更新を進めるとともに、漏水調査による有効率の向上を図り、漏水対策や省エネルギー対策を実施することが必要です。
- 安全で安心な水道水を安定的かつ継続的に供給できるように、定期的な水質検査の実施や、水源、水道設備や配水の状況を常時監視するとともに、持続可能な経営を行えるよう経営基盤の強化が必要です。
- 将来的に健全で持続可能な事業経営が図られるよう、計画的かつ効率的な下水道整備を進める必要があります。
- 経年劣化が進む下水道管渠、農業集落排水処理場などの施設の維持管理を効率的に行うことが必要です。
- 地域の活性化につながる公園。子供から大人まで楽しめ、夢があり、わくわくする公園。災害に強く、防災機能を備えた公園の整備が求められています。
- 経年により老朽化している公園の遊具等施設について、長寿命化を図るための計画的な改修を進めることができます。
- 中山間地域においては、人口減少や高齢化の進行により生活に必要なサービスや機能が維持できず集落の存続が難しくなっていくことが予想されることから、持続可能な安全・安心で魅力ある地域づくりが求められています。

施策の方向

道路交通網や歩道の整備、橋梁や舗装などの維持管理を図るとともに、土地区画整理事業の推進、砺波チューリップ公園や庄川水記念公園の再整備、上下水道事業の適正な運営など、安心で快適に暮らせる都市基盤の整備を進めます。

主な取組

<p>1</p> <h3>道路交通網の整備</h3>  	<ul style="list-style-type: none"> ○東海北陸自動車道の早期全線4車線化や能越自動車道の早期完成に向け、関係機関と連携し事業推進に努めます。 ○国道359号砺波東バイパスの早期4車線化に向け、関係機関と連携し事業推進に努めます。 ○主要地方道砺波小矢部線を始めとする、隣接する市街地を結ぶ主要地方道において、交通の円滑化と安全確保を図るため、関係機関と連携して早期の整備促進に努めます。
<p>2</p> <h3>安全な市道の整備</h3>  	<ul style="list-style-type: none"> ○子供や高齢者などの交通弱者が安心して通行できるよう、歩道整備や道路幅員の確保について、通学路を重点個所として計画的な整備を進めます。 ○橋梁の維持修繕や舗装補修など長寿命化修繕計画等に基づく予防保全的な維持管理を推進します。
<p>3</p> <h3>生活基盤等の整備</h3>  	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地の出町東部第3地区の土地区画整理事業の促進に努めます。 ○市民の憩いの場であり、災害時の指定緊急避難場所でもある砺波チューリップ公園及び庄川水記念公園の再整備事業を推進するとともに、各都市公園の適切な維持管理を行います。 ○遊具等の公園施設については、長寿命化計画に基づき、改修等を進めます。
<p>4</p> <h3>上水道の充実</h3>   	<ul style="list-style-type: none"> ○水需要に合わせた水道施設の更新計画に基づき、計画的な耐震化と有効率の向上に努めます。 ○水道施設を利用したマイクロ水力発電により、再生可能エネルギーの有効活用を図り、売電することで自主財源を確保します。 ○水道事業経営戦略に基づき、安定的かつ継続的に水道事業を運営するため、水道事業の健全経営に努めます。
<p>5</p> <h3>下水道の安定運営</h3>   	<ul style="list-style-type: none"> ○財政運営に十分留意しながら下水道整備基本計画に基づき公共下水道の効率的な整備を進めます。 ○下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の適正な維持管理、効率化を図ります。 ○下水道事業経営戦略に基づき、下水道事業の経営基盤強化に努めるとともに、経営の健全化に努めます。

6

中山間地域の振興



○国や県の助成を活用し、持続可能な地域づくりのため、中山間地域の市民や各種団体等が協力して目指すべき将来像とその実現に向け取り組みます。

関連する主な個別計画

- 砺波市橋梁長寿命化修繕計画
- 砺波市都市計画マスターplan
- 砺波市公園施設長寿命化計画
- 砺波市水道ビジョン
- 砺波市水道事業経営戦略
- 砺波市基幹管路耐震化更新計画
- 砺波市下水道整備基本計画
- 砺波市下水道事業経営戦略
- 小矢部川流域下水道関連 砧波公共下水道全体計画
- 砺波市国土強靭化地域計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
有収率（水道事業）	84.4%	84.0%	89.0%
汚水処理人口普及率	91.1%	91.8%	96.6%



砺波チューリップ公園再整備
(屋外ステージ完成イメージ)



砺波チューリップ公園再整備
(ふわふわドーム完成イメージ)

【コラム】砺波市上中野配水場マイクロ水力発電所

上中野配水場に「発電所」を設置し、マイクロ水力発電事業を行っています。この発電所では年間約23万kwh（一般家庭64戸分の年間消費電力量に相当）の電力を発電しています。

この発電所による年間の二酸化炭素削減量は約112t-CO₂、杉の木8千本に相当します。

市では、この水の持つ位置エネルギーを有効活用した水力発電所により、「環境にやさしい循環型社会の形成」を目指して、二酸化炭素の排出を抑制し、地球温暖化防止に貢献しています。



上中野配水場マイクロ水力発電所



上中野配水場全景

3 基本方針	みらいに活力をつなげる まちづくり
10 主要施策	生活基盤の充実
25 個別施策	地域交通ネットワークの充実・強化

現状と課題

- モータリゼーションの進展や自家用自動車への依存の高まりにより、公共交通利用者の減少が進む中、地域交通を取り巻く環境は厳しくなっています。
- 市内の公共交通は、子供や高齢者の生活の中で、必要不可欠な移動手段であり、その存続や活性化を図るため、利用促進に向けた活動や運行に対する支援を行うことが必要です。
- 鉄道やバスなどの利用者ニーズを十分に把握し、持続可能な公共交通網の再編に取り組むことが必要です。
- 鉄道、バス、タクシーなどの民間交通事業者と連携し、市内におけるよりよい交通体系について検討することが必要です。
- 各種交通網の連携を図りながら、市民が利用しやすい新たな交通ネットワークの構築が必要です。

施策の方向

市営バスの適正運行やデマンドタクシーの利便性向上、JR城端線等の公共交通機関の利用を促進するとともに、持続可能な交通ネットワークの形成を図り、誰もが利用しやすい地域公共交通の維持・活性化を進めます。

主な取組

1

鉄道の利便性向上と 利用促進



- 城端・氷見線のLRT化等新しい交通体系について、実現方法及びその可能性も含めて検討を進めます。
- 市民が利用しやすい公共交通網の整備促進を図るとともに、県や関係自治体、その他関係団体等と連携し、JR城端線、北陸新幹線及びあいの風とやま鉄道の利用促進を図ります。
- JR城端線の利用促進とマイレール意識の高揚を図るため、市内イベントとのタイアップ企画や利用促進団体の活動支援を行うとともに、多様な広報媒体を活用したPR活動に努めます。

第3章 基本計画（後期）

2

市営バス及びデマンドタクシーの運行体制の充実



○持続可能な交通網の形成に向け、市営バス路線の適正化を進めるとともに、デマンドタクシーのエリア拡大を検討し、市民ニーズに合った公共交通体系の充実を図ります。

【P123にデマンドタクシー推進のPRチラシを掲載】

○利用者ニーズの把握に努め、誰もが利用しやすい運行となるよう、適宜ダイヤの見直しを図ります。

3

その他公共交通サービスの充実



○地域交通のマスタープランとなる「砺波市地域公共交通計画」を策定し、市営バス、デマンドタクシー、民間バス、JR等公共交通利用の利便性を図ります。

○移動に不便を抱える方の足を確保するため、地域公共交通の担い手となっている民間バスやタクシー事業者に対して支援します。

○公共交通のキャッシュレス化を進めるとともに、県や民間交通事業者と連携しながらMa aSの導入など、シームレスな公共交通利用の促進に取り組みます。

関連する主な個別計画

- ・砺波市都市計画マスタープラン
- ・砺波市地域公共交通計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
市営バス乗車人数（1便当たり）	4.4人	3.8人	5.0人
デマンドタクシー登録者数	720人	714人	880人



市営バス



デマンドタクシー「愛のりくん」

愛のりくんを ご利用ください

「愛のりくん」とは？

タクシー車両を利用し、予約に応じて自宅と目的地を複数の人が乗り合いで運行する交通形態のことです。これまでの市営バスとは異なり、バス停に関係なく「目的地↔自宅」の移動が可能になります。運行区間は、庄東・雄神地区全域、砺波駅周辺の指定場所。ご利用できる方は、庄東・雄神地区にお住いの方です。



乗り方

ご利用前に利用者登録が必要です！



※ 帰りの時間が分かる場合は、行きの予約時に帰りの予約も行ってください。

料 金

(1回の乗車につき)

自宅↔庄東地区・雄神地区：大人（中学生以上）200円（地域内移動）

自宅↔砺波駅周辺・庄川支所：大人（中学生以上）500円

※小学生及び障がいの方は半額、未就学児は無料

主要施策 11

農林業の振興

庄川の豊かな水や砺波平野及び森林の恵みを生かして、農林業の生産基盤の整備や担い手の育成・確保、ＩＣＴ等の先端技術を活用したスマート農林業の導入などにより、持続可能な農林業を推進するとともに、農林産物のブランド化ビジネスへの支援や6次産業化の推進により「活気ある 稼ぐ農業」等の実現を目指します。

個別施策

26

生産基盤・経営体制の充実

27

地域ブランド化の取組支援

3 基本方針	みらいに活力をつなげる まちづくり
11 主要施策	農林業の振興
26 個別施策	生産基盤・経営体制の充実

現状と課題

- 昭和30年代から県営かんがい排水事業などによって整備された農業水利施設は、整備後50年以上が経過し、老朽化による漏水が著しく、長寿命化や機能保全を図るために計画的な改修・整備が必要です。
- 昭和30年代から、ほ場整備事業により整備された農業生産基盤施設についても、老朽化が進んでいることから、計画的な改修・整備が必要です。
- 農業用施設の適正管理や農業生産基盤施設の整備・維持管理に対する担い手農家の負担を軽減するため、日本型直接支払制度の多面的機能支払による地域ぐるみの取組への支援が必要です。
- 農林業従事者の高齢化や担い手の不足により、持続可能な経営が立ち行かなくなるおそれがあります。
- 効率的かつ安定的な農業経営を目指し、認定農業者や集落営農組織への農地の集積を進めています。
- 平成30年産米から行政による生産数量目標配分の廃止に伴い、米の需給と価格の安定を図るために取り組みが求められています。
- 農業生産条件が不利な中山間地域において、日本型直接支払制度の中山間地域等直接支払交付金による農業生産活動を継続するための支援が必要です。
- 市内の森林の約半分は人工林であり、間伐等の手入れの必要な林齢が木材として利用可能な林齢となっていることから、適切な森林整備が必要です。
- 中山間地域において、過疎化や高齢化に伴う人の活動の低下等によって、里山や農地の十分な管理が行き届かなくなり、イノシシやニホンジカ等の生息数や生息域が拡大し、農林業等への被害が深刻化しています。

施策の方向

農地や農業用施設などの生産基盤の充実・整備とともに、後継者・経営組織の育成支援を図るなど、農林業の生産基盤と経営体制の強化を目指します。

主な取組

1

生産基盤の保全・整備



- 老朽化した農業水利施設については、散居景観の保全や生物多様性の保全に着目した上で、計画的な整備と改修が必要なことから、基幹水利施設ストックマネジメント事業などの水利施設整備事業の促進に努めます。
- 砺波平野の風土を生かした農地・用排水路の整備や担い手の育成を支援するため、経営体育成基盤整備事業などの農地整備事業の推進に努めます。
- 生産性を高めるための農業水利施設の整備や土地改良施設の更新における施設規模の最適化に努めます。
- 「砺波農業振興地域整備計画」に基づく土地利用計画を進めるとともに、法令の趣旨に基づき、農地減少の防止や優良農地の確保、農地の流動化の促進を図り、効率的な農地の利用を推進します。
- 農業用施設の適正管理や農業生産基盤の確保、環境負荷を軽減する農業の取組のため、日本型直接支払制度の多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払による支援に努めます。
- 中山間地域において、特色ある地域振興作物（山菜、薬草等）の生産支援等により耕作放棄地対策を進めるほか、鳥獣による農作物等への被害防止対策に努めます。
- 団地の大型化や施策の集約化で生産性の向上を図り、ドローンやＩＣＴ等の先進技術を搭載した高性能林業機械を積極的に導入し、スマート林業の実現を促進します。
- 森林経営管理制度を活用し、未整備人工林の適切な管理を目指します。

2

担い手・経営体制の強化



- 地域農業の担い手となる認定農業者の育成や集落営農組織の協業化・法人化を進めるとともに、次世代を担う新規就農者の育成・確保や認定新規就農者に対する実践研修などの支援を行います。
- スマート農業の普及・定着等による生産性の向上やデジタル技術の活用によるデータ駆動型の農業など、新たな農業に向けた取組を推進します。
- 担い手の経営安定に資するため、経営所得安定対策の推進を図ります。
- 農地中間管理事業等を活用し、担い手への農地の集積・集約化を図り、効率的な農業経営を推進します。
- 国が示す米の需給見通し等を踏まえ、生産者の主体的な取組による需要に応じた米の生産に向け、関係機関と連携して米の需給と価格の安定の仕組みを構築します。

関連する主な個別計画

- 砺波市農村環境計画
- 砺波市農業農村基本計画
- 砺波市森づくりプラン

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
協業・法人経営体数	64 経営体	66 経営体	70 経営体
新規就農者数	7人／年	6人／年	10人／年
担い手への農地集積率	74.4%	75.8%	80.0%

【コラム】スマート農業の取組事例

スマート農業とは、ロボット技術やAI（人工知能）、IoTなど先端技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現することを推進する新たな農業のことです。

スマート農業の導入により、作業の自動化や情報共有の簡易化、データの活用などの効果によって、農業の現場で課題となっている、省力化、人手の確保、作業負担の軽減が図られることが期待されています。

■作業の自動化やデータ活用の取組事例



ロボットトラクタ



ロボット田植機



スマートフォンで操作する
水田の水管理システム



ドローンによる農薬散布

3 基本方針	みらいに活力をつなげる まちづくり
11 主要施策	農林業の振興
27 個別施策	地域ブランド化の取組支援

現状と課題

- 全国一の出荷量を誇るチューリップ球根や受託生産量全国一を誇る水稻種子の生産振興に取り組んでいます。
- チューリップ球根の生産量は、生産農家の高齢化等により減少傾向にあるため、ネット栽培の導入など、球根生産における労働力の大幅な省力化が求められています。
- 農業経営の安定化を図るため、複合経営を推進するとともに、たまねぎに次ぐ新たな地域特産物の生産・振興が必要です。
- TPP等の新たな国際環境への対応を図るため、農産物の更なる品質向上やブランド化への取組が必要です。
- 安全・安心で高品質な農産物を安定供給するとともに、消費者が安心して地域の農産物を消費できるよう地産地消への更なる取組が必要です。
- チューリップ等の地域特産物やとなみ米を大都市圏等で積極的にPRし、販路を拡大することが必要です。
- 収益性の高い農業経営のため、農業ビジネスや6次産業化への支援が必要です。
- 本市の地域特性を生かしたブランド化に向けた取組が必要です。

施策の方向

全国一の出荷量を誇るチューリップ球根や、たまねぎなどの地域特産物の品質向上と安定生産に努め、活気ある稼ぐ農業の実現を目指し、農産物の更なるブランド化の推進と販路拡大を図ります。

■チューリップ球根の省力生産体系の確立



チューリップ球根収穫機並走システム



チューリップ球根バラ水洗いシステム

主な取組

1

花き・球根、園芸、畜産の推進



- チューリップ球根及び切花の生産拡大を図るため、新たな生産者の育成を支援します。
- チューリップ球根ネット栽培機械実用化に向け、栽培技術の確立・普及に努めます。
- たまねぎ産地として他産地との差別化や更なるブランド化を図るとともに、新たな地域特産物（たまねぎ跡作等を活用したニンジン、ブロッコリー、カリフラワー等）の栽培技術の向上を図ります。
- 庄川ゆずやふく福柿、りんごなどの果樹について、安定した収穫量の確保と加工体制の整備、販路拡大を推進します。
- 肉や牛乳の品質向上やブランド化を進め、畜産経営基盤の強化と生産環境の改善を図ります。
- 庄川ゆずの原種を保存・育成するため、優良苗木の育成を支援します。

2

水稻・大麦・大豆、種子の生産と品質の向上



- 水稻、大豆、大麦及び種子の品質向上と、種子受託生産量の拡大への取組を支援します。
- 環境保全型農業の取組や土づくり事業の推進により、高品質で良食味な米づくりを支援します。

3

地産地消・販路拡大の推進



- 地場産野菜の学校給食への食材を提供するほか、農産物直売所及び市内インショップでの直売などを通して、地産地消を推進します。
- チューリップ球根や切花等の国内外での更なる販路拡大を支援します。
- 農業体験事業やふるさと寄附（納税）などを積極的に活用し、「となみ米」のPRと販路拡大を支援します。
- 農作物の付加価値を高め、収益性の高い農業の実現に向け、農業の6次産業化や農商工連携の取組を推進します。

関連する主な個別計画

- 砺波市農村環境計画
- 砺波市農業農村基本計画
- 砺波市地産地消推進戦略
- 第2次砺波市食育推進計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
チューリップ球根出荷量	545.3万球／年	559.7万球／年	700万球／年
たまねぎ出荷量	5,833t／年	4,349t／年	8,000t／年
環境保全型農業の取組面積	37.1ha／年	25.8ha／年	50.0ha／年
学校給食における地場産野菜使用率	34.7%	41.9%	34.0%
6次産業化取組経営体数	5 経営体	6 経営体	7 経営体

■となみブランド認定品目



主要施策 12

商工業の振興

既存企業や伝統工芸等の地域産業に対する支援、起業・創業に対する支援、本市の優れた立地条件を生かした企業誘致を進めるなど商工業の育成・強化を図ります。また、空き店舗対策や商店街の若手リーダーの育成、魅力ある商店街づくりなどを推進し、中心市街地の賑わいづくりに努めます。ワーク・ライフ・バランスやテレワークなどの新しい働き方に対応する雇用条件や就労環境の多様化・安定化を推進し、就労意欲を持つ誰もが個々の能力に応じて就労できる雇用環境の創出を目指します。

個別施策

- | | |
|----|---------------|
| 28 | 基幹・既存産業の振興・強化 |
| 29 | 企業誘致・起業・創業支援 |
| 30 | 中心市街地・商店街活性化 |
| 31 | 雇用環境の整備 |

3 基本方針	みらいに活力をつなげる まちづくり
12 主要施策	商工業の振興
28 個別施策	基幹・既存産業の振興・強化

現状と課題

- 本市における事業所の約8割は従業員数29人以下の小規模事業所であり、大企業に比べて経営基盤が弱く、人材育成や資金調達面で厳しい環境にあります。
- 企業における経営基盤の安定化のため、中小企業制度資金の充実、創業者支援融資制度や雇用の維持確保などの財政支援を行っています。
- 中小企業における経営の安定化を図るため、技術革新や高度情報社会への対応、異業種交流による競争力向上に対する支援が必要です。
- 本市の豊かな地域資源を生かして、地域課題を解決するコミュニティビジネスの取組や農商工連携・产学研官連携による新商品開発など、新たなビジネスの創出が求められています。
- 庄川挽物木地は伝統工芸品としての指定を受け、全国有数の生産高を誇っているほか、大門素麺や三助焼の生産なども「となみブランド」として、地域の特色ある伝統産業や地場産業に挙げられています。
- 庄川挽物木地は、流通・販売力が弱く、年間販売額の減少や後継者不足等の課題が深刻となってきており、付加価値を高めた新たな商品の開発に努めるとともに、新たな販路を拡大することが必要です。
- 地域の特産品として製造技術や技法を伝承・発展させていくため、伝統産業や地場産業における後継者の育成と販路の拡大が必要です。

施策の方向

基幹産業の強化を図るとともに、コミュニティビジネスの推進や伝統産業に対する支援を行い、基幹・既存産業の振興を図ります。

主な取組

1

基幹産業の強化



- 本市の既存企業の振興を図るため、新製品の開発や新分野への進出、国内外の販路拡大に向けた取組に対して支援します。
- 産業構造の変革に対応するため、企業の近代化・高度化に必要な経営診断の充実を図るとともに、新事業創出の機会や融資の拡充に努めます。
- 関係機関が連携して製造業を中心とした産業の活性化や経営環境の改善を図るとともに、関連産業である物流産業や情報通信産業の活性化を推進します。
- 経営者の資質向上や新規創業者の育成を図るため、経営講座の充実や先進企業などへの派遣研修を支援します。
- 産学官等や市民の連携により、先端技術の実用化・商品化と県内の産業基盤や資源を活用した新商品・新事業の創出を図りながら、生産性の向上に努めます。

2

コミュニティビジネスの推進



- 地域資源等を活用したコミュニティビジネスや農商工連携、産学官連携のほか、空き家を活用した新たなビジネスの創出に努めます。

3

伝統産業の振興



- 特に優れた市産品を「となみブランド」として認定し、その魅力を市内外に広く発信することで地域イメージのブランド化を図るとともに、生産技術や品質を次世代へ引き継ぐため、後継者の育成を積極的に支援します。
- 庄川挽物木地など、優れた加工技術を活用し、現代の生活に適した新しい分野における商品開発を支援します。
- 高岡地域地場産業センターなどとの連携により、各種イベント・催事において製作体験や実演を行い、庄川挽物木地等の知名度向上を図るとともに、県内外での販路拡大に努めます。
- インターネットのショッピングサイトを活用した通信販売や注文生産など、伝統工芸品や地場産品の知名度向上と販路拡大を支援します。

関連する主な個別計画

・第2次砺波市商工業振興計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
製造品出荷額	1,878億円／年 【H30】	1,838億円／年 【R1】	2,010億円／年
となみブランド認定数	17種	17種	20種
地域資源活用・農商工連携 新商品開発件数（累計）	9件	10件	10件
伝統工芸品の販売額(庄川挽物木地等)	1億円／年	1億円／年	1億1千万円／年



庄川挽物木地



庄川挽物木地の加工

3 基本方針	みらいに活力をつなげる まちづくり
12 主要施策	商工業の振興
29 個別施策	企業誘致、起業・創業支援

現状と課題

- 北陸新幹線や高速道路網など本市における交通の利便性や豊かな地域資源を生かし、更なる企業誘致を進めていくことが求められています。
- 首都圏との新たなビジネスの展開や、日本海側総合的拠点港である伏木富山港を活用したビジネスの創出が求められています。
- 東海北陸自動車道により直結する中京・東海地方を始め、他地域との多様な経済交流を進めることができます。
- 若者にとって魅力的な先端技術産業や知識産業も視野に入れた企業誘致を推進することが必要です。
- 豊富な工業用水道が活用するため、既存の工場適地への企業誘致をさらに進めることができます。
- 創業支援事業計画により、起業・創業を促進することが必要です。

施策の方向

本市の優れた立地条件を生かし、誘致に向けた環境整備を図り、新たな企業誘致を進めるとともに、起業・創業に対する支援を行うなど、産業の活性化を目指します。

企業誘致は税収の確保、雇用の創出、地元企業との連携などの効果が期待できることから、産業振興を進めます。



主な取組

1
企業誘致の推進



- 交通の要衝、災害の少なさ、良質で豊富な水利、勤勉性に富む労働力など優れた立地条件をPRし、中京圏・関東圏などを中心とした大都市圏との経済交流と新たな企業の立地を推進します。
- 各種ビジネスマッチングなどにおいて本市の助成制度などをPRし、先端技術産業や知識産業等の新しい産業を頂点として、裾野の広い関連産業の誘致を図ります。
- 砺波市景観まちづくり計画に基づく散居景観の保全や地球にやさしい開発に留意し、環境負荷に配慮した誘致施策を進めます。
- 工場適地や企業団地内の未利用地への企業誘致を進めるとともに、進出企業のニーズに応じた用地取得を支援します。
- 新たな工業用地を造成することにより、企業誘致活動を進め、地域経済の活性化と雇用の創出を図ります。

2
起業・創業支援



- 創業支援事業計画に基づき、市と市内の創業支援事業者が連携し、起業・創業者のニーズに合った支援を実施します。

関連する主な個別計画

- ・第2次砺波市商工業振興計画
- ・砺波市景観まちづくり計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
企業立地数（累計）	11社	12社	12社
起業・創業の件数（累計）	56件	71件	100件

3 基本方針	みらいに活力をつなげる まちづくり
12 主要施策	商工業の振興
30 個別施策	中心市街地・商店街の活性化

現状と課題

- 車社会の進展や市街地整備の拡大に伴い、ロードサイド型の大規模小売店舗や専門店の進出が加速する中、後継者不足等から廃業が進むなど、中心市街地の空き店舗が増加しています。
- 既存の商店街を魅力あるものにするには、経営者と商工団体、行政などが連携し、情報発信を強化するとともに、消費者に必要とされる商業環境を提供することが求められています。
- 郊外の大型店や量販店が中心市街地に隣接していることから、新たな人の流れをまちの賑わいと活力につなげるとともに、市民や観光客などがまち歩きを楽しむことができる商店街づくりが求められています。
- 中心市街地の振興に向けて人が集まり楽しめる賑わいを創出するため、本市の特色を生かしたイベントの開催が求められています。

施策の方向

歩いて楽しめる商店街づくりを進めるとともに、空き店舗の解消やイベントの開催などによる中心市街地の賑わいづくりを進めることにより、中心市街地・商店街の活性化を図ります。個店の魅力アップへの取組により、商店経営者の意識改革を図ります。

主な取組

1

中心市街地・商店街の利便性の向上



- 気軽に歩いて、見て、触れるなど、まち歩きを楽しむ商業空間として、商店街の活性化に対する支援を行うとともに、歩行者や自転車の安全確保など利便性の向上と駅前の再整備に努めます。
- 医療機関や駅、金融機関など、まちの拠点施設への移動手段を確保するため、市営バスやデマンドタクシーの運行ダイヤを見直し、消費者の利便性の向上を図ります。

2

中心市街地・商店街の機能の充実



- 郊外型大型店舗とは異なる顧客ニーズを踏まえた品揃えや買い物弱者支援などの調査研究を商工団体と連携して行います。
- 活力ある商店街づくりを進めるため、商店街を担う若手リーダー（後継者）を育成し、新たな発想で挑戦する事業に対して支援します。
- 集客力の高い商業施設を生かし、買い物客が市内を回遊することにより、更なる経済効果を生む仕組みについて研究を進めます。
- 空き店舗再生みんなでチャレンジ事業を推進し、中心市街地の空き店舗の解消や起業家の育成等に努めます。

3

中心市街地・商店街の賑わいの創出



- チューリップフェアの連携イベント、中心市街地固有の文化や歴史行事、四季を通じたイベントの開催など、商店街の特色を生かした賑わいやまちづくりを目指します。
- JR城端線とタイアップしたイベントの企画や駐車スペースの確保、シャトルバスの運行など、公共交通機関と連携して商店街への誘客を図ります。

関連する主な個別計画

- ・第2次砺波市商工業振興計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
空き店舗再生みんなでチャレンジ事業利用件数（累計）	11件	12件	13件
まちなかイベント集客人数	75,000人／年	0人／年	76,000人／年

3 基本方針	みらいに活力をつなげる まちづくり
12 主要施策	商工業の振興
31 個別施策	雇用環境の整備

現状と課題

- 今後、労働力人口の減少が見込まれており、離職者の早期再就職、企業の人材確保を支援するとともに、若者や女性、高齢者、障がい者、就職氷河期世代など労働意欲を持つ誰もが、その意欲と能力に応じて働くことができる雇用環境の整備が求められています。
- 子育て世代が仕事と育児を両立できるよう安定した雇用機会の提供と、ワーク・ライフ・バランスに配慮した就労環境づくりが必要です。
- 新規学卒者やU・Jターン者等の雇用を確保するため、就職相談会等での情報発信や本市で働きたいと思われるような環境づくりが必要です。
- 離職者に対する職業訓練や、企業の求職ニーズに応じた的確な能力開発が必要です。
- 余暇を活用して様々な教養や知識を身につけたり、相互に交流する場を提供したりすることで、勤労者が心身の健康を増進することができる勤労者福祉の充実が必要です。
- 市内企業への就労促進を図るためのPRコンテンツの作成が必要です。

施策の方向

雇用条件や就労環境の安定化に対する支援を行うとともに、職業訓練の充実や勤労者福祉の推進を図るなど、安定した雇用の創出を目指します。

主な取組

1

雇用条件・就労環境の安定支援



- ハローワークとなみとの連携による求人情報の提供や雇用相談会の開催など、若者や女性が働きやすい雇用環境の整備を支援します。
- 成長産業の育成・誘致により、労働意欲を持つ誰もが個々の能力に応じて就労できる雇用環境の確保に努めます。
- ワーク・ライフ・バランスに配慮した育児休業取得の推進、企業内保育の充実など、子育て世代が働きやすい環境づくりの啓発に努めます。
- 労働力人口の減少に備え、元気で労働意欲が高く、豊富な経験と優れた技術を有する高齢者が活躍できる就労環境の整備に努めます。
- 県が都市圏や県内で開催する就職相談会・面接会における積極的な情報発信に努め、U・Jターンの推進を図ります。
- 高校生・大学生の企業訪問や雇用に関する講演会を通して、若者の労働意欲の向上や本市で働きたいと思われるような環境づくりを進めます。
- 出産や育児を機に仕事を離れた女性の再就職を支援するため、ママの就活応援プロジェクト事業を実施します。

第3章 基本計画（後期）

②

職業訓練の充実



○職業能力開発講習の充実に努めるとともに、職業訓練に関する多様な受講機会を提供します。

○人材の育成及び技術の向上を図るため、砺波建築高等職業訓練校及び砺波板金高等職業訓練校の活動を支援します。

③

勤労者福祉の推進



○勤労者の福祉と雇用の安定を図るため、事業所における中小企業退職金共済制度への支援と勤労者融資制度の充実を図ります。

関連する主な個別計画

- ・第2次砺波市商工業振興計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
平均有効求人人数	3,008人／月	2,186人／月	2,600人／月
市内事業所従業者数	15,819人 【H28】	15,819人 【H28】	18,000人
女性就業率	54.3% 【H27】	54.3% 【H27】	60.00%
市内における企業訪問・相談会開催数	4回／年	4回／年	5回／年

主要施策 13

観光の振興

散居村やチューリップ、庄川など砺波ならではの魅力ある観光資源を更に磨き上げ、本物志向の観光客を魅了するとともに、市民が地域に愛着や誇りを持って観光客を迎えることによって、交流人口の拡大を図り、活力あるまちづくりを進めます。

個別施策

32

観光資源の魅力創出

33

観光情報発信・受入体制の充実

3 基本方針	みらいに活力をつなげる まちづくり
13 主要施策	観光の振興
32 個別施策	観光資源の魅力創出

現状と課題

- 本市においては、市の一大イベントである砺波チューリップフェアを始め、頬成の森花しょうぶ祭りや、となみ夢の平コスモスウォッキング、チューリップ公園KIRAKIRAミッションなど四季を通して行われる様々なイベントのほか、出町子供歌舞伎曳山、庄川観光祭、となみ夜高まつりといった伝統的な祭りなどの観光資源にあふれています。
- 散居景観や庄川峡、庄川温泉郷、大門素麺、庄川ゆずなど、四季を通して豊かな地域資源や魅力ある「となみブランド」を始めとした特産品にも恵まれています。
- 本市ならではの魅力ある観光資源のブランド力を高め、年間を通しての更なる誘客や宿泊客の誘致を進めるため、着地型観光の旅行商品の開発や文化・スポーツ・農業など幅広い分野での交流の促進が求められています。
- 歴史文化資産である散居景観を保全するとともに、伝統的家屋を交流施設や体験施設、レストランなどとして利活用を図り市民交流を進めることにより、交流人口の拡大につなげることが求められています。
- 本市の球根出荷量は日本一を誇っていますが、海外との価格競争や生産者の高齢化などにより生産量は減少してきており、砺波チューリップフェアの充実とチューリップ産業の振興を一体的に推進することが必要です。
- 国内外から毎年約30万人が訪れる本市の一大イベントである砺波チューリップフェアの会場となっている砺波チューリップ公園の再整備などにより、年間を通しての観光消費を促進させるとともに、消費額の多い全国からの宿泊を伴う旅行者や外国人旅行者の誘致を推進することにより、観光振興によって交流人口を拡大し、経済効果を更に高めることが求められています。
- 公共施設再編計画により建物が廃止となる松村外次郎記念庄川美術館及び庄川水資料館の跡地と収蔵品等の有効活用を図り、観光人口の増加や地域の活性化が求められています。

施策の方向

本市ならではの魅力ある観光資源のブランド力を更に高め、生かすとともに、四季を通して賑わいの創出や歴史・文化資源の活用、文化等の市民交流を促進することなどにより、本物志向の観光客を魅了するまちづくりを進めます。

主な取組

第1章
序論

第2章
基本構想

第3章
基本計画(後期)

付属資料

1

散居村の魅力創出



- 体験宿泊型の農業ツアーや農家レストランなど、屋敷林や伝統的家屋の新たな用途の拡大に努めます。
- 散居村を体験できるツアーの実施や新たな旅行商品の開発を行い、散居村の魅力を様々な形で創出します。
- 夢の平スキー場のスイセンやコスモスの植え込み、リフトの整備、案内看板の充実など、魅力の創出や利便性を高めるための整備を行います。
- チューリップや桜、スイセン、花しょうぶ、コスモスなど四季折々の花を活用したイベントの充実を図り、「花のまち となみ」にふさわしい観光まちづくりを推進します。

2

四季を通じた賑わいの創出



- チューリップ四季彩館やサマーフェスティバル、チューリップ公園KIRAKIRA MISSIONなどによる年間を通した賑わいの創出とともに、公園施設の再整備により、砺波チューリップ公園の魅力向上を図ります。
- 豊富な自然や歴史・文化資源等を活用し、ウォーキングやサイクリング、パットゴルフ、パークゴルフなど、生涯スポーツを楽しみながら健康づくりを図るとともに、温泉が楽しめるゆずの郷やまぶきを活用し、健康をテーマとする賑わいを創出します。
- 地酒や飲料水、菓子の製造会社などの工場等の見学を新たな観光需要の創出につなげるため、民間企業と連携を図りながら産業観光の魅力を発信し、賑わいを創出します。
- イベント等で訪れた観光客に四季折々の本市の魅力を伝え、年間を通した誘客につなげます。

3

観光資源の充実



- 歓迎花プランターの製作や協賛による展示企画などにより市民参画を促進するとともに、球根生産圃場や生産者を紹介し、球根などの販売を促進するなど、市民参加型により、産業とも連携した砺波チューリップフェアの充実を図ります。
- となみブランド認定品であるチューリップ球根・切花や大門素麺、雪たまねぎなど、市を代表する特産品の商品開発や販路拡大を支援するとともに、地域資源を有効に活用し、6次産業化や農商工連携の取組を支援することで、観光消費での地産地消等を促進します。
- 庄川温泉郷や庄川峡遊覧船、庄川水記念公園など、庄川の清らかな流れにはぐくまれた魅力ある資源を生かし、イベントの開催や宿泊を伴う旅行商品の開発を行います。
- 観光や交流の拠点となるよう、庄川水記念公園を始め周辺施設の再整備等を進めます。

4

歴史・文化の活用



- 国指定史跡 増山城跡を始め、千光寺や小牧ダム、埋蔵文化財センター、砺波民具展示室など、市内に多く点在する歴史的・文化的資源の情報を発信するとともに、魅力的な歴史や文化の観光への活用を図ります。
- 出町子供歌舞伎曳山会館を活用し、伝統文化の保存と振興を図り、その魅力を発信するとともに、旅行商品の開発を行い、更なる誘客に努めます。
- 夜高行燈の広域連携を図り、市外の関係機関とも連携して、効率的で広域的なPRを進めるとともに、旅行商品等の開発を推進します。
- 獅子舞や太鼓、民謡など、伝統芸能の地域間連携やイベント情報の共有化を図り、伝統文化の保存につなげるとともに、情報をホームページやSNS等で国内外にPRします。

5

文化や情報の交流促進



- 施設や団体、観光関係者等による市民交流を推進する会議を通して相互の連携を深めながら、合宿や研修会、交流会の開催等、コンベンションの誘致に努めます。
- 大会やイベント、学会、会議、修学旅行、合宿、スポーツ競技会等のコンベンションを対象に主催する団体に対して支援を行い誘致につなげます。
- 姉妹友好都市やフランク交流都市との相互交流を深めるとともに、中京・関東圏並びに北陸新幹線の敦賀延伸による関西圏との都市交流を進めます。
- 砺波の自然や花にふれあうフランク体験ツアーや農業体験を実施するとともに、自然や農業体験を生かした旅行商品の開発を行うなど、グリーンツーリズムを推進します。

関連する主な個別計画

- ・砺波市観光振興戦略プラン（第2次）

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
観光客入込数	171万人／年	86万人／年	200万人／年
チューリップフェア入場者数	325,000人／年	0人／年	300,000人／年
ホテル・旅館等宿泊者数	210,109人／年	109,418人／年	228,000人／年
コンベンション宿泊者数	8,156人／年	416人／年	10,000人／年

【市内の主な観光スポット】



砺波平野の散居村



となみ夢の平スキー場



千光寺観音堂



チューリップ四季彩館



砺波チューリップ公園



となみ散居村ミュージアム



庄川峡と遊覧船



庄川水記念公園



出町子供歌舞伎曳山会館

【市内の主な観光イベント】



砺波チューリップフェア



スカイフェスとなみ



チューリップ公園
KIRAKIRAミッション



庄川観光祭



庄川水まつり



庄川峡桜まつり



出町子供歌舞伎曳山



新屋敷芝桜まつり



となみ夜高まつり



となみ夢の平コスモスウォッッチング



せんだん山水仙そば祭り



頬成の森花しょうぶ祭り

3 基本方針	みらいに活力をつなげる まちづくり
13 主要施策	観光の振興
33 個別施策	観光情報発信・受入体制の充実

現状と課題

- 旅行者のニーズや動向は常に変動しており、この変化に迅速に対応し、効率的に誘客を図るため、戦略的な市場開拓を実施するとともに、本市に「人を呼び込む」、リピーターとして「呼び戻す」ための市場調査に基づいたプロモーション活動など、観光客に向けた情報発信力の強化と充実が必要です。
- 北陸新幹線や高速道路など発達した高速交通網の強みを生かすとともに、二次交通の充実や利便性の向上を図り、近隣観光地との周遊性の強化や連携したPRを実施するなど、交通結節点（ハブ）としての機能を生かした広域観光の推進が求められています。
- インバウンドの回復を見据え、東南アジアからの訪日外国人旅行者の誘致や受け入れ環境の整備を促進し、国際観光を更に推進する必要があります。
- 観光振興においては、市民が主体的に取り組むことが重要であることから、地域への愛着や誇りを更に高め、おもてなしの心をもっと育むなど郷土に対して市民が誇りを持てる（シビックプライド）ように取り組むとともに、観光振興の取組への参画による当事者意識の醸成を図ることが求められています。
- ウィズコロナにおける観光の復興を図るため、安全・安心な観光地づくりやオンライン等を活用した国内外への情報発信、県民や近隣県を対象としたマイクロツーリズムを推進する必要があります。
- 本市を訪れる観光客に対し住みよさをアピールするなど、移住・定住を目指した観光を推進する必要があります。

施策の方向

情報発信の充実を図るとともに、広域観光・国際観光の推進や受け入れ体制の充実を図り、市民が地域に愛着や誇りを持って観光客を歓迎するまちづくりを推進します。

■砺波市観光情報発信



主な取組

1

情報発信の充実



- 首都圏等でメディアや広告を活用して「花のまち となみ」の魅力をPRすることで知名度の向上と誘客につなげるほか、花のイベントなどに参画して、チューリップの魅力を生かしたPR活動を推進します。
【P150に首都圏等へのプロモーションポスターを掲載】
- 市の魅力PR映像やテレビ・ホームページでの情報発信、観光ポスターでのPRなど、国内外に情報を発信することで、更なる誘客につなげます。
- 映画等のロケーションを通して本市の魅力を発信するため、県ロケーションオフィスとの連携を図り、映画やドラマなどロケ候補地の情報提供を行います。
- 様々なメディアのニーズに対応し、効果的に情報を発信できるよう観光サイトの充実により、利用者の利便性を高めます。
- 様々な広報媒体等を活用して本市の観光資源の魅力を積極的に紹介するとともに、観光資源の保全や市民の地域への愛着と誇りの醸成を図ります。
- 観光協会等の機能を強化し、とやま観光推進機構と連携・協力するとともに、実効性の高い市場調査や分析を行い、観光資源の質の向上と観光旅行商品の開発やプロモーション活動、旅行者の誘客、リピーターの確保に努めます。
- 観光施設や観光イベント等を対象とした外国人向けAIチャットボットを導入し、非接触型による観光情報等の提供や県内周遊の促進、訪日客のニーズの収集・分析を行い、デジタルツールを活用した観光サービスを提供します。

2

広域観光の推進



- 県西部や飛越能などの広域的な観光圏において他市との連携を図り、広域での周遊性を高め、誘客を促進させるとともに、首都圏等において連携してPRすることにより、誘客の効果を高めます。
- 観光に関する市内の施設の充実や、事業者、飲食店、民間団体等の連携強化を図るとともに、観光案内等のサービスの向上や、施設間での割引サービスなどの取組を促進します。
- 大型商業施設との地域貢献連携協定に基づき、観光情報の発信に努め、来客者の市内での周遊性を高めます。



JR砺波駅（始発駅）から出発するべるもんた1号

3

国際観光の推進



- ウィズコロナを見据え、外国人観光客のニーズを調査・分析し、誘客を推進するとともに、受け入れ環境の整備を行います。
- 台湾等の東アジアからの誘客のほか、近年、急増している東南アジアを中心とした外国人観光客の誘致を民間事業者と連携を図りながら推進します。
- 案内サインやパンフレット、ホームページ等の外国語対応、観光ガイドの研修の充実により、外国人観光客の利便性を高めるなど、受け入れ体制の整備を促進します。
- 県及び県を代表する観光事業者と連携してPR活動を行うことで、より効果的な観光客の誘致につなげます。
- チューリップ球根の海外での販路拡大に合わせて、本市のチューリップの魅力を発信し海外からの誘客を促進します。

4

受け入れ体制の充実



- イベント等に合わせたJR城端線臨時列車の運行や砺波と金沢を結ぶバスの利便性の向上について、関係機関や交通事業者に働きかけるとともに、県や観光事業者との連携を図り、観光タクシーやコンベンションタクシーなど二次交通の充実に努めます。
- 砺波駅とイベント会場を結ぶシャトルバスを運行させるなど、観光客の利便性を高めるほか、二次交通等のあり方や支援について検討します。
- JR城端線利用者に市内イベントなどで使用できる割引券を配布することにより、公共交通を利用した誘客を促進するほか、観光列車「べるもんた」を活用し観光ガイドの案内や観光PRを行います。
- 観光ボランティアや通訳ガイドの育成を推進し、観光未来創造塾等での研修に参加するなど、更に観光案内のレベルアップを図ります。
- 地域やボランティアが取り組んでいる「花のまち となみ」の活動への支援のほか、市民自らがPRし、観光を盛り上げる意識の醸成を図ります。
- ふるさと教育や地域の魅力的な観光資源とふれあいの場をつくる「球根の植え込み・掘取り体験」などの活動を推進し、市民が地域に愛着や誇りを持って、観光客をもてなすまちづくりを進めます。

関連する主な個別計画

- ・砺波市観光振興戦略プラン（第2次）

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
砺波市ホームページのアクセス数	1,677,566回／年	2,760,093回／年	2,800,000回／年
観光ボランティアガイド数	30人	28人	37人

TONAMI

富山県砺波市

愛とやすらぎに
あふれる街。





協働と持続可能な自治体経営

主要施策 14

市民協働の推進

まちづくりに当たっては、市民、地域コミュニティ、ボランティア、NPO、企業などとの連携を図るとともに、行政への市民の積極的な参画を促進するなど、市民と行政との協働によるまちづくりを推進します。また、男女共同参画の推進や人権が尊重される社会の実現を目指します。

個別施策

34

市民と行政の協働の推進

35

人権尊重・男女共同参画の推進

第3章 基本計画（後期）

共通方針	協働と持続可能な自治体経営
14 主要施策	市民協働の推進
34 個別施策	市民と行政の協働の推進

現状と課題

- まちづくりを進めていくためには、市民と行政がそれぞれの責任と役割を明らかにし、協働で地域の課題を解決する仕組みを構築することが求められています。
- 市民のまちづくりに対する意識、関心を高めるため、市民が自ら参加できる社会活動の機会を提供していくことが必要です。
- 地域活動や奉仕活動、イベントなどの身近なボランティアへの積極的な参加を促進するため、「市民1人1ボランティア」を掲げ、広くボランティア活動を推進しています。
- 福祉の分野を中心にNPO法人が設立されてきており、ボランティア団体や行政との連携・交流を推進していくことが求められています。
- ボランティア活動の参加者は60歳以上の女性が多く、高齢化・固定化しており、今後、若い世代や男性、企業、事業主の参加が求められています。

施策の方向

ボランティアやNPO活動に対する支援を行うとともに、行政への市民参画を推進するなど、市民と行政が一体となった協働のまちづくりを目指します。



となみちサポーター活動（道路）



ボランティアフェスティバル

主な取組

第1章
序論

1

NPO・ボランティア活動の推進



○ボランティア活動やNPO活動がより円滑に行われ、活動の輪が広がっていくよう情報や研修機会の提供に努めるなど、ボランティア活動の支援を行います。

第2章
基本構想

2

行政への市民参画の推進



○広報となみのほか、ホームページやSNSなど各種広報媒体を活用して行政情報をタイムリーに提供するとともに、「市長への手紙」などにより広報広聴活動の充実を図ります。また、パブリックコメントにより市政に対して広く市民の意見を取り入れます。
○行政出前講座等を通して施策や事業の説明を行い、市民の行政への参画を促します。
○まちづくりについて、各計画づくりの段階から市民参画を促し、市民が主体のまちづくりに努めます。
○各種委員会や審議会の委員の公募枠拡充などにより、市民参画ができる機会の提供に努めます。
○まちづくり協働事業を実施し、市民と行政が一緒に考え、支え助け合い、協働して活力あるまちづくりを進めます。
○市民の意識調査などを適宜実施するとともに、地域での意見交換会や各種行政懇談会などを通して、市民ニーズの的確な把握に努めます。
○企業や事業主に対し、社会貢献への理解を深める働きかけやボランティア活動への参加の支援に努めます。

第3章
基本計画(後期)

関連する主な個別計画

付属資料

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
市ボランティアセンター 登録者数 (個人+団体)【再掲】	5,019人	5,072人	5,000人
行政出前講座参加人数	12,047人 (360件)	3,448人	12,000人

第3章 基本計画（後期）

共通方針	協働と持続可能な自治体経営
14 主要施策	市民協働の推進
35 個別施策	人権尊重・男女共同参画の推進

現状と課題

- 複雑・多様化する社会において、全ての人々の人権が尊重され、心豊かな社会を築くため、市民一人一人が人権問題を身近なものとして捉え、家庭・地域・学校・職場など社会が連携して取り組むことが必要です。
- 各種施策の推進により、家庭や地域において男女共同参画は着実に進展しているものの、固定的な性別役割分担意識や男女の不平等感がまだ根強く残っています。
- 多くの分野において、方針決定過程への女性の参画が進んでいるとは言い難い状況にあり、男女共同参画社会づくりに向けた更なる取組が求められています。
- 働きたい女性が、仕事と子育て・介護等の両立ができる就労環境整備を図ることが必要です。
- 少子高齢化、高度情報化、国際化など社会環境の急激な変化に伴い、特に、子供や高齢者に対する虐待、学校におけるいじめ問題、配偶者や親密な関係にある人からの暴力（DV）、特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動、インターネットを悪用した人権侵害などが大きな社会問題となっています。
- 性的少数者（LGBTQ）への偏見等の解消に向け、正しい理解が求められています。

施策の方向

男女共同参画の意識の醸成やワーク・ライフ・バランスの推進を図るなど、一人一人が生き生きと安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、あらゆる暴力の根絶に向けて、一人一人の人権が尊重される社会づくりを目指します。

主な取組

1

人権が尊重される
社会の実現

- 人権尊重社会の実現に向け、市民一人一人が人権尊重への理解を深められるよう普及啓発等を継続的に実施し、市民の人権意識の高揚を図ります。
- 人権擁護委員や関係機関との連携による人権相談体制の充実を図ります。

2

男女共同参画の意識
づくり

- 男女がそれぞれの個性と能力を発揮するため、家庭・地域・学校・職場などにおいて、性別による固定的な性別役割分担意識を見直し、互いの人权を尊重し協力して生きる社会づくりの啓発や推進を行います。
- 市民の意識を把握するなどの調査・研究を行い、市民協働による効果的な啓発を行います。
- 審議会等への女性委員の積極的登用や行政における女性管理職登用など、市の施策・方針決定過程において、女性の意見が反映されるよう努めます。

3

ワーク・ライフ・バ
ランスの推進

- 男女ともワーク・ライフ・バランスが取れた生き方ができるよう啓発を進めるとともに、そのための育児・介護に関するきめ細かな施策やサービスを行います。
- 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた職場環境づくりの啓発や推進を行います。

4

職業生活における
女性の活躍の推進

- 育児が落ち着いた女性の復職の支援や独立を目指す女性を対象とした起業セミナーを開催するなど、女性が活躍できる社会の実現に努めます。

5

あらゆる暴力の根絶



- 配偶者や親密な関係にある人からの暴力(DV)を決して許さない意識啓発に取り組むとともに、関係機関との連携により相談体制、保護の充実に努めます。
- DVに対する知識を習得するための研修や講習会を開催します。

第3章 基本計画（後期）

関連する主な個別計画

- 砺波市男女共同参画推進計画（第3次）

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
審議会等における女性委員の割合	26.2%	26.5%	40%以上 60%以下
市の女性管理職の割合	38.2%	36.8%	40.0%以上
人権啓発活動回数	4回／年	4回／年	5回／年



女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ～読書で男女共同参画を考える～ @砺波図書館



男女共同参画推進のつどい

主要施策 15

持続可能な自治体経営

新たな行政需要や多様化する市民ニーズに対応し、より良い市民生活を実現するため、公共施設や社会インフラの更新、長寿命化、統廃合等を始め、各種施策の積極的な情報発信と見直しを行うほか、職員の資質の向上、広域行政及び事業連携の推進とともに、デジタル化の推進による効率的で効果的な行政運営に努め、持続可能な自治体経営を進めます。

個別施策

36 行財政運営の最適化

37 シティプロモーション・地域デジタル化の推進

38 広域行政・事業連携の推進

共通方針	協働と持続可能な自治体経営
15 主要施策	持続可能な自治体経営
36 個別施策	行財政運営の最適化

現状と課題

- 財政状況や行政改革など市政運営について、市民に分かりやすく公表するとともに、各種審議会や委員会については、会議の公開や会議要録の公表を行うなど情報公開に努めています。
- 行政改革推進の観点から、市民や有識者から改革に向けた新たな提言を受け、市政運営に生かしています。
- 長引く経済の低成長とデフレの影響や生産年齢人口の減少等による税収の伸び悩みといった厳しい財政環境に加え、老朽化するインフラや本庁舎を始めとした公共施設の維持経費や高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれることから、長期的視点に立った持続可能な財政運営を行うことが必要です。
- 自治体の自主性や自己責任に基づく施策展開が求められていることから、職員の政策形成能力の向上や意識改革が必要です。

施策の方向

市政情報や市民生活に必要な情報の公開により開かれた市政を推進するとともに、行財政運営の健全化や公共施設の効率的な運営、職員の育成を図るなど、効率的かつ効果的な行財政運営を目指します。

主な取組

①

開かれた市政の推進



- 市政に関する情報や市民生活に必要な情報などを、各種広報媒体などを活用して広く公開するとともに、市が主催する各種審議会や委員会については、会議の公開及び会議要録の公表に努めます。
- 財政状況や財政健全化判断比率などの財務指標を各種広報媒体などにより広く公表します。

2

効率的な自治体運営
の推進

- 人口減少・少子高齢化社会による社会構造の変化に対応していくため、健全で持続可能な行財政運営の効率化について研究を進めます。
- 行政改革市民会議等を開催し、有識者を始めとする市民参画のもとに、「行政改革大綱」及び「行政改革推進計画」に基づいた行政改革を推進します。
- 組織と人員の最適化を図るとともに、指定管理者制度により公共施設の効率的な運営を行います。
- 行政関与の必要性、費用対効果、市民満足度の総合的な観点から、補助金等の見直しを行うとともに、受益者負担の適正化を図るなど、行財政基盤の強化を図ります。
- 未利用の公有財産については、民間事業者等への売却・譲渡、一時貸付などにより、有効活用を図ります。
- 電子入札を導入することにより、応札者の競争性を高め、人件費と移動コストを減少させるとともに、発注者の事務負担の軽減及び事務の効率化を図ります。
- 砺波市公共施設等総合管理計画の推進を図り、公共施設やインフラの適正配置や計画的な更新を進めます。
- 口座振替による納付の推進とともに、多様な納付手段の拡充について、県内自治体の動向や費用対効果を踏まえ検討します。
- 本庁舎の整備を検討するに当たり、市民等からの意見を踏まえ、経済的に優れ、業務効率性及び市民の利便性を兼ね備えた整備手法の導入を図ります。

3

職員の育成



- 多様な研修会などを通して、広い視野を持った行政職員の育成を図るとともに、市民福祉の向上を視点において行政サービスが提供できるよう意識改革を進めます。
- 職員の政策形成能力や創造的能力など行政分野の専門的知識を習得する研修会などへの積極的な参加を促し、職員の資質向上を図ります。
- 公共工事等に求められる品質確保を重視するため、技術職員の育成を図り、技術力の向上を図ります。

関連する主な個別計画

- ・砺波市人口ビジョン
- ・砺波市国土強靭化地域計画
- ・砺波市行政改革大綱（第4次）
- ・砺波市行政改革推進計画
- ・砺波市公共施設等総合管理計画
- ・砺波市公共施設再編計画
- ・砺波市公共施設個別計画
- ・砺波市デジタル化推進計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
ふるさと寄附件数	333件／年	1,051件／年	3,500件／年

■ふるさと寄附の返礼品（一部）

チューリップ球根 	チューリップ切花 	冬咲きチューリップ 水耕栽培キット 
大門そうめん 		いろ・は・す 
生粹の庄川鮎 		ふく福柿 
空き家サポートサービス 	お墓みまもりサービス 	

共通方針	協働と持続可能な自治体経営
15 主要施策	持続可能な自治体経営
37 個別施策	シティプロモーション・地域デジタル化の推進

現状と課題

- 各種広報媒体などを活用して市政に関する情報や市民生活に必要な情報を提供しています。
- 行政手続きのデジタル化を推進し、スマートフォンやタブレットを始めとした情報端末機器から安全に行政手続きが行えるよう取り組んでいます。
- 最新の無線ネットワークなどを活用し、防災等での有効活用について調査・研究を進めています。
- クラウド技術を活用した他市町村とのシステム共同利用について、調査・研究を進めています。

施策の方向

行政情報や地域情報、魅力情報をタイムリーに発信することにより、砺波の魅力を広く伝え、郷土に対する市民の誇り（シビックプライド）の醸成に努め、となみファンの獲得を目指します。

Society 5.0時代の到来に向け、個人情報保護などセキュリティに配慮しつつ、行政サービスのデジタル化を推進します。また、市民がデジタル化のメリットを享受できるよう、デジタル活用支援を行い、情報格差の解消に努めます。

主な取組

<p>1</p> <p>くらしの情報発信</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○広報となみやホームページ、SNS、デジタルサイネージ、ケーブルテレビ、FM放送など、それぞれの広報媒体の長所を有効に活用し、広く行政情報を発信します。 ○行政の情報発信力・企画力を高め、市民が関心を持つような行政情報をわかりやすく伝達します。 ○多様な情報端末機器への対応や、ウェブを活用した様々な情報発信の仕組みについて研究を進めます。
<p>2</p> <p>DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ライブカメラや地域インターネットについて、地域振興や防災などで有効に活用できるよう調査・研究を進めます。 ○クラウドコンピューティングなどの新たな情報技術の導入について調査・研究を行います。 ○オンライン申請やキャッシュレス決済など、行政サービスのデジタル化を推進します。

関連する主な個別計画

- 砺波市デジタル化推進計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
砺波市ホームページのアクセス数【再掲】	1,677,566回／年	2,760,093回／年	2,800,000回／年

【コラム】Society 5.0とは

Society 5.0とは、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会を指し、日本が目指すべき未来社会の姿として提唱されている「人間中心の社会」のことで、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより実現されます。

Society 5.0では、IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これまでの課題や困難が克服されます。また、必要な情報が必要な時に提供されることで、経済発展と社会的課題が解決し、一人一人が快適で活躍できる社会となることが期待されます。

○砺波市のSNS



共通方針	協働と持続可能な自治体経営
15 主要施策	持続可能な自治体経営
38 個別施策	広域行政・事業連携の推進

現状と課題

- 高速道路や国道、主要地方道などの幹線道路・河川の整備、教育など関係自治体と連携して進めるべき事業については、協議会や期成同盟会などを設けて取り組むとともに、事業進展のため国や県に対して要望活動を行っています。
- 富山県西部6市（砺波市、高岡市、射水市、氷見市、小矢部市及び南砺市）は、連携中枢都市圏形成を形成し、とやま呉西圏域都市圏ビジョンに基づき、観光、防災、医療、公共交通など様々な分野で都市連携を進めています。
- 民間企業等との相互連携と協働による活動の推進が求められています。

施策の方向

広域処理によるスケールメリットを生かして行政課題の解決に努めるとともに、とやま呉西圏域連携中枢都市圏による都市連携や大学との連携を推進するなど、広域行政や事業連携の推進を目指します。

主な取組

<p>1</p> <h3>広域行政の充実</h3> 	<ul style="list-style-type: none"> ○上水道、救急医療、介護、ごみ処理、消防、農業共済、し尿処理などの広域処理によるスケールメリットを生かした広域連携を推進します。 ○広域的な視点に立ち、圏域内における各市の特色や役割を踏まえ、行政課題の解決に努めます。
<p>2</p> <h3>事業連携の推進</h3> 	<ul style="list-style-type: none"> ○協議会や期成同盟会などの活動を通じて、共通の行政課題を持つ近隣の自治体との連携、協調を図るとともに、広域的事業への支援を国・県に要望します。 ○県西部地域や飛越地域との交流を深めるなど、市や県の区域を越えて、観光と産業が一体となった観光宣伝事業を展開します。 ○富山県西部6市（砺波市、高岡市、射水市、氷見市、小矢部市及び南砺市）によるとやま呉西圏域連携中枢都市圏において、様々な分野での事業連携を推進します。 ○官民協働の取組を推進するため、企業等との包括連携協定を積極的に進めます。

関連する主な個別計画

指標	現状値【R1】	現状値【R2】	目標値【R8】
「とやま呉西圏域」連携中枢都市圏による新規連携事業数	1事業	0事業	2事業
企業等との包括連携協定の締結数	1件	3件	10件

